松 山 大 学 論 集 第 22 巻 第 1 号 抜 刷 2 0 1 0 年 4 月 発 行

弁護士の誕生とその背景(5)

--- 明治時代中期の自由民権裁判と免許代言人 ---

弁護士の誕生とその背景(5)

--- 明治時代中期の自由民権裁判と免許代言人 ---

谷 正 之

序

- 一 自由民権運動と規制立法
- 二 自由民権裁判と免許代言人
 - 1 免許代言人の自由民権運動への参加
 - 2 不敬罪・新聞紙條例・集会條例による自由民権運動の規制
 - 3 興風会演説会葬事件-警察への抗議行動
 - 4 福島事件-三島県令と福島自由党の激突
 - 5 高田事件-官憲の仕組んだ頸城自由党撲滅作戦
 - 6 加波山事件一山頂に翻る自由の旗

結び

序

藩閥政府は、明治8(1875)年6月以降、讒謗律・新聞紙條例・出版條例・ 集会條例等を相次いで制定した。集会結社言論出版を厳しく制限し、自由民権 運動を規制しようとしたのである。全国各地で自由民権運動を担った人たち は、これら規制立法違反に問われ苦難の道を歩むことになった。明治15(1882) 年1月、免許代言人による刑事弁護が開始した。免許代言人は自由民権裁判で 華々しく活躍することになる。

本稿では自由民権運動に関連してどのような事件が起き,裁判はどのように 行われ,免許代言人はどのような弁護活動を行ったのか,これらについて取り 上げ検討したいと思う。

一 自由民権運動と規制立法

慶応4 (1868) 年3月の五個条の誓文「広く会議を興し万機公論に決すべし」から出発した太政官政府は、田畑永代売買の禁解除・田畑勝手作許可・旧身分制度の廃止・白洲の着座身分制の廃止・切支丹禁制の高札撤去・妻からの離婚請求の容認など数々の封建的な禁制や制限を廃止する一方、郵便制度の開始・新貨條例の制定・散髪廃刀の自由・学制の制定・鉄道開業・ガス燈設置・製糸工場開業・西洋法の導入・法典の編纂など文明開化政策を驚くほど積極的に推進し、国内は進取の精神に溢れ活気に満ちていた。

ところが、明治 6 (1873) 年 10 月の征韓論政変で、西郷・板垣・後藤・副島・江藤など西郷を除く土肥勢力が下野した頃から、大久保・木戸・岩倉らの残留政府は薩長藩閥色を鮮明にし、薩長出でなければ政府要人になれず、官吏は専ら閥族関係者や藩閥に従属する者を登用するという閉鎖的な傾向となり政策も独断専行が多くなった。明治 7 (1874) 年 1 月の「民撰議院設立建白」は、この状況を「政権の帰する所独り有司に帰す、政令百端、朝出暮改、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦告ぐるなし、因仍改めず恐らくは国家土崩の勢いを致さん」と評した。そして、これを「振救する道は天下の公議を張る民撰議院を立てるにあるのみ」と主張したのであった。

藩閥政府はこの建白を無視したが、ブラックの「日新真事誌」に掲載されて 大きな反響を呼び民撰議院設立論争に発展し、これが発火点となり全国に民撰 議院の早期設立を求める運動が燎原の火の如く広がっていった。

政府は、この運動をもって政治体制を脅かすものと強い危機感を抱き、これを規制するため、明治8 (1875) 年6月、天皇官吏等を讒毀・誹謗するものを処罰する「讒謗律」と、新聞雑誌による政府・法律批判を禁止し違反者を罰する「新聞紙條例」を制定した。同年9月には更に「出版條例」を制定し、著作・翻訳書を出版しようとする者は、事前に内務省に届出るべきことと定めて検閲を行い、これらの規制立法に違反した者を逮捕し裁判にかけて厳しく処罰した。

明治11 (1878) 年9月に再興された愛国社は、国会開設請願運動を強力に推進し、明治13 (1880) 年4月17日には「国会期成同盟」の代表片岡健吉・河野広中が、「国会を開設するの允可を上願するの書」を太政官に提出しようとしたが、太政官・元老院はいずれも受取りを拒否した。各県の代表者も続々請願書を携えて上京したが、同様に受取りを拒否して、民意を聞こうとしなかった。

新聞紙條例・出版條例等で処罰を受けたジャーナリストや民権家らは、今度 は盛んに集会を開いて政談演説をするようになった。政府はこれを追いかける ように、明治13 (1880) 年4月、「集会條例」を制定し、集会結社の警察署へ の届出及び認可制とし、警察官に演説中止権と集会の解散権を与えた。警察の 認可なしに集会を開き政談演説などすれば、直ちに勾引し裁判にかけて投獄し た。認可した集会でも政府批判をすれば、演説中止・集会解散を命じ演説者を 拘束して裁判にかけた。

明治14(1881)年10月に「自由党」が結成され、翌年4月「立憲改進党」が結成された。また、大阪に立憲政党、九州に九州改進党が成立し、それぞれ政党活動を開始した。

政府はこの動きをみて、政治結社や政党が支部を設け、或いは、連合して拡大することを警戒し、明治 15 (1882) 年 6 月、結社の支部設置・結社間の連合を禁止するなど規制を強化した集会條例の改正を行った。明治 15 (1882) 年 1 月に施行された刑法が、「皇室に対する罪」を設けて以来、人々が不敬罪に問われる事件が頻発するようになった。明治 16 (1883) 年 4 月には新聞雑誌による政府等の批判を封じるため、新聞紙條例を改正して新聞雑誌の発行禁止や停止など行政処分権を強化した。そして、同年 6 月に出版條例を改正して内務省への事前届出制1)を一層厳しくし罰則を強化した。

¹⁾ 明治 14 年 \sim 20 年に発行された書物を見ると、奥付の最初のところに共通して「御届」と記され発行前に届出済みであることを示し、続いて出版年月日・著者名・発行所・定価等が印刷してある。

藩閥政府がこのように集会結社言論出版を著しく制限し、自由民権運動・政党運動を弾圧したことに対し、民権家・自由党員らは公然と反抗する激化事件を起こした。明治15(1882)年12月の福島事件から明治19(1886)年6月の静岡事件に至る一連の国事犯事件である。免許代言人は、自由民権運動・政党運動を進めながら、これら重大事件の弁護人として活躍し、或いは、自ら事件の渦中に巻き込まれるなどした。

二 自由民権裁判と免許代言人

1 免許代言人の自由民権運動への参加

わが国には明治 21 (1888) 年に至るまで、成文憲法もなく、民意を反映させる国会もなかった。藩閥政府の殖産興業・富国強兵政策により、人民の租税負担は重く、徴兵義務を課されるなど義務や犠牲が強調され、自由や権利は制限されていた。

明治時代の中期に自由民権運動を担った人々は、彼らが私擬憲法で示したように権力分立制と人民の自由権利を保障する憲法を制定し、民意を政治に反映させる国会を開設し、君民共治の国家をつくろうとした。彼らの主張する「自由民権」は、天賦の権利であって、これが保障され且つ人民が政治に参加する立憲主義国家づくりを目指したのである。「自由民権」は、全国的な政治運動を導く合言葉となった。

明治9 (1876) 年2月22日,「代言人規則」が制定され,これにより免許代言人が誕生した。全国各地の免許代言人は,法律の専門知識を活かして事件の解決に取り組むとともに,盛んに政談演説会を開き演説を行った。例えば,盛岡は陸奥の雄鎮といわれるほど自由民権運動が盛んな土地柄で,明治13(1880)年9月2日,八幡町坂ノ上の芝居小屋で免許代言人の布施長成・伊東圭介・宮杜孝一²⁾が演説者となって「政談演説討論会」を開催した。討論者は,免許代言人の梅内直曹・福士美武・佐藤道一・岡崎晴正らで,「国会は是や否や」を巡って討論が展開された。月末には内丸公園(県民会館付近)の芝居小屋で政

談演説会が開かれ、「相変わらず大入りにて、聴衆は土間や上下の桟敷は勿論、 花道までも詰めかけ、各々息を飲んで演説を聞き居る」(日進新聞)という盛 況ぶりで、特に布施の「花を愛せざる人へ花を与える勿れ」、伊東の「政府人 民利害の関係」の演説は、いずれも懸河の弁をもって滔々と説くもので、喝采 の音、雷の如くというほどで、聴衆は2,000人を超えていた。各地の免許代言 人は、このように政談演説会を盛んに開いて自由民権、国会開設を唱え、自由 思想の普及啓発に努めたのである。娯楽の少ない時代であったから、聴衆はま るで芝居を観るように会場に集まった。有能な弁士は、聴衆から役者顔負けの 人気を博し「何々屋アー」という掛け声がかかるほどであった。弁士は聴衆が 何を求め、何を語って欲しいのかを察知し、その期待に答える演説をすると、 聴衆から「ヒヤヒヤ」(賛成賛成)と歓声が上がり、臨場警察官が中止命令を 出す動きをみせれば、さっと身を引き手振りやゲンコツを振り回すことで余韻 を残すなど駆け引き上手で演説会を盛り上げていった。

多くの免許代言人は、自由党や改進党に参加し、自由民権運動・政党運動を リードする重要な役割を担った。彼らの多くは法律研究所や法律学校で、フラ ンス・イギリスやアメリカなど欧米の啓蒙主義的な政治学・法律学・歴史学・ 文明論等諸学問を学んでいたから、わが国を欧米諸国並みの文明国にしようと して積極的に自由民権運動・政党運動を推進したのである。

2 不敬罪・新聞紙條例・集会條例による自由民権運動の規制

明治 15 (1882) 年以前に行われていた新律綱領・改定律例には,天皇皇族に対する不敬罪の規定はなかった。免許代言人の角田真平事件や前島豊太郎事件のように,便宜主義的に不応為罪や讒謗律を適用して処罰していた?

²⁾ 岩手弁護士会 (1997) の歴代会長及び年表によれば,布施長成(「求我社」代言局主任) は,明治14 (1881) 年盛岡代言人組合の初代会長になり,伊東圭介は明治23 (1890) 年衆議院議員・同26 (1893) 年盛岡弁護士会会長を務め,宮杜孝一は明治32 (1899) 年同弁護士会会長・同35 (1902) 年盛岡市会議長・大正4 (1915) 年岩手県会議員となった(425-447頁)。明治時代の免許代言人は、政治家としても活躍したのが特徴である。

ところが、明治15 (1882) 年1月1日に施行された刑法 (いわゆる「旧刑法」) は、薩長藩閥政府の天皇主義国家観に沿って第2篇公益に関する重罪軽 罪第1章に「皇室に対する罪」を設けるに至った。

- 第百十六條 天皇, 三后, 皇太子に対し危害を加へ又は加へんとしたる者 は, 死刑に処す。
- 第百十七條 天皇,三后,皇太子に対し不敬の所為ある者は,三月以上五年以下の重禁錮に処し,二十円以上二百円以下の罰金を附加す。 皇陵に対し不敬の所為ある者,亦同じ。
- 第百十八條 皇族に対し危害を加へたる者は死刑に処す。其危害を加へん としたる者は無期徒刑に処す。
- 第百十九條 皇族に対し不敬の所為ある者は、二月以上四年以下の重禁錮 に処し、十円以上百円以下の罰金を附加す。
- 第百二十條 此章に記載したる罪を犯し軽罪の刑に処する者は, 六月以上 二年以下の監視に付す。

不敬罪が、刑法上明記されたことにより、それ以後人民が頻繁に不敬罪に問われる事件が起きた。

次の事件は高知県で起きたものである。

(1) 安原栄事件

政談演説会に臨場した警察官が、実に些細なことで不敬罪として演説を中止 させ、演説者を逮捕した事件である。

民権家安原栄は、明治 15 (1882) 年 6 月 15 日、高知県下高岡郡高岡村で開催された政談演説会で、「夢の中の夢は醒ると雖も醒中の夢は醒る能はず」と

³⁾ 角田真平事件・前島豊太郎事件については、松山大学論集第21巻第2号(2009) 拙稿310 頁以下で取り上げた。

の演題で演説中、「五箇条の御誓文に上下心を一にし云々とある、その上下とは、上は天皇陛下より下は平民乞食に至るまでを指したもので」と言った途端、臨場していた警部沢田美穂がつと立ち上がり、「やめい、今その方は上天皇陛下より下平民乞食までと言うた。陛下に対し奉りて不敬である。いざこの者を捕縛せよ」と大喝し、後ろに控えていた数名の巡査が、寄ってたかって安原を捕縛した。傍にいた弁士らは余りのことに茫然とし、多くの聴衆はこの有様を見て大いに驚き憤慨し瓦石を飛ばすなどする者があり会場騒然となった。会主や弁士らが制止に努めてその場の混乱を漸く取り鎮め、警察署に行って安原に食物を差し入れようとしたが、警察がこれを許さず直ぐ伊野警察署に護送した。

その後、高知軽罪裁判所の担当検事補村田穂は、安原を取り調べたが、この程度では起訴しても公判を維持することはできないと考えたのであろう、現場で拘束された日から5日目に不起訴処分にして釈放したも

このように警察官は、政談演説会に臨場して弁士の演説内容を監視し、些細なことで口実をもうけては演説に干渉した。これは一例にすぎず、全国各地でこのような事件が起きたのである。

(2) 推古天皇不敬事件

新潟県で不敬罪事件が起きた。

明治16 (1883) 年6月,新潟県で発行されている新潟日日新聞の社説が, 日本書紀にある推古天皇を侮辱したとして,筆者・編集人・印刷人が不敬罪及 び新聞紙條例違反に問われたのである。

4世紀の後半ごろ,大和地方の最も有力な豪族大王(のちの天皇)を中心に 葉が我氏・物部氏・大伴氏・葛城氏・平群氏・羽田氏・巨勢氏・和珥氏など豪族が大和国家をつくっていた。大和国家の朝廷は,大王を中心とする豪族の連 合政府であった。6世紀初めになると葛城氏以下が没落し,大伴金村が権勢を

⁴⁾ 手塚(下)(1983)298 頁以下

ふるったがやがて失脚し、進取的な蘇我氏と保守的な物部氏の二大勢力が対立 して戦闘にまで発展し、蘇我馬子が政敵の物部守屋を滅ぼして政治の実権を 握った。

天皇と縁戚関係をつくった蘇我馬子は、益々その権力を強化した。この状況をみて崇峻天皇は、天皇を軽視し政治を支配している馬子を排除すべきことを側近に語った。これを漏れ聞いた馬子は身の危険を感じ、592年10月、 東京のあたいまま 直 駒を使って崇峻天皇を暗殺し、馬子の姪に当たる豊御食 炊屋比売 高い を天皇とした。これが推古天皇(女帝)である。推古天皇は自分に代わって政治を行う摂政として聖徳太子を任命した。聖徳太子のは、勢力の強い蘇我氏から政治を取り戻して天皇親政を行い、十七條の憲法・冠位十二階の制を定め、遺隋使として小野妹子を隋に派遣し対等外交でを進め、隋の文明も積極的に取り入れて飛鳥文化が花開いた。

新潟日日新聞は、明治16 (1883) 年6月20日から3日間にわたり、その社説に「王室の尊栄と人民の幸福とは両立せしめざる可からず」と題した民権家有田真平の寄稿文を掲載した。その文章の中に

我朝三十三代崇峻帝8 の御字に当てや,蘇我馬子擅ま、に政権を握り,王室の尊栄を保つに非らす。唯一已れ一種族の栄利を謀らんと欲するにあるのみ。而して其甚しきに至ては,東漢駒の手を藉て主上を弑し奉り,又従って之を殺し,更に孱弱無智の婦女子を立て政権を壟断するか如きは悪みても尚余りある事どもなり。

という個所があった。崇峻天皇から推古天皇に代わる原因となった蘇我馬子に よる変事を論じたものである。

① 被疑者3人の逮捕

検事補須藤槻はこれを読み, 馬子が立てた推古天皇を「孱弱無智の婦女子」

⁵⁾ 蘇我馬子の姉妹の墜塩媛は、第29代欽明天皇の妃で、その皇女が豊御食炊屋比売命で 第33代推古天皇である。馬子にとっては姪に当たる。

⁶⁾ 聖徳太子は, 堅塩媛と欽明天皇との間に生まれた第31代用明天皇の皇子で, 馬子とは 縁続きであったが, 馬子の思惑に反し天皇親政を推進した。

⁷⁾ 小野妹子が隋の楊帝に渡した親書には「日出ずる処の天子,書を日没する処の天子に致す,つつが無や」と述べ対等外交関係を主張した。

⁸⁾ 原文に三十三代とあるが、崇峻天皇は三十二代である。

と記したのは不敬であるとし、巡査を従えてまず印刷人寺田俊吾を勾引し印刷 機を押収した。次いで、編集人志賀広吉を逮捕し、最後に筆者の有田真平を佐 渡で捕えた⁹

検察官は、彼ら3人を不敬事件として新潟軽罪裁判所に起訴し、明治16 (1883) 年8月20日から4日間の集中審理が行われた。

② 新潟軽罪裁判所の公判

裁判長は、新潟軽罪裁判所の判事鈴木政五郎で、立会検察官は検事補泉二郎、 被告人らの弁護人は、記事を書いた有田真平について免許代言人の桑田房吉、 編集人志賀広吉について長野昌秀、印刷人寺田俊吾について稲岡嘉七郎であっ た。

有田は新潟県佐渡国の平民・質営業の民権家・年齢25歳4カ月,志賀は新 潟県越後国の平民・新潟日日新聞の編集人・年齢26歳9カ月,寺田は東京府 武蔵国の平民・表具師で同新聞の印刷人・年齢21歳7カ月で,いずれも20歳 代の青年たちであった。

明治15 (1882) 年1月から「治罪法」が施行され、刑事裁判において、被告人を弁護する代言人が検察官と対等の立場で法廷において対峙し、裁判官がこれを裁くという弾劾主義が執られることになった。裁判官が主導で捜査・事実認定・裁判を行う従前の糾問主義は廃止されたのであるが、その過渡期には、いまだに裁判官が主導しており、被告人や証人に対する尋問も裁判官が多く行い、弁護人の尋問中にも裁判官が頻繁に口を出していた。

被告人有田が不敬罪に問われた社説の文章に関する質問も、裁判官が中心になって行っている。

(ア) 有田真平の公判

新潟新聞の「公判傍聴筆記¹⁰」によれば、有田に対する裁判官の質問とその答弁の模様は、次のとおりである。

⁹⁾ 手塚 (下) (1983) 179 頁以下

¹⁰⁾ 新潟新聞の「公判傍聴筆記」は、手塚(下)(1983)199 頁以下に収録されている。

- 判 是より其方の草せる文の不敬罪に当るの一節を読み聞かせん。
- 書朗読す。
- 判 馬子が専横を逞ふしたりとは、何が為めに来りたると思惟するぞ。
- 被 何処まても筆誅を加へん為なり。
- 判 孱弱云々の文字も, 馬子の暴虐を明白にせんため, 記したるならん。
- 被然り。
- 判 馬子は自己の為に利益なる故に、此女帝を立た胸算と思ふか。
- 被然るなるへし。
- 判 崇峻天皇を弑し奉りたる馬子の思想は、其方確と知り居るか。
- 被 詳密に知らされとも、大抵思慮する所あり。
- 判 崇峻天皇と推古天皇との御間柄は、如何に思ふか。
- 被 委しくは存せされとも、御父子の間柄と考ふ:
- 判 然らは崇峻天皇の弑されしは、御父が馬子の為めに崩御なりたるに当るへし。
- 被然り。
- 判 御父の弑され玉へしも、是非の御分別なしと思ふ故に記したるか。
- 被 其等の委しきことは、当時考案せす。止た馬子の暴虐無道を世に明か ならしめ後来復か、る事なきを希ひて筆したるにあり。
- 判 然らは馬子も単に推古帝を立ると云ふも、其悪虐を示すに足らす、依 て孱弱無智の文字を藉り来りしか。
- 被 然り。一篇の大要は、返す返すも申す如く尊王愛国の精神より出て、 勢ひ不知不識かの文字を記せり。今日より顧みれば至尊に対して道徳 上或は不敬なるべきも、其文字の意義を解釈すれば毫も不敬の事は含 蓄せず。
- 判 馬子も奸悪を逞ふするに妨けなき天子を立たる訳か。

¹¹⁾ 崇峻天皇と推古天皇との間柄は、父は欽明天皇で同じであるが、母を異にする異母兄姉で、父子関係ではない。

被然り。

- 判 然らば御父の弑されたるも、是非の御分別なきを以て其方は孱弱無智 の言を以てしたるにあらずや。
- 被否な然らず。単に馬子の悪を筆誅せん為め、論勢此に及ひし迄なり。
- 判 其方は先刻より道徳上の不敬と云ひ居るが、何なる心得ぞ。
- 被 如何に奸賊と雖とも筆誅を加ふるの所存より,遂には至尊に向て孱弱 無智と不穏に似たる文字を掲記したればなり。故に私は道徳上の不敬 なりと思慮す。
- 判 要するに其方の精神は、尊王愛国にあるへきも、奸賊を筆誅するの勢 ひ孱弱無智の婦女子と推古天皇を評したるにあり如何心得るか。
- 被実に法官の仰せらる、ところに相違なし。
- 判 然らば左様にて宜し。

(新聞原稿及ひ掲載したる日日新聞を示さる。)

判 相違なし。其原稿は私か親筆なり。

(適宜句読点を付けた。以下の問答も同じ)

翌日の公判でも、有田は「昨日来申立る如く道徳上不敬の文字にて其罪人たるかは知らざれども、法律上の罪人とは夢存せざることなり。故に皇室に対する不敬罪などとは決して服すること能はず」と主張した。

弁護人桑田房吉もまた,文字の解釈上より推し,有田には悪意はなく無罪で あることは論を俟たないと彼を弁護した。

(イ) 編集人志賀広吉の公判

志賀は、公判廷において有田真平より投書があり3回にわたり新聞紙に掲載 したこと、原稿も有田のものに相違ないが、この文章を掲載することは毫も妨 げないと思ったと述べ、裁判官の質問に次のように答えた。

- 判 最初新聞に掲くるときは妨けなしと思えしも、今日は皇室に対する不 敬罪と思惟するか。
- 被 今日に至るも左様に考へず。

- 判 然らばその考へざる理由を陳述せよ。
- 被明了せす。
- 判 其方明了せすと頻りに云ひ居るか、荷くも新聞紙を編輯するものに不 似合の言なり。
- 被明了せさる故已むことを得ず。
- (ウ) 印刷人寺田俊吾の公判

寺田は、法廷において有田の原書により自ら文字を組み立て印刷したことを 認め、裁判官の質問に次のように答えた。

- 判 其印刷したる文中に孱弱無智の婦女子と推古天皇を評し奉れり如何解 し居るか。
- 被暗愚又は馬鹿といふことにあらすと解せり。
- 判 然らは如何。
- 被 身体虚弱なりと云ふと同一なり。
- 判 それは孱弱の二字の解に聞ゆるが無智とは如何。
- 被 強ち事理を弁し得ぬとの意にあらず。他人に比して幾多慮はかり寡なしと云ふ意味に考ふ。
- 判 然らは思案に乏しと云ふ極意か。
- 被先つ然り。
- 判 何人を指したるか。
- 被 推古天皇を指し奉れり。
- 判 其方は不敬の処為と思ふか。
- 被 私は印刷人のことであれば、有田真平の起稿に係るものにて編輯長より下渡したるなれば、毫も不都合なきものと信し又た私も皇室に対し 不敬などとは心付かずして新聞紙を印刷せり。

検察官と弁護人は、公判中に何度も激しい論争を行っている。検察官又は弁 護人が意見を述べれば、他方が直ちに質問し意見を述べるなど緊張感あるやり 取りをしていることに驚かされる。法律家として相当の力量と十分な事前準備 がなければ、即時にこのようなやり取りはできるものではない。

検察官は事実について弁駁し、有田が智・無智につき牽強附会の言を吐き遁辞することを非難し、道徳上の罪人であることを認めた点を捉えて、次のように主張した。

検 本人なる真平は過日来道徳上の罪人たるを自白し居れり。然は己れ既 に一方に罪あるを甘んするものなり。歴史上の引証は、本職は一抹に 付しさるべし。

これに対して、弁護人が直ちに検察官に質問した。

- 代 検察官には真平が罪人たるを自白し居る如く云はれたるは、如何なる ことか、又た歴史上の証例を一抹に付すると云はれたるは何なる理由 ぞ。請ふ之を聞かん。
- 検 道徳上の罪人と云ふことと文章に書き載せたることを以て,本職は明 かに有罪なる者と認定す。弁護人の聞き違へなるべし。

検察官は、弁護人が刑法第117條の天皇三后皇太子を現存するものに限ると 主張し、今日もまた縷々弁論するので一言したいと述べ、次のように反論した。

- 検 第百十七條は不敬を加へたるものにて、危害を加へたるものにあらされは、現在在はす方のみを指すものにあらす。只不敬罪とのみある以上は現存せらる、と否とは無論区別するを得す。同條に皇陵に対する云々とあるを見ても、強ち現存と否とを問はさるを知るへし。故に不敬とあるは有形に対して当然為すへき敬礼を欠きたるものをのみ示すにあらす。凡て先代の天皇三后皇太子の御神霊に向ても当然の敬礼を欠きたるものあれは、是れ本條に含蓄するは蝶々の弁を要せす。
- 代 検察官は只今皇陵に対することを云々云はる、のか。
- 検 否単に引証したる迄なり。
- 代 検察官は帰結を皇陵に対したることに取れたるは、是れ推断の法を誤られたるものなり。
- 検 皇陵云々の引証を弁護人に於て不当と云へとも, 無形なる御神霊に対

して尚如此なることを明示したるものなり。他は論告するに及はす。 代 只今の論駁は服する能はす。

このように公判のなかで, 随時検察官の論告と弁護人の弁論が激しく交わされているが、これらを要約すると次のようになる。

- ③ 検察官の論告求刑
- (ア) 検察官泉二郎は、被告人有田が智とは時機を察して巧みに事を処すことであり、無智は尋常普通の知識を有することというが、牽強附会も甚だしいもので正当のことばではない。無学であれば格別、被告人は和漢普通の書及び英学をも心得ており、政党に加盟しその党員の一人である。被告人は社会にあって上位に立つべきものである。無智の解釈を下すに当って、頗る附会の言を吐いている。畢竟遁辞たるに過ぎない。無智と評したのは、愚蒙なり馬鹿なりというのと毫も異なることはない。弁護人は頻りに被告人に悪意がないと主張するが、内心のことは知り難いもので、憶測して事実をまげて被告人を庇うものである。被告人は過日来道徳上の罪人であることを自白した。既に一方に罪あることに甘んじるものである。道徳上の罪人ということと文章に書き載せたことをもって有罪と認める。
- (イ) 天皇三后皇太子について、弁護人は御長逝遊ばされた天皇三后皇太子には 及ばないと主張するが、第117條は不敬を加えたもので、危害を加えたもので なければ現在する方のみを指すのではない。ただ不敬罪とのみある以上は、現 存されると否とは無論区別することはできない。
- (ウ) 被告人有田真平は、刑法第 117 條によって 3 月以上 5 年以下の重禁錮に処し、20 円以上 200 円以下の罰金を附加し、第 120 條に依って 6 月以上 2 年以下の監視に附する処断を求める。被告人志賀広告・同寺田俊吾については、新聞紙條例第 18 條に照らし共犯をもって論じ、有田真平と同じく処断したうえ、同條例第 36 條によって印刷機はこれを没収すべきである。

検察官の被告人3人に対する求刑は、以上のとおりであった。

編集人志賀・印刷人寺田は、新聞紙條例違反に問われているが、このとき行

われていたのは、全文 42 條からなる「改正新聞紙條例」(明治 16 年 4 月 16 日 太政官布告第 12 号) であった。

これによれば、新聞を発行しようとする者はその発行所の管轄庁(東京府は警視庁)を経由して内務卿に願い出て准許を受けなければならず(第1條第1項)、准許を受けないで又は准許の効を失った後、私に新聞紙を発行する者は、持主社主編輯人印刷人は各6月以上3年以下の軽禁錮に処し、20円以上200円以下の罰金を附加し、発行した新聞紙はこれを没収するとしていた。そして、新聞の発行禁止・停止の処分を受けた者及び第17條に反して発行した者もまた同じであった(第21條)。第17條とは、一人又は一社で数個の新聞紙を発行する者一個の新聞紙を停止されたときは、その停止中他の新聞紙を発行することができないという定めである。

本件で検察官が引用している「改正新聞紙條例」の規定は、次のとおりである。

第十八條 新聞紙に記載したる事項に関する犯罪は,持主社主編輯人印刷 人及筆者訳者は共犯を以て論す。

第三十六條 刑法第二編第一章の刑に触る、者は、印刷器を没収す。

新聞社の持主をはじめ主な者は皆共犯とし、印刷に用いる機械は没収して新聞を発行できなくするもので、新聞発行者にとって実に厳しい処分が定められていた。上記改正新聞紙條例第36條にいうところの刑法第二編第一章とは、「皇室に対する罪」のことである。

本件に関係する「刑法」の没収の規定は、次のとおりである。

- 第四十三條 左に記載したる物件は,宣告して官に没収す。但,法律規則 に於て別に没収の例を定めたる者は,各其法律規則に従ふ。
 - 一 法律に於て禁制したる物件

- 二 犯罪の用に供したる物件
- 三 犯罪に因て得たる物件
- 第四十四條 法律に於て禁制したる物件は,何人の所有を問はず之を没収 す。犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件は,犯人の所有に 係り又は所有主なき時の外,之を没収することを得ず。
- ④ 弁護人らの弁論を要約すると、次のとおりであった。

【桑田房吉の弁論】

(ア) 有田の新聞記事の文字の解釈上より推し、又悪意より記したものではなく、無罪であることは論を俟たない。仮に一歩退いたとしても、第117條の不敬罪には該当しない。天皇三后皇太子に対し不敬の所為とあるのは、現存する者のみを指したもので、既に御仙遊された天皇三后皇太子を指すものではない。よって、本條には含まれず無罪である。

弁護人はこのように弁論し、フランス刑法・ローマ刑法を参照したうえで、 不敬の趣旨について、次のように主張した。

(イ) 刑法第 117 條の不敬とは、感覚上不敬を加え王室の尊栄を傷つけた者を罰する趣旨をいう。無智といっても何も尊栄を傷つけ無礼を加えたものではない。誰もこれを不敬とは思わない。弁護人も当初かの文章を通覧したが、平生よく注意するにもかかわらず気付かなった。のち検察官の公訴があったことを聞きはじめてそのようなこともあるのかと思ったほどである。今日熟視したが何ら不敬なことはない。何をもって第 117 條の違反者というのであろうか、と検察官の論告に反論した。

【稲岡嘉七郎の弁論】

編集人志賀の弁護人稲岡は、不敬の文字の解釈は有田の弁護人が縷々述べたとおりであって、不敬とは悪意があって不敬を加えたこと及び現存する帝に対してしたことであると主張した。有田は王室の尊栄を保たんため、蘇我馬子の専横を責め、併せて後来を戒めるためこれを心に思うて論文を書いたものであ

るから、何等害意があってしたものでないことは明らかである。志賀には十分の教育がなく、有田の投書を何の妨げもないだろうと信じて載せたのである。およそ法文を解するにおいて、前條の天皇とあるのは、古代即ち先帝に及ばざるものとすれば、後條また然らざるを得ない。推古天皇は33代に当たるもので、勿論法の効力の及ばないことは弁論を俟たない。これを有罪とすれば、社会のこと皆有罪となる結果となり、甚だ危険といわなければならない。およそ原因あってはじめて結果がある。有罪の原因がないから罰すべき結果もない。もとより志賀は無罪であると弁論した。

【長野昌秀の弁論】

印刷人寺田の弁護人長野昌秀¹²⁾ は、現今の新聞條例と雖も罪を犯す意なき 所為についてその罪を論ぜざることは、刑法と同一である。寺田は常に印刷を 業とし、その名も新聞の末尾に署する程度であるから、深く学問も修めていな い。したがって、その論文が果たして皇室に対して不敬かどうか、もとより吟 味する能力もない。被告人は、一点の罪を犯す意思がないことは明らかであり、 新聞紙條例第 18 條に照らし共犯をもって論ずることはできない。検察官が第 36 條により印刷機を没収すると述べたが、新潟日日新聞社に使用する印刷機 は、前主里村太利より寺田が借り受けたものである。新聞紙條例には他人の所 有にかかるものも悉く没収すると明文がない以上は、無論没収される道理がな い。寺田の所有でない他人の物件を没収できるはずはないと主張した。

本件で争点になっているのは、有田が推古天皇を「孱弱無智の婦女子」と記 したことが不敬にあたるか、天皇三后皇太子とは現存者をいうのかどうか、他 人の所有物を没収できるかということであった。

¹²⁾ 新潟弁護士会(1940)の代言人組合名簿及び歴代役員一覧・会員一覧によれば、長野昌秀は、文久元(1861)年12月新潟で生まれ、明治16(1883)年7月に代言人試験に合格し免許代言人となった。同26(1893)年新潟代言人組合の会長を務めた(26・707・723頁)。堂々の弁護を行った桑田房吉・稲岡嘉七郎については、新潟弁護士会の名簿には見当たらない。他府県の免許代言人と思われる。

- ⑤ 新潟軽罪裁判所の判決 判決の結論部分を示すと、次のとおりであった。
- (ア) 有田真平に対する判決

新潟県佐渡国雑太郡相川大工町六十三番地 平民 質営業

> 有田真平 二十五年八月

推古天皇を指して無智の婦女子と称したる証拠は、該文章の原稿及ひこれを刊行せし新潟日日新聞紙に拠り明確なるを以て、新聞紙條例第十八條に照らし、刑法第百十七條第一項に依り、重禁錮十月に処し罰金四十円を附加し、刑法第百二十条に依り、十月の監視に付す。

新潟軽罪裁判所において検事補蔭山政記立会宣告 明治十六年十二月五日 判事 後藤幸操 書記 福原錬平

(イ) 志賀広吉に対する判決

新潟県越後国西蒲原郡小平方村 平民 卯之七弟 新潟区東堀川 通十番町十四番地 荒物渡世 志賀広告 二十七年

推古天皇に対して無智の婦女子と評語したるは、不敬の言語にして之を新聞紙へ掲載したる証憑は、有田真平寄送の原稿及ひ之を刊行せる新潟日日新聞に拠り明確なるを以て、仮令其字義を弁知せさるも到底有罪たるを免れさるに拠り、新聞紙條例第十八條に照らし刑法第百十七條第一項に依り、重禁錮十月に処し罰金四十円を附加し、刑法第百二十條に依り、十月の監視に付す。但し犯罪の用に供したる論文原稿は、刑法第四十三條に因り没収す。志賀に対する裁判所・判決言渡期日・判決言渡し裁判官・立会検察官は、有

田の判決の場合と同じである。

(ウ) 寺田俊吾に対する判決

東京 武蔵国 原郡南品川駅 平民 昌彦三男 表具師 寺田俊吉

二十一年十一月

推古天皇に対して無智の婦女子と云ひたるは、不敬の評語なりと認定す。 而して之を新聞紙に印刷したる事実は、有田真平寄送の原稿及ひ之を掲載し たる新潟日日新聞に拠り明確なるを以て、新聞紙條例第十八條に照らし刑法 第百十七條第一項に因り、重禁錮十月に処し罰金四十円を附加し、刑法第百 二十條に依り、十月の監視に付す。

但し犯罪の用に供したる論文原稿は、刑法第四十三條に因り没収し、印刷 機は新聞紙條例第三十六條に照し没収す。証拠として差出置く証書一通鑑札 一葉は還付す。

寺田に対する裁判所・判決言渡期日・判決言渡し裁判官・立会検察官は,有田の判決の場合と同じである。

いずれの判決も、被告人らの主張を悉く排斥し、有罪の判決であった。

⑥ 裁判手続上の問題

公判を担当した裁判官は鈴木政五郎で、担当検察官は泉二郎であったが、判決を言渡した裁判官は後藤幸操であり、立会検察官は蔭山政記であった。結審したのが明治16 (1883) 年8月24日で、判決が言い渡されたのが同年12月5日である。3か月以上かかっている。治罪法第314條は、「裁判言渡しは、弁論を終りたる後、公廷において即時に之を為し、又は次日に之を為す可し」と定めている。次日にというのは、翌日にという意味ではなくできるだけ早くと解されていたようであるが、それにしても判決が出るまでの長さは異例のことであった。

公判担当の鈴木裁判官は,有田に対する被告人質問の際に「其方の精神は,

尊王愛国にあるへきも、奸賊を筆誅するの勢ひ孱弱無智の婦女子と推古天皇を評したるか」と尋ね、有田が「実に法官の仰せらる、ところに相違なし」と答えたので、「然らば左様にて宜し」と言っている。また、同裁判官は別のところで、「其方が孱弱云々と信して直接に推古帝を評したるにあらさることを、拙者は明了にし置ねはならぬ」と言い、有田の「前述の如くに相違なく、直接に私が評したる訳にあらす」との答えに、「明了したるが、文字の解釈は昨日の通りか」と確認し、有田の主張に理解を示していた。

これらの問答から推しはかると、鈴木裁判官は、不敬罪の適用に消極的だったのではないかと思われる。彼は判決しないまま新潟始審裁判所高田支部に転勤した。本件の判断につき所長判事長崎疆と意見が合わず転勤させられた可能性がある。

明治 16 (1883) 年 1 月 17 日,司法省は各裁判所宛てに次のとおり司法省達 を出している。

刑法第二編第一章に記載せる重罪軽罪を犯すへき者は有之間敷筈に候得共備有之に おいては実に不容易儀に候條右等の事件に関し告訴告発ありたる時は速に当省へ申出 つへし此旨相達候事

司法省は各裁判所に皇室に関する事件については、予め司法省に具申するように指示していたのである。新潟軽罪裁判所は、この司法省達に従って本件は皇室に関するものとして司法省に具申した。手塚『自由民権裁判の研究』によれば、同じころ東京においても、東京横浜毎日新聞の記者が、後醍醐天皇を侮辱したとして起訴され、東京軽罪裁判所に係属した小松渉事件があり、この裁判所もまた請訓を司法省に求めたので、司法省は、新潟・東京両軽罪裁判所に、歴代天皇に対する不敬の所為も刑法第117條を適用すべき旨指令を発したものと推測できるとしている協新潟軽罪裁判所の後任の後藤裁判官は、司法省の指令に基づいて判決書を作成し言渡したのである。

¹³⁾ 手塚 (下) (1983) 184 頁

ところで、後藤裁判官は公判に関与していないから、判決するには公判手続の再開と従前の弁論の更新を必要とする。そうでなければ公判に全く関与しなかった裁判官が判決したことになり違法たるを免れない。裁判官はすべて自ら聴いたところに因り心証を形成して判決すべきであるというのが、治罪法解釈の通説だったからである。果たしてこの手続きがなされたのかどうか、資料がなく不明である。

有罪判決の言渡しを受けた被告人3人は、ともにこれを不服として大審院に 上告した。

(7) 大審院の公判

大審院の裁判官は,裁判長荒木博臣・専任判事武久昌孚・判事谷津春三・判事兵頭正懿・判事岡村輝彦で,検察官は検事林三介であった。上告した有田の弁護人は,免許代言人の岡山兼吉であった¹⁴⁾

【免許代言人岡山兼吉】

岡山兼吉は、遠江国城東郡横須賀の人で、安政元(1854)年7月生まれ、明治3(1870)年藩校で漢学を学んだ後、越後新発田中学校を経て、同7(1874)年、新潟英語学校で英学を学び、同9(1876)年、東京開成学校(のち東京大学となる)に入学し法律学を学び、同14(1881)年7月に同校を卒業した法学士代言人である。官学を出た者は官途に就くものが多い中、官途は大丈夫の器量を試みる所ではなく、艱難のうちに成長し社会の補益を図ること、野にあって社会公衆の為に尽くすことに意義があるとして代言人になった。6)彼の仕事は、綿密かつ周到で精密であり、この当時免許代言人のうちで最も訴訟上手と評されていた。6)彼は新潟に縁があったからこの事件を引き受けたのであろう。

岡山弁護人は、大審院の公判で検察官と激しい論戦を展開した。その一部を

¹⁴⁾ 志賀・寺田の上告弁護人が誰であるかについては、公判傍聴記にも記載がなく不明である。

¹⁵⁾ 原口「高名代言人列傳」(1886) 29 頁以下,日下「日本弁護士高評傳」(1891) 39 頁以下,いずれも「日本法曹界人物事典第6巻[代言人時代]」ゆまに書房(1996) に収録されている。

記すと,次のとおりである。

- 検 代言人の論は、脆弱無拠にして一つも取るに足らさるは、敢えて多弁を要せす。新潟日日新聞を一見せは判然たり。その新聞に推古天皇を指し奉りて孱弱無智云々と恐れ多くも、今上天皇の御先祖に彼是れと誹毀したるは、取りも直さす今上天皇を彼是と申し奉る者なり且つ其不敬を加へしことは、検事の調書並に公判始末書等に依て見れは被告自ら其不敬たることを証言し居れり。是れ推古天皇を彼是と是非するは、恐れ多くも御在世に渡らせ玉ふ天皇に対し奉り不敬なり。実に之等は余り恐れ多き多きことにしあれば、多弁するも憚りあり。代言人は種々と巧言敷衍すれとも、到底その申立ては相立さることなれば、治罪法第三百二十七條に基き本案棄却あらんことを請求す。
- 代 自分は只今検察官の御論弁ありし要領に対し、今一応御説明有らんことを請求す。
- 裁 只今検察官の陳述を聞取り得ざりしか。
- 代 聞き取らさりしには非されとも、少し了解しかねる所あれは、何卒今 一応御陳弁を請ふ。
- 検 然らは今一応申述へし (検察官が前言を復言する)。
- 代 了解せり。然れは検察官に於ても代言人と同じく刑法第百十七條天皇 とは単に御在世の天皇を指し奉る義なりと解釈され,而して被告の罪 となる所は,今上天皇の御先祖たる推古天皇を誹毀するは即ち今上天 皇に不敬を加へたる義と仰せられたるものなり。然るに刑法第百十四 條親属と称するものを参考するに,我が刑法に於て親属と認むるもの

¹⁶⁾ 潮見編(1972)森長62頁,三菱の端島炭鉱事件の第一審で免許代言人の鳩山和夫が敗訴し,控訴審で訴訟代理人を増やすことになったとき,目下代言人中で最も訴訟上手といわれるのは岡山兼吉であるから岡山を加えて貰いたいと言い,岡山が代理人になったら,控訴審で逆転勝訴した。岡山は明治15(1882)年10月,東京専門学校(現早稲田大学)の創立に参加し学生に政法学を講じ,明治22(1889)年に東京代言人組合会長となった。国会が開設されたあと静岡県第3区より選出されて衆議院議員となった。

は、凡そ五等親位ひを以て極度となす。然れは今上天皇より百代余も隔りし推古天皇に縦ひ不敬ありと仮定するも、今上天皇とは御親属にあらす。皇位の外御関係なきことなり。故に遠く御親戚に在らせられたる推古天皇御一個の御資格即ち天皇の御性質に就き彼れ是れ申すも、之は今上天皇に御関係なき部分なるを以て、之れ今上天皇に対し、不敬とするに足らさる可し。

又た検察官は被告か不敬なることを自証せりと仰せらる、か, 是れ は甚た苛酷なりと謂うへし。一の文字か不敬となるや否やは, 説の部 類に属し、事実の部類に非らす。故に孱弱無智なる文字を一旦不敬の

言語と思考するも、他日之れを不敬の文字に非らすと変語するも妨け なきことなり。法律は被告人か一旦事実に就き自白或は黙諾せし者 は、証拠法に拠り容易に之を変更せしめすと雖とも、既に定まりたる 事実上に対し如何の思考を懐くやの陳述に就きては、変更する自由を 許るすものなり。各人自己の説を変更するは、自由なるものにして、 法律の制禦す可き限りに非らさればなり。況して上告人は未た嘗て孱 弱無智の文字を以て、不敬の言語なりと陳述せしことなきに於てや。 最早弁駁を要せざれとも、代言人は奇怪なる論を吐くものかな。代言 人の言の如く是れは自説なり、何時ても変し得るとせは、公判庭に於 て述べたることも、是れは自説なりと変更することを得るか、豈に斯 くの如き理あらんや且つ等親に就いて彼是と申すか、是れは余りに恐 れ多きことなれは、別に弁駁を与へすして可なり。今此の事に付き格 好の一例ありて代言人の弁論を挫くに足るへけれも、実に恐れ多きこ となれは之を論弁せす。この辺の所は既に裁判長の心中には充分御心 証あることに考ふ。右は有田真平の上告旨趣に対する弁論なれも、此 他に二名即ち寺田俊吾志賀広告に対する弁論も同様なれは、本案は速 に棄却あらんことを請求す。

代 検察官は自説変更のことに付て痛く駁されしか、素より有田真平は、

公判庭に於て不敬と申せしことなし。即ち道徳上不敬と申せし迄にて 之を法律上の問題となすを得す且つ自説は変するも差し支えなきな り。終りに臨で一言せん。本件に於て最も世人の注目する論点は,刑 法第百十七條にある天皇の文字なれとも,此天皇の文字の解釈に就き ては,上告人の論する如く天皇は単独無形仁なり「天皇不死」の格言に基つき神武天皇より今上天皇を御一体と解釈し,御歴代天皇に対する不敬は,即ち今上天皇に対する不敬なりとするを以て正当の解釈と 思考す。然るときは御歴代の天皇に対し,其天皇たる其資格に就き,彼れ是れ申すものは寸言尺語も之を罰し天皇の尊厳を冒かすものなきに至る可く,而して御歴代天皇御一個の御性質を論するに至りては,恐れ多き例へなれとも……之れ刑法第百十七條天皇の文字中に包含せ さるものとし不問に置くを得可し。

【岡山兼吉の弁論】

上告人有田には、罪を犯す意思がなく、これは法律の許すところである。孱弱無智の文字に不敬の意味はない。有田は未だ嘗て孱弱無智もって不敬のことばであると陳述したことはない。一つの文字が不敬となるか否かは、解釈上の問題であって事実に関するものではない。解釈上の問題は変更して何ら差支えない。今上天皇の親属は五等親位を限度とする! 百代余りも隔たった推古天皇は親属ではなく皇位のほか関係がない。推古天皇と今上天皇は、天皇という資格では同じでこの資格として一体とみる場合と、一身上のものとの区別があり、本件は天皇の資格に対してしたものではなく、古代の推古天皇の一身上について述べたに止まるのであって、現存天皇に関する刑法第百十七條の罪には当らない。したがって、有田は無罪である。

⑧ 免許代言人の気魄

代言人による刑事弁護が認められるようになって、まだ1年余しか経ってい

¹⁷⁾ 刑法第114條は親属の範囲について一から十まで定め、一は祖父母・父母・夫妻で、十は配偶者の父母の兄弟姉妹までとしている。

ない明治16(1883)年8月に新潟軽罪裁判所でこの事件の裁判が始まり、翌17年に大審院の裁判が行われている。

刑事弁護の日浅く,しかも官尊民卑の風潮の強い時代において,弁護人らが検察官を向こうに廻して堂々の弁論をし,一歩も引かない気魄はどこから来ているのであろうか。当時免許代言人の多くは,何らかの形で自由民権運動に参加していた。新潟軽罪裁判所の刑事法廷で活躍した弁護人の桑田房吉・稲岡嘉七郎・長野昌秀もそういう人たちであった。弁護人の岡山兼吉は,改進党に所属する免許代言人である。彼らの在野精神とその気魄を支えていたのは,人民の自由と権利の伸張を図ろうとする自由民権の思想であった。そしてまた,全国に高まる自由民権の声が彼らを後押ししていたと考えられる。

⑨ 大審院の判決

大審院は、その文詞の不敬であることは勿論であり、その所為について当該 法條が支配すべきは当然であるとした。孱弱無智の婦女子と称したのは、軽蔑 の言葉であり不敬であることは勿論、至尊の御歴代たる推古天皇をこのように 評する以上は、天皇の位に対すると否とを問わず、おのずから今上天皇に対す る不敬に帰することは明らかである。又その目的は蘇我馬子を筆誅するにあ り、推古天皇を悪評する意思はないと主張するが、既に原裁判所において故意 に不敬を行うものと認めた以上は、ここに之れを争い得べき限りではない。ま た, 弁護人は, 原判決文は不敬罪を構成する要件, 即ち不敬をなすの意思があっ たという理由を明示しておらず、事実の理由を欠くものであると縷々主張して いるが、該判決文中「知らす識らす言語の不敬に渉りたるものにして故意に出 てしに非らされは、法律上不敬の所為と云う不得と陳弁すれとも、当文章は皆 被告の心匠より結構し来れるものなれは、其片言隻語も故意に出たること論を 俟たす|と明示しているのをみると、その意思があったと認めることができる。 そして、被告人俊吾は、他人より借用した印刷機を没収したのは、刑法第四十 四條に違反する。仮に没収し得るとしても、その所有者里村太利に対して言渡 すべきであるのに、被告人に対してこれを言渡したのは違法であると論難する

が、刑法第四十三條に「但し法律規則に於て別に没収の例を定めたる者は各其 法律規則に従ふ」とあり、その特例法である新聞紙條例第三十六條によったも のであり、その所有者の何人たるかを問わず、これを没収すべきものである。

大審院はこのように述べて、明治17(1884)年7月9日、被告人ら及び弁 護人の主張を斥け上告を棄却した。

① ボアソナードの刑法解釈

刑法を起草したボアソナードは、「天皇三后皇太子」についてどのように考えていたのであろうか。

ボアソナードは大著「刑法草案註釈」において、天皇等の身体に対する重罪 軽罪の註釈のところで、天皇は、現在天皇・既に位を譲った太上天皇(即ち父 天皇・祖父天皇)をいい、三后は皇后・皇太后・皇太太后を、皇太子は皇位を 継ぐべき者をいうとしている。

不敬の罪については,天皇・皇后・皇太子の御前におけるものと,御前でないものとを区別し,傍観者のいる御前において公然と言語手姿をもって不敬の所為を為す場合はその罪は重く,天皇・皇后・皇太子の御前でないときは印刷や演説その他の手段で公然と人の目に触れる不敬の所為を行った場合であるとしている!⁹ したがって,御前でない場合でも,天皇・皇后・皇太子が現存することを予定している。古代の天皇にまで溯るという記述は見当たらない。ボアソナードは,不敬罪をそこまで拡張することは想定しなかったのである。

大審院の上記判決は、ボアソナードの考えや被告人弁護人らの期待に反する ものであった。本件は検察官みずから摘発した不敬事件であり、司法省の意向 を配慮したと推測し得るもので、藩閥政府の天皇主義国家観の支配下にある検 察官・裁判官の限界を示したものであった。

¹⁸⁾ 司法省(1988) 567 頁

¹⁹⁾ 司法省(1988) 582 頁以下

- (3) 集会條例による自由民権運動の規制
- ① 集会條例の制定

薩長藩閥政府は、西南戦争後、急速に拡大する自由民権運動を政府の転覆を 謀る危険な行動と考え、警察力を用いてこれを弾圧する政策をとった。新聞雑 誌の発行に関連して新聞紙條例・出版條例違反に問われたジャーナリストや民 権家・免許代言人らは、今度は集会を開いて盛んに政談演説を行うようになっ た。彼らは演説を通じて人民に自由思想を啓発し、政府批判を行うようになっ たのである。政府はこれを見て集会や政談演説を取締まるため、明治 13(1880) 年4月5日、「集会條例」(太政官布告第12号)を制定した。その内容は、次 のとおりである。

- 第一條 政治に関する事項を講談論議する為め公衆を集むる者は開会三日 前に講談論議の事項講談論議する人の姓名住所会同の場所年月日を詳 記し其会主又は会長幹事等より管轄警察署に届出て其認可を受くへし
- 第二條 政治に関する事項を講談論議する為め結社する者は結社前其社名 社則会場及ひ社員名簿を管轄警察署に届出て其認可を受くへし 其社 則を改正し及ひ社員の出入りありたるときも同様たるへし 此届出を 為すに当り警察署より尋問することあれは社中の事は何事たりとも之 に答弁すへし
- 第三條 講談論議の事項講談論議する人員会場及ひ会日の定規ある者は其 定規を初会の三日前に警察署に届出認可を受くるときは爾後の例会は 届出に及はすと雖も之を変更するときは第一條の手続を為すへし
- 第四條 管轄警察署は第一條第二條第三條の届出てに於て国安に妨害あり と認むるときは之を認可せさるへし
- 第五條 警察署よりは正服を著したる警察官を会場に派遣し其認可の証を 検査し会場を監視せしむことあるへし
- 第六條 派出の警察官は認可の証を開示せさるとき講談論議の届書に掲け

さる事項に亘るとき又は人を罪戻に教唆誘導するの意を含み又は公衆 の安寧に妨害ありと認むるとき及ひ集会に臨むを得さる者に退去を命 して之に従はさるときは全会を解散せしむへし

- 第七條 政治に関する事項を講談論議する集会に陸海軍人常備予備後備の 名籍に在る者警察官官立公立私立学校の教員生徒農業工芸の見習生は 之に臨会し又は其社に加入することを得す
- 第八條 政治に関する事項を講談論議する為め其旨趣を広告し又は委員若 くは文書を発して公衆を誘導し又は他の社と連結し及ひ通信往復する ことを得す
- 第九條 政治に関する事項を講談論議する為め屋外に於て公衆の集会を催 すことを得す
- 第十條 第一條の認可を受けすして集会を催すもの会主は二圓以上二十圓 以下の罰金若くは十一日以上三月以下の禁獄に処し其会席を貸したる 者並に会長幹事及ひ其講談論議者は各二圓以上二十圓以下の罰金に処 し第三條の規程を犯したる者も亦本條に依る

この「集会條例」は、政談演説会を開く場合、事前に演説事項・演説者の姓名住所・集会の場所・年月日を警察署に届出て、その認可を受けなければならないとした。

警察署は、事前に届出のあった演説事項・演説要旨を厳重に審査した。そして、少しでも政府を誹謗するおそれがあると思われる事項には、容赦なく朱筆を入れ抹消して突き返した。例えば、「愛知自由党演説会届出綴」(内藤魯一文書)の中には、朱筆を入れて戻されたものが含まれていると報告されている。 福島県三春町の民権家琴田岩松 (加波山事件に参加)が、会主となって町内

の高野宅で、明治15(1882)年4月8日、政談演説会を開催したい旨三春警

²⁰⁾ 長谷川 (1977) 137 頁

察署に届出た例をみると、次のような事項が記載してある?!)

自由演説会届

本日午後十時より当町字大町高野平七方に於て開会候に付別紙演題事項及演説者族 籍姓名相添へ此段及御届候也

明治十五年四月八日 三春 会主 琴田岩松

福島県令 三島通庸殿

演説並事項

- 井蛙之天気占 ・ 財・中に存て以て天の暗雨をとて鳴黙臺も乱れさるに感す

一 寒暖計の説

寒暖計は其位置に依て大に高低あり故に苟くも位置を撰はされは効用なし人も亦 然り能くその位置を撰はされは何等の功なき所以を弁す

一 泥棒の提灯持

琴田岩松

泥棒にも数種の別あるを述へ而して之れか提灯を携へ以て案内するを論議す

一 夜具の番をして感あり

安積三郎

静雨に乗して微妙の真理を発見するの説にして首尾真理を局了す

一 腕力論

腕は天賦の者にして之を用んとするには力を付せさるへからす而して現今の如き 不完全の世に在りては腕を用へさるを得す故に腕力は錬らさるへからすを論す

演説者族籍姓名

福島県田村郡三春町字荒町士族 園部好幸

同県 同町字亀井士族 琴田岩松

同県 同町字大町平民 安積三郎

同県 荒和田村平民 柳沼亀吉

上申書

当三春町字亀井士族琴田岩松より同町字大町高野平七方に於て四月八日午後第十時より自由演説会開会候旨届出候に付別紙写相副へ此段上申仕候也

三春警察署長

明治十五年四月九日

警部 岩下敬藏

福島県令 三島通庸殿

この演説会は警察の認可を得て開かれたが,臨場巡査中川恒之助が弁士琴田 岩松の演説の続行を認めず中止させ集会を解散させた。

²¹⁾ 福島県史(1964) 290 頁以下

陸海軍人・警察官・官立公立私立学校の教員生徒・農業工芸の見習生は、集会に参加し結社に加入することができず、また、政談演説のため結社をする者は、事前にその社名・社則・会場・社員名簿を管轄警察署に届出て、その認可を受けることを要するとし、集会結社の自由に著しく干渉した。

政府が集会條例を定め最初に適用しようと計ったのは、全国の民権結社の代表者 114 名が大阪に集まる愛国社の第4回大会であった。この愛国社の大会中止を命じるため集会條例の制定を急いだが、大会は明治 13 (1880) 年 3 月 17 日に行われ、條例ができたのは 3 週間後でこれに間に合わなかった。この大会は愛国社を「国会期成同盟」と改称し、その規約を議した極めて重要な集会であった。大会中止の訓令が大阪府庁に達したときには、同大会は既に閉じられ、効を奏せずしておわった?

② 改正集会條例

国会期成同盟は、着々と会を重ねながら政党結成へと歩を進め、遂に明治 14 (1881) 年 10 月 29 日、板垣らは「自由党」を結成し、翌年 4 月 16 日、大隈らが「立憲改進党」を結成した。政府はこれを追うように同年 6 月 3 日に集会條例の改正を行い(太政官布告第 27 号)、集会結社に関する規制を一段と強化した。

「改正集会條例」第2條に、結社は「何等の名義を以てするもその実政治に 関する事項を講談論議する為め結合するものを併称する」との文言を追加し、 規制の対象とする結社の範囲を拡大した。

第4條の「国安に妨害あり」というのを「治安に妨害あり」と改め、一地域 の治安に妨害ありと認めれば集会を認可せず、「認可したる後と雖も之を取消 すことあるへし」という文言を加えた。

第5條に新たに第2項を加え「警察官会場に入るときは其求むる所の席を供 し且其尋問あるときは結社集会に関する事は何事たりとも之に答弁すへし」と

²²⁾ 遠藤 (1971) 22 頁

し、警察官の指示するところに席を設け、質問に答えるべきことを要求した。

第6條にも2項を追加し「前項の場合に於て解散を命したるとき,地方長官(東京は警視長官)は其情状に依り演説者に対し,一箇年以内管轄内に於て公然政治を講談論議するを禁止し,其結社に係るものは仍ほ之を解社せしむることを得。内務卿は其情状に依り更に其演説者に対し,一箇年以内全国内に於て公然政治を講談論議するを禁止することを得」とした。これにより演説者が長期間演説することができないようにしたのである。

第8條に「支社を置き」を加え、「他の社と連結通信することを得す」と改めた。これは、政治結社が支社を設置し、結社間に連合があると、結社が拡大統合して大勢力となり人民に影響力をもち、政府にとって危険な存在となることを恐れ、これを排除しようとしたのである。そのほかに罰則規定を増やし規制の強化を図った。

このような厳しい規制の下にあるにもかかわらず、弁士は紋付羽織袴姿で拳固を振り上げ鋭く正論を吐くと、聴衆は「ヒヤヒヤ」(賛成賛成)と歓声を上げ、政府の誤った政策を指摘したときは「ノーノー」(ナンセンス)という掛け声を掛けるなど演説会はどこも大盛況であった。臨場警察官が演説中止を命じると、聴衆は口笛を鳴らし、手を叩き、「理由を明らかにせよ、抗論せよ、馬鹿、犬」などと激しく野次った。弁士は、演説中止を回避するために自分の言わんとするところを、身振り手振りで伝えるなどさまざまな工夫を凝らして演説した。

③民権家講談師の出現

警察官に度々演説中止を命じられ、或いは、演説を禁止された民権家のなかには、講談師に転じた者があった。伊藤痴遊(仁太郎)・奥宮健之・岡野知荘などである。彼らは、芸人の鑑札を得て講談師となり、自由と平等を語り、フランス革命史などを演じた。彼らは政談講釈によって自由主義を唱えこれを聴衆に広げたのである。

伊藤痴遊は、明治15(1882)年に星亨とともに自由党に入り、講談師とし

て自由民権思想を聴衆に説き数回投獄されたこ

奥宮健之は、先醒堂覚明の号で政談講釈をしていたが、自由党に属する民権 家講談師であるから、いつも熱が入り政府攻撃をして大入りの客を沸かせた。 その政談講釈までも禁止されて行き場を失った奥宮は、遂に名古屋事件を引き 起こした。

岡野知荘は、福島県の自由民権運動の闘士であるが、明治15 (1882) 年8月、福島尾上座の演説会で「天下恐るへきは我か」と題する演説で、明治初年に天皇は万機公論に決すること、太政大臣は4年を以て交換するとの勅論を出されたが、今年即ち明治15年まで交換されないのは、「お忘れ遊ばされ候か、よってこの岡野が聴衆諸君と天皇陛下に御忠告申付ける、否間違い、申上げる決心なり」と述べたところ、臨場警察官が不敬なりと演説中止を命じ、集会を解散させた。岡野はこの不敬罪事件で福島県内のみならず全国で1年間演説禁止を命じられた。しかし、彼はじっとしておれず芸人の鑑札を受け、奇妙法王の号で講談師に転じた。彼は不敬罪で投獄された。

集会結社言論出版の自由が、国民の基本的人権として憲法上保障されている 現代においてはまことに信じ難いことであるが、わが国の歴史的事実として明 治13年以降の警察力を使った藩閥政府の集会結社言論に対する極度の弾圧干 渉は、とても正気の沙汰ではなかった。平沼騏一郎はその回想録の中で、藩閥 政府は、薩摩と長州で随分横暴をした。他藩の者でも用いられた役人は、薩長 閥に帰化し隷属していた。役人根性は、自由党・改進党など何ができるかとい うのであった²⁰このような状況であったから、政府が命じれば役人はせっせ と弾圧立法を下請けして作った。

改正集会條例により、警察が政談演説のための集会を開くことを認めなかったことに対し、民権家・免許代言人が抗議行動に出た事件が発生した。愛媛県の西条で起きた政治結社「興風会」の演説会葬事件である。

²³⁾ 伊藤は衆議院議員となり、多くの著作を残した。

²⁴⁾ 平沼 (1955) 35-36 頁

3 興風会演説会葬事件ー警察への抗議行動

(1) 興風会の結成

松山の「海南協同会」は、公共社・松山自由党から発展し拡大した愛媛の最も有力な政治結社で、明治17 (1884) 年2月29日から3月2日まで、板垣退助ら一行を迎えて、最初に今治で盛大な四国自由懇親会を開催し、次いで松山においても協同会主催の自由懇親会を開き、多数の参加者を集めその実力と存在感を示した²⁵⁾ 海南協同会の活発な活動に影響を受け、同年西条に政治結社「興風会」が結成された。結成僅か1か月で数百人の会員を擁する勢いであった。

(2) 政談学術演説会の開催

興風会の中心メンバーである免許代言人皆川広済・民権家の小川健一郎・丹正之・渡部奇秀らは、明治18 (1885) 年5月1日と2日に、西条東町定小屋で政談並びに学術演説会を開催した。会主は皆川広済で、事前に演説会開催の広告をした。3年以来絶えてなかった政談演説会が開かれるとあって、町中の評判となり人気は上々初日には大勢の聴衆が詰めかけ、会場は寸地を余さぬほどであった。

海南新聞(5月6日)によると、初日の第1席には10歳の童子村上旭山が登壇し「孝悌忠信の説」を演説し、第2席に登場した民権家小川健一郎は「失望・・・書を論ず」(・・部分不明)という演題で滔々と論じ将に最高潮に達したとき、臨場していた警察官が「治安に妨害あり」といって演説を中止させ解散を命じた。それと併せて2日目の政談演説についても何の理由も示さず禁止した。聴衆はどよめき「抗論せよ、理由を聞け」と大声を上げる者があり、会主が解散を告げてもこれに応じず、警察官が直接解散を命じて漸く聴衆は解散した。

²⁵⁾ 島津 (1988) 51 頁

第2日目は、学術演説会となった。その演題は、「勉強の説」(村上旭山)、「人の禽獣異なる所以は何ぞや」(皆川広済)、「自由論」(岩田久藏)、「権利の思想文明開化は疑惑の働きなり」(小川健一郎)で、弁士がそれぞれ演説し、前日に劣らず会場は聴衆で溢れ盛況のうちに無事終わることができた。

それにしても残念なことは、初日に大勢の聴衆が詰めかけていたにもかかわらず、演説が始まったばかりの時に中止を命じられ、その後に予定の演説者の 政談演説が悉くできなかったことである。

そこで、興風会は、松山の海南協同会の有力者門田正経を演説者に迎え、初日に中止させられた演説者の分も含めて、改めて5月28日に政談学術演説会を開催することにした。興風会は西条警察署に対し、5月28日に政談学術演説会を開催したい旨届出をして認可を求めたところ、警察署は一切認可しないと通告した。既に演説会開催の広告をし、会場の手配も済ませ、「地方の人士は大旱の雲霓の如く待ちに待ている景況なれば、弁士諸氏も勇みに勇んでいたりしに如何なる都合ありてか」(海南新聞6月4日)不認可となり思わぬ事態となってしまった。小川ら弁士たちは、大いに激昻し何故聞き届けられないのか、数種の演題が悉く不認可とは全国未だ聞いたことがないなどと抗議し、小言たらたらであったが、如何ともすることができなかった。

5月28日当日,会場に多くの聴衆が詰めかけた。会主は、警察が演説会を開くことを禁止したので、誠に残念ながら本日予定の演説会は開催することができなくなったことを報告した。会場騒然となる中で「この演説会は死したると同然なり。明日正午十二時より各地演説会追善供養及び本会葬礼式を執行するにつき、賛成の諸君は新芳原の定小屋まで来会ありては如何」(同新聞)と呼びかけたところ、満座の聴衆ヒヤヒヤ(賛成賛成)の声を挙げた。

(3) 演説会葬の挙行

翌29日、興風会は、集会を禁止した警察署に抗議するため、予告どおり演説会の葬儀を執行した。演説会葬すると聞いて参加した者、人力車を進んで提

供した車夫、会葬者になることを申し出た芸者衆たちが定小屋に集まった。祭主は皆川広済・喪主小川健一郎・近親総代門田正経・演説会の柩を担ぐ者・会葬者数十人、僧侶も三人参列するという念の入れようであった。海南新聞は、この模様を次のとおり報道した。

第一前駆宇高喜代蔵氏、次に背に平権組と貼紙して法被を着したる車夫十数人連花を持ち、次に導師及び僧二人鐘及びチャングワラを持ちて所嫌らはずトンチングワンと打ち鳴らせり、次に平権組は八名は各演題を書き記せし族八本を押し立てたり。次に小川健一郎氏は白衣を着し頭に大聲院殿不平怒鳴居士と記せし位牌を戴き其葬主たるを知るべく、次に皆川広済氏蓮花を持ち居たりしは是祭主なり、次に平権組数名(演説会之棺)と書したる棺を舁き、次に門田正経氏連花を持ち、丹正之氏大刀を裹みて舁きしは皆其近親たるを知る。次に平権組数名立列ひ後には会葬者数十名思いおもいに整列す。斯かることの同地に珍しければ殆ど市を為せし計りなり80

大聲院殿というのは、西条の大生院にある愛媛県の管理する輝安鉱山を指し、不平怒鳴居士というのは、県がこれまで採掘していた地元の業者らすべてを排除し、大阪の一業者藤田組に経営を委託したことに対し、地元業者らが不平不満を言い怒鳴っていたことを意味している。したがって、大聲院殿不平怒鳴居士というのは、県のこのようなやり方を痛烈に批判したものであった。

演説会の葬列は、新芳原の定小屋を出発し、本町栄町等を経て南方の山下に到着した。斎場にはそれぞれ準備がされていて、祭主皆川広済が祭文を読み、門田正経が親類(海南協同会)総代として祭辞を読み終わると芸者衆が数弦を連弾し、親類葬祭主とも古詩を吟じ、身体の大きい丹正之が大刀で見事な剣舞を披露した。その後、演題「政治の欠点を見よ」・「何故吾們は政談を為す乎」(門田政経)、「政治家の道徳」・「豪農兼併の弊今将に起こらんとす」(皆川広済)、「政府の終りを早むる便法」(小川健一郎)、「西条人の澹泊に驚く」・「自由と生命といずれが尊きか」(杉甚三郎)、「世界万国の法律上死刑を廃するの可否」(岩田久藏)などと書いた幟を火中に順次投げ入れた歌それと同時に平

²⁶⁾ 海南新聞明治 18 (1885) 年 6 月 30 日 (2323 号)

²⁷⁾ 海南新聞明治 18 (1885) 年 6 月 30 日 (2323 号), 島津 (1988) 53 頁

権組は、一里近く街中まで馳せ帰り、車を挽いて来て皆を乗せ、先を争って西 条に送り届けた。警察は興風会のこれらの行為を苦々しく思っていた。

(4) 鉱山の山師を訪問

5月30日,小川・丹らは、宿舎に泊まっていた門田を散策に誘い、途中で 丹の知り合いで愛媛県勧業課出張所雇いの鉱山の山師河端熊助宅を訪ねた。小 川・丹らは酒を入れた瓢箪を持参していたので、河端宅で一緒に酒を飲み始 め、河端も酒と肴を出して酒宴となった。夕方近く小川らは、河端宅を辞して 帰った。彼らはこの酒宴が逮捕の原因になろうとは夢にも思わなかった。

(5) 興風会メンバーの逮捕と公判

その2日後の6月2日, 西条警察署は, 演説会葬儀と興風会メンバーの河端 宅酒宴を結び付け, 小川健一郎・丹正之・皆川広済・宇高喜代蔵・岩田久蔵・ 渡辺奇秀・門田正経の7人を逮捕した。その理由は, 河端宅の酒宴の席上, 昨 日の演説会葬費用の拠出を河端熊助に強要し, 金を出さなければ血を見ること になると脅したというのであった。

門田は河端宅を中座していなかったので,不起訴釈放となったが,他の者は 恐喝取財未遂罪で西条治安裁判所に起訴された。

刑法

- 第三百九十條 人を欺罔し又は恐喝して財物若くは証書類を騙取したる者 は、詐欺取財の罪と為し、二月以上四年以下の重禁錮に処し、四円 以上四十円以下の罰金を附加す。
- 第三百九十七條 この節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者 は、未遂犯罪の例に照して処断す。

彼らの弁護団は, 愛媛の有力な免許代言人の藤野政高・高須峯造・岩本新

藏・近藤繁太郎の4人であった。藤野は松山自由党の代表的指導者であり、高 須は改進党の領袖で、岩本・近藤も自由民権運動に積極的に取り組んでいた免 許代言人である。門田が釈放されて松山に帰り詳細を話したところ、藤野・高 須・岩本らは、彼らは我われと同じ自由主義の朋友であり、代言をもって自認 する以上これを黙視することができないと言い、西条に直行して弁護の労を取 ることにしたのである。

本件刑事裁判は、西条治安裁判所の勝野昌盛裁判官係りで行われることになった。弁護人の藤野と高須が法廷において、証人河端熊助(被害者とされる)に対し行った反対尋問は、海南新聞の「公判傍聴記²⁸」によれば、次のとおりであった。

代藤 被告輩諸人を饗せしは、此の図面中イの部か口か(実測図面を指し 示し問ふ)。

判問 何れなるや。

答 イ印の所なり。

代藤 是は弁護人共に確かめたる実測の図面なるが、丈量に依れば本屋即 ち事務取扱所とは八間の距離ありて離座敷と本屋との間の空地は三 間なり。然るに能助は二間半と云いしが図面に相違ありや。

判問 其れは如何。

答 図面の通相違なし。

弁護人藤野の反対尋問に証人がすぐに答えないのか,裁判官が度々答弁を促しているのが目立つが,藤野の尋問によって河端の証言が事実と異なることを 少しずつ明らかにし、次の弁護人高須に引き継いだ。

代高 熊助が警察署に於ての訊問調書と同署に差出したる顚末書とは大なる差違ある様なるが、元来彼の顚末書は何人の手に成りしものか、自ら記せしものなるか。

²⁸⁾ 海南新聞明治 18 (1885) 年 6 月 30 日 (2329 号)

判問 熊助如何や。

答 (暫く沈黙して云う) 己の意を吐きて三男に書かしめたり。

判問 其方は其書面を見たる後警察署へ差出したるものか。

答すっと見ました。

代高 然らば熊助の三男は本年何歳なるや。

判問 何歳なるか。

答 当年まで学校に行き居りたるものにて十七歳になれり。

代高 被告輩が熊助の宅に行きたる時分今日是非定め呉れたしと迫りたる とは金額のことか、将た出金の承諾をなし呉れとの意なるか。

判問 熊助如何や。

答 其は金額に非らず出金の事なり。

代高 当日の模様は、何日那辺にて白石益雄に話したるや。

判問 熊助如何答弁せよ。

答 其翌三十一日の朝役所にて白石に談せり。

代高 裁判長に問ふ。白石益雄が熊助の申出を聞きて作りたり云ふ告発書 の日附は何日とありや。

判答 (書類を閲して) 五月三十日なり。

代高 了承仕りたり。最早自分は御訊問を請ふべき点なし。

弁護人高須の反対尋問は見事である。訊問調書と顚末書の違いを突き, 酒宴では抽象的な出金話があったに過ぎないこと, 県勧業課出張所長白石益雄の告発は5月30日であるが,このときはまだ河端の報告は所長になされておらず, 被告人らが金銭拠出を強要したというのは, 白石所長の創作話の疑いが強いことを明らかにしたのである。

裁判長は、被告人一同に対し、河端証人の証言について意見があるかと聞いた。被告人らは、それぞれ次のように述べた。

宇田 大いに相違あり。瓢酒は冷ゆえ燗を差上ましょうなどなど大変丁寧 なる話にて幾分か尽くすと言ひしもの。

- 渡邊 出迎の有様も喜ばしげになして酒肴さへ出せし位なれば全く陳述と 異なることなり。
- 岩田 恐喝を受けたるなどなど云ふ場合にあらず。熊助の申分は一切合点 行かぬ事なり。試に彼が一身の履歴に見るに彼は山師なり。山師と は気の大なるものにて,予て白目山一件についても拘留の身と成り 居りしが無罪となりたれど,未だ其のことも決し居らずとか,人の 目に指を入る、様な人間が争でか自分の恐喝を受け驚く等の事あら んや。
- 丹 葬式の事は彼れより話を為し、ことにて、(被告人らが)此より公 衆のため尽力すべし、金を出さねば去らぬと言ひしことなし。…自 身が頻りに酒を勧めたるに拘はらず終始頭を下げ居りしとは有る可 き謂われなし。
- 小川 弁護人の訊ねに対し、自分を一面識なきものとし丹岩田も知己では なきとなし答へたれども、三人は心易き方にて嘗て丹と共に往来の 席西条の店前に尋ねしことあり。
- 皆川 彼より葬式を賛美して出金の事をも承諾する様云ひし。後ち始めて 帳面を製したるなり。

被告人・弁護団は、酒宴の際、演説会葬儀の話を持ち出したのは河端の方であり、小川丹岩田の三人は河端と知り合いであること、金銭の拠出は河端が自ら言い出したことで強要などしたことはなく、また山師稼業の屈強な年長の河端が脅迫される筈はないこと、事件は告発者白石所長の創作であることを主張した。

(6) 西条治安裁判所の判決

西条治安裁判所は、明治 18 (1885) 年 6 月 29 日、全員につき証拠不十分と して無罪の判決を言渡した。 裁判言渡書

愛媛懸伊豫国新居郡明屋敷村十族無職業

小川健一郎

二十三年九月

大分懸豊前国下毛郡中津村当今愛媛懸伊豫国

新居郡大町村寄留士族無職業

岩田久藏

満二十五年

愛媛懸伊豫国新居郡明屋敷村士族無職業

新居郡大町村

丹 正之

満二十六年

同懸朔日村士族無職業

渡邊奇秀

二十年八月

同大町村士族無職業

宇高喜代藏

二十六年七月

同懸温泉郡一番町当今同国新居郡本町寄留 平民代言人

皆川広済

二十四年八月

右被告人の答弁弁護人の弁論各証人の陳述並に相当官吏の作りたる被告人訊問調書被害者告訴調書証人調書関係人門田正経近藤格之助の調書愛媛懸七等属白石益雄告発書等の朗読を聴き,以て被告人小川健一郎外五名は,前の日演説死亡葬儀を営みたる等の費用を市の川鉱山業に従事せるものの内両三輩より恐喝手段を以て出金せしめんと謀り、被告人等一同明治十八年五月三十日午後二

時頃新居郡大生院村字市の川に居住する河端熊助方に至り、同人を恐喝し財物を騙取せんとしたるも、終に其目的を遂け得さりしとの証憑充分ならすと認定す。因て治罪法第三百五十八條²⁹⁾の規則に従ひ、被告人六名に対し無罪を言渡し且小川健一郎を除く外は放免する者也。

被告人小川健一郎は、明治十八年五月三十一日午後十時頃西条栄町旅人宿肴屋こと越智伊平へ他の四名の者と共に立越し同家に止宿する愛媛懸勧業課雇斉藤幾太に対し、現今市の川安質母尼鉱山事業の得失如何を論議せんと同人居間へ闖入し其場に居合せたる同課雇福島友行なる者に向ひ、君は何者ぞ斉藤の下僕か丁稚か又は盗賊の兒分なりと公然罵言嘲弄したるものと認定す。右所為は刑法第四百二十六條十二項300に依り、二日以上五日以下の拘留に処し又は五十銭以上一圓五十銭以下の科料に処すへきものなり。

右の理由なるを以て対審の上被告人小川健一郎を拘留五日に処す。

於西条治安裁判所

松山軽罪裁判所

検察官警部補代理巡査原四郎三郎立会す。

明治十八年六月二十九日

判事補 勝野昌盛

書記 小林信義

本件裁判を取扱った裁判所の表示に特徴がある30

明治13 (1880) 年7月17日に制定された「治罪法」では、治安裁判所は違 警罪を取扱う裁判所(違警罪裁判所)である(第49條)。軽罪を扱う裁判所は 始審裁判所(軽罪裁判所)であり(第54條)、軽罪・重罪について予審の権限

²⁹⁾ 治罪法第358條は,次のように定めている。「犯罪の証憑充分ならざる時は,裁判所に於て無罪の言渡を為す可し。又第二百二十四條第三以下(免訴・放免の言渡)の場合においては,免訴の言渡を為す可し。本條の場合に於て,被告人勾留を受けたる時は,放免の言渡を為す可し。」

³⁰⁾ 刑法 426 條本文は、「左の諸件を犯したる者は、二日以上五日以下の拘留に処し、又は五十銭以上一円五十銭以下の科料に処す。」と定め、その第12は「公然、人を罵言嘲弄したる者。但訴を待て其罪を論ず。」と定めている。違警罪の一つである。

^{31) 「}於西条治安裁判所 松山軽罪裁判所」の表示方法は、明治 14 (1881) 年 12 月 9 日の 司法省丁第 27 号の書式雛形によるものである。

本件は明治 18 (1885) 年 5 月に起きた事件であり、治罪法は、明治 15 (1882) 年 1 月 1 日から施行されているから、罵言嘲弄の罪に問われた小川については、違警罪事件として西条治安裁判所が管轄権をもつが、恐喝取財未遂罪に問われた被告人らについては、軽罪事件として松山始審裁判所(軽罪裁判所)が取扱うことになったはずである。しかるに本件は松山軽罪裁判所が審理判決した形式を取っているが、実際は西条治安裁判所が行っている。これはなぜであるうか。

政府は、治罪法施行日の僅か3か月前、明治14(1881)年10月6日に、次のとおり、太政官布告第54号を出していた。

太政官布告第54号

刑法治罪法実施の儀布告に付ては当分の内軽罪にして検察官に於て予審を要せず と見込むものに限り始審裁判所所在の地を除くの外治安裁判所に於て軽罪裁判所を 開き其裁判を為すことを得へし此旨布告候事

治罪法は、刑事訴訟手続や裁判所の構成について進歩的・理想的な内容をもっていたから、果たしてそのとおり実施できるかどうか危ぶむ声が出ていた。始審裁判所は、軽罪事件のみならず治安裁判所の裁判に対する控訴事件を取扱い、3か月毎に始審裁判所又は控訴裁判所で開く重罪事件をも扱う重罪裁判所ともなり相当の負担が予定されていたので、軽罪につき予審を必要としないと見込まれるものについては、軽罪裁判所がした形式をとって実際には治安裁判所に取扱わせることにしたのである。他方、治安裁判所の違警罪については、同年12月28日の太政官布告第80号をもって、従前どおり警察署の権限とした。

太政官布告第80号

違警罪の儀は本年第三十六号布告に拠り明治十五年一月一日より治安裁判所に於 て裁判すへき処当分の内府県警察署及ひ其分署に於て裁判せしむへし

始審裁判所の事件を引き受けることからくる治安裁判所の負担軽減を図る意

味もないではないが、違警罪裁判についての治安裁判所の権限を行政官に扱わせることにしたことは、明治8 (1875) 年 5 月 24 日、大審院諸裁判所職制章程を制定し「全国法権の統一を主持するの所」の大審院及び下級裁判所に裁判権を専属させ、中央の行政権から独立する方向に進み、同章程の明治 10 年 2 月 19 日の改正により地方行政官の裁判を廃止し、中央・地方の行政から裁判を分離したことに反するもので、当分の内とはいいながら、違警罪について旧慣によったことは、治罪法が定める違警罪に関する治安裁判所の裁判権を骨抜きにする危険があった。治罪法・刑法という近代的な二大法典に基づく司法制度の改革を目指しながら、実際の運用は政府や司法省の都合により、太政官布告等の単発法令で変更し旧慣によるというご都合主義が行われたのである。

西条治安裁判所は、被告人小川・岩田・丹・渡邊・宇高・皆川らの恐喝取財 未遂罪と被告人小川健一郎の違警罪である罵言嘲弄の罪の裁判を行った。違警 罪について太政官布告第80号によらないで、治罪法の原則どおり行ったので ある。罵言嘲弄の罪については、小川自ら公判において間違いないと認めたの で拘留5日に処したが、恐喝取財未遂事件については、小川・岩田・丹・渡邊・ 宇高・皆川6人全員を無罪とする判決を言渡した。

検察官は、これを不服として松山始審裁判所(軽罪裁判所)に控訴した。裁判官は裁判長判事補宮地義成・陪席判事補安井重三・同百島一八であった。傍聴人 250 余名で寸地も残さず、審理は7日に亘った。藤野ら弁護団の懸命の弁護にもかかわらず、同裁判所は、明治 18 (1885) 年 8 月 8 日、検察官の主張を入れ、皆川広済を除く、小川・丹・岩田・宇高・渡邊 5 人を有罪とし、小川は再犯のため一番重く重禁錮 3 年附加罰金 20 円監視 1 年 6 月 円・岩田は重禁錮 2 年附加罰金 10 円監視 1 年 , 宇高重禁錮 1 年 6 月附加罰金 7 円監視 8 月,

一番軽い渡邊に重禁錮1年附加罰金5円監視8月の判決を言渡した320

この事件は、西条における自由民権運動の壊滅を狙った県・警察の仕組んだ

³²⁾ 愛媛県史近代 2 (1984) 594 頁以下に判決全文が収録されている。

ものであった。西条治安裁判所は正当な判断を下したが、控訴審の松山軽罪裁判所は政治的な判断をした。明治17 (1884) 年6月から、司法省が差し向ける巡視官が各裁判所を巡回し、民事刑事の処分その他の状況を視察しており、裁判官の身分保障も職務の独立もないころであったから、自由民権運動を弾圧する政府・司法省の支配を脱して人権を守る裁判をすることは、よほど気骨のある裁判官でなければ為し得るところではなかったのである。

4 福島事件ー三島県令と福島自由党の激突

- (1) 事件の概要
- ① 土木県令三島通庸の着任
- 三島通庸は、明治 15 (1882) 年 2 月 17 日、山形から東北自由民権運動の本拠地で難治県といわれた福島に県令として赴任してきた。彼は内務省から派遣された高級官僚で、地方の民情を省みることなく、中央政府と一体となってその政策を強行した。
- 三島通庸は、通称弥兵衛といい、薩摩藩島津家に仕え、戊辰戦争の際には小荷駄方として薩軍に参加した。その後藩政改革で都城の地頭に任じられると強権的に道路工事を開始し住民は騒然となったが、彼はこれを強行した。東北諸県における三島の「土木県令」の原型がここにある390

彼はその後政府に出仕し、大久保内務卿の信任を得て山形県令となり、戊辰戦争の際に奥羽越列藩同盟として幕軍に属し官軍と激しく戦った荘内藩士族の鎮撫に当たった。

三島は上に媚び、下に驕る当時の典型的な藩閥政府官僚であった³⁴ 彼は福島県令として着任するやいなや「自由党の撲滅、帝政党の援助、道路の開鑿」が自分の任務と公言し、県外の薩摩出身の士族を呼び寄せ官選の郡長や警察署長³⁵ に任命して腹心で固めるとともに、県庁役人は全面的に入れ替え自分に

³³⁾ 鹿児島県弁護士会(2004) 83 頁

³⁴⁾ 日本弁護士連合会(1959) 40 頁

随う者で組織した。

② 三島の三方道路計画

彼は着任してすぐ会津若松を基点とする米沢(山形),今市(栃木),水原(新潟)に至る三方道路を計画し、彼が任命した会津六郡(耶麻郡・河沼郡・大沼郡・北会津郡・南会津郡・東蒲原郡)の郡長を招集し、道路開設のため会津六郡連合会を作らせ、六郡に居住する15歳以上60歳以下の者は、男女を問わず、2カ年間毎月1日の割合で夫役に出ること、出ない者は男1日につき15銭・女10銭の代夫賃を徴収することを決めさせた。異論を出す者に対しては、今この際でなければ会計年度の都合上国庫より補助金を得ることができない、もし直ちにこれを決めれば20万円の補助金の下付は必定である旨巧言を弄し、僅か4日間という短期間内に、殆ど人頭税に等しい巨費37万円の住民負担の引き出しに成功した300

本来道路橋梁の建設や治山治水事業等は、国の公共事業であるはずなのに、 極めて重い負担を地方の人民におわせその犠牲によって行わせようと謀ったことに重大な問題があった。

③ 福島県会の陣容

三島は、明治 15 (1882) 年 4 月、福島県会に 40 万円の予算案を提出したが、これは道路開鑿のため、前年度に比べ 33%の増額、地方税の住民負担は 2 倍半になるもので、住民の実情を完全に無視したものであった。県会は三島に対し、予算案の説明のため度々出席を要求したが、三島はこれを無視して他に出

³⁵⁾ 福島事件記録の中でしばしば名前の出てくる耶麻郡長佐藤志郎・北会津郡長大河原隆綱・田村郡長田中章・三春警察署長岩下敬藏・福島警察署長土橋貫一・喜多方警察署長加 治木常清・白河警察署長池田太郎・石川警察署長椎原国太らはすべて鹿児島出身の士族であった。

³⁶⁾ 福島県史 (1964) 190 頁以下,日本弁護士連合会 (1959) 40 頁,福島県弁護士会 (1993) 47 頁,関戸 (1903) 93 頁以下,我妻ほか (1969) 15 頁以下,手塚 (1982) (上) 99 頁以下,野沢 (1984) 179 頁以下,高橋 (1954) 17 頁以下,佐々木克 (1992) 年 158 頁以下,服部 (1974) 254 頁以下など福島事件に関する文献は極めて多い。三島は 20 万円の補助金の下付は必定と述べたが,実際には 9 万 8 千円に過ぎなかった (福島県史 199 頁, 1097-1098 頁)。

張したり、酒楼に遊び欠席を続けた。

福島県会の議長は、関東・東北地方の自由民権運動の先駆者で自由党のリーダーである河野広中であった。河野を中心に自由党が勢力をもつ県会は、民情を無視し県会を愚弄する三島県令の暴政を激しく非難し、三島提出の予算案はもとより彼が提出する議案は総て否決すると決議し全面対決となった。

④ 道路開鑿工事と住民の反発

三島県令は何らの反省を示すことなく、県会を通さずに予算案を直接山田顕義内務卿に具申し、原案を部分修正したうえ執行の許可を得て三方道路工事を開始した歌夫役は大沼郡の住民は耶麻郡の道路工事、河沼郡の住民は南会津郡の道路工事という具合で、往復3日を要する非効率的な狩り出し苦役であった。道路の予定地に耕地があれば作物を抜き捨て、民家があれば叩き壊した。

三島側の郡長・県係官・巡査らは、工事に出ない者に対し、人夫賃を厳しく取り立て、未納者の財産は差押えて不当に低価格で公売した。公売された家屋は578戸にも達した30 山手三郡は、このような道路工事をしても我々が受ける利益は甚だ少なく、多損少益で人力と金銭を徒費するだけで我々の望まないことであると異論を唱えた30 会津六郡連合会の耶麻郡下柴村の議員であった宇田成一は、河沼郡の小島忠八らに働きかけ、六郡連合会の議決に反する工事施工で不備があると主張し、六郡長総代大河原隆綱に対し書面をもって臨時会開催を請求したが、六郡郡長総代は、書面の趣施行上議決に相反するところ之なきに付き請求には応じ難いと回答した。そこで、宇田らは請求に応じない理由を聴くため面会を求めたが、御用繁多を口実に面会を拒絶した。このため六郡連合会の臨時会における修正は不可能となった。

³⁷⁾ 明治14 (1881) 年2月14日 (太政官布告第4号) 府県制第33条2項は,「府県会に於て若し法律上議定すへき議案を議定せさることあるときは,府知事県令は更に其議定を要せす内務卿に具状し其認可を得て之を施行する事を得」と定めていた。三島県令はこれを使ったのである。

³⁸⁾ 佐々木克(1992) 年158 頁以下。

³⁹⁾ 吉野編第2巻 (1928) 455頁

⑤ 若松治安裁判所へ勧解の申立

三島の強圧的工事施行に不満を募らせた住民らは、会津自由党の山口千代作 (県会副議長⁴⁰⁾)・赤城平六(住民同盟総理⁴¹⁾) らと連携し法廷闘争に持ち込む ことを決めた。山口・赤城は、原平藏を上京させて免許代言人の大井憲太郎・ 北田正華に訴訟鑑定を仰いだ。大井・北田は、

この訴訟たる六郡人民自治の権利に関するものなれば、半数以上の勢力を以てするを必要とす。若し少数の同意にて訴訟を提起する時は、即ち薄弱の嫌ひあるを免れず、仮令其訴案に充分の條理具はれりとするも、或は行政官の弁解次第、人民の敗訴たるも亦知るべからず。注意是点にあり��

と述べた。

原平藏⁽³⁾ は河沼郡尾野本村に帰り、住民総代 100 余名が集った中でその報告をした。一同は六郡人民の過半数、すなわち、2万以上の同意を得ることは難しいことではないが、当局が妨害することは必定であるから、多くの日数を費やし、幾多の蹉跌に遭うことを覚悟せざるを得ない。しかし、地方人民の危急を要する場合であるから、一先ず現在の同意者で若松治安裁判所へ勧解を願い出て、道路開鑿事業の施行に不服であることを表明すべきである。その勧解は官庁に対するものであることから法規上却下されるであろうが、時を稼ぎその間おもむろに本訴提起を謀り、勧解が却下された後、速やかに本訴を提起するのが得策であるということになった⁽⁴⁾

⁴⁰⁾ 山口千代作は、「愛身社」に属し会津の民権運動の中心人物の一人であった。福島自由党の有力者で、県会議員となり副議長・議長を務めた。県令提出の全議案否決をしたときは、副議長であった。道路工事を中止させるため、若松治安裁判所の勧解申立と宮城控訴院への提訴委員となった。福島事件で逮捕され、国事犯として高等法院に送られ鍛冶橋監獄に未決囚として収容された。彼はのち衆議院議員となった。高橋(1954)236頁以下

⁴¹⁾ 赤城平六は、耶麻郡の豪農の出で会津地方の最長老民権家であり、若松治安裁判所の勧解申立の総理となった。弾正ヶ原事件で逮捕された。若松監獄に収容されその後高等法院に送られたが予審免訴となった。高橋(1954)247頁以下

⁴²⁾ 関戸 (1903) 112 頁

⁴³⁾ 原平蔵は、耶麻郡の豪農の出で「愛身社」に参加して自由民権運動を開始し政談演説を して廻った。県令の道路工事を中止させるため、彼は免許代言人の大井憲太郎・北田正菫 と方策を協議し、若松治安裁判所の勧解申立・宮城控訴院への提訴を進めた。

⁴⁴⁾ 関戸(1903)113頁,福島県史(1964)570頁,我妻ほか(1969)22頁

そこで住民らは却下覚悟のうえで、明治 15 (1882) 年 10 月、公売処分の停止を求める勧解願いを若松治安裁判所に提出した。判事補佐枝種永は、「追って何分の沙汰に及ぶべし」と述べた450 住民はそれと同時に各郡長宛に若松治安裁判所へ勧解申立中に付き、右事件終結までは、六郡連合会の会議で決めた夫役及び代夫賃の上納は差控えると届け出た。各郡長は周章狼狽し福島県庁に急報したところ、三島県令は怒り、下役人・警部巡査・急募した不平士族の臨時巡査に厳しく代夫賃の取立てを命じた。住民らは裁判所に申立て中であるから結論が出るまで待って欲しいと述べたが、彼らは一切聞き入れず、拒む者は容赦なく逮捕し警察に連行した450

若松治安裁判所に申立てた勧解について、同裁判所は結局「勧解願いの儀は 官庁に係るを以て勧解を与ふるの限にあらず云々」の付箋をつけて却下した∜

住民らは、会津六郡連合会の力では暴政を阻止できず、若松治安裁判所における勧解も進めることはできなかったが、三島県令を被告として宮城控訴裁判所に提訴するのは最後の手段であり、とにかく事の始末を三島県令に開申すること、来県する山田顕義内務卿に陳情することが、被治者が治者を尊重する所以であり慎重を期すべきであるとの見地に立って、五十嵐武彦⁽⁸⁾・中島友八を住民総代に選んだ。五十嵐・中島は、県令に対する開申書・内務卿に対する陳情書を作成し、五十嵐武彦が三島県令に開申書を提出し面会のうえ口頭陳述すること、山田内務卿に陳情するのは県会議員である中島友八⁽⁹⁾が適当と考えて彼が担当することに決めた。

三島県令に対する開申内容は、「会津地方三方の道路開鑿の儀に付地方住民

⁴⁵⁾ 福島県史(1964) 570頁

⁴⁶⁾ 福島県史(1964) 571 頁以下

⁴⁷⁾ 関戸 (1903) 121 頁, 我妻ほか (1969) 23 頁

⁴⁸⁾ 五十嵐武彦は, 耶麻郡の豪農の家柄で「愛身社」の創立に参加した。活発に民権運動を 行い六郡連合臨時会の開催要求・若松治安裁判所に勧解の申立もした。高橋 (1954) 265 頁以下

⁴⁹⁾ 中島友八は,河沼郡の豪農出身で「愛身社」の創立に参加し,会津自由民権運動の中心 人物の一人である。事件当時県会議員であったが,官吏侮辱罪で逮捕され福島監獄に入獄 した。高橋(1954)225頁

の権利を失し不利益を被る亦大なり且此事業たる到底地方住民の苦役に堪へざるものに付其不服の条件を左に掲げ陳述致候」と前置きした上で,

- 第1條 会津六郡連合会の規則に不備がある。
- 第2條 不備ある連合会の決議は無効である。
- 第3條 目論見予算議案の交付なく単に徴収法を議して専断施行し経費無 限増大するのみで住民はこのような労役に応じる義務はない。
- 第4條 国庫下付金許可の有無に係らず5月より代夫賃を徴収したのは会 議の決議に背反し不当である。
- 第5條 不完全な連合会の議決に不備があり工事は速やかに中止すべきで ある⁵⁰⁾

というものであった。

県令への人民の開申は、郡長の奥書印が必要なため郡長に奥書印を求めたが、郡長は言を左右にして応じようとしなかった。そこで、郡長の奥書印の有無にかかわらず県令に開申書を提出することに決し、住民総代五十嵐が福島県庁を訪ね、佐藤係官に開申書及び郡長が奥印を拒んだ理由書を提出したが、三島県令不在につき書記官村上楯朝が事務代理であるというので、村上に面会を求めたところ、都合により宿所で待てと言われ福島に一泊した。翌朝五十嵐は県庁に出向いて行ったが、佐藤係官は法規上の手続を履んでいない開申書は受理できないし、村上書記官への面会も許されないと言った。これに対し五十嵐がなお面会を求めて食い下がろうとしたところ、佐藤は開申書を投げつけて別室に入ってしまったが五十嵐はその不親切を憤ったが、如何ともし難く嘆息するばかりであった。

次に、住民が山田内務卿に対し陳情することにしたのは、元来三方道路は国 庫金の下附を得て起工すべき政府関係の事業であるから、県当局者の暴虐の措 置を内務卿に陳情して民意の存するところを伝えるべきと考えたのである。

⁵⁰⁾ 福島県史(1964) 518-520 頁

⁵¹⁾ 関戸 (1903) 127 頁

陳情の要旨は,次のとおりであった。

- (ア) 三方道路の開鑿は、明治 15 (1882) 年 3 月 16 日、会津六郡連合会で決められたが、岩石を砕き橋梁を架け崖地に鍬を入れ道を拡幅する等未曾有の難工事であるところ、未だ国庫金下附の決定がなされないうちに、六郡長が 5 月以来の代夫賃を徴収し工事に着手したことにつき、連合会議員が臨時会の開催を六郡長総代大河原隆綱に請求したけれども、総代は施行が決議に反しているということはなく県への上申には及び難いと回答したので、その理由について説明を求める要求書を提出したが弁解はしないと拒絶され、官民間に大きな乖離が生じ収拾が付かない状態になった。
- (イ) 議員・住民が、代夫賃徴収・道路施工は連合会決議に反していると主張しているのに、県郡官吏巡査数十名はこれを無視して各村に出張し、住民が応じないときはその場で逮捕し警察に引致するなど横暴を極めている。これに激昻憤激する住民は多く今後如何なる事変が生ずるかも知れないので、三島県令に民意を開申し内務卿には事情を陳情して官民調和の方策が得られいば、六郡住民の幸福であるだけでなく国家のためにも慶事となると考える。このように事の経緯を説明し、官民調和の方策が講じられることを願う旨切々と陳情していた。中島はこの陳情書を懐に入れ、山田内務卿の視察場所である猪苗代湖・安積郡開成山・須賀川と追って行き、ようやく白河の宿舎に夜11時ごろ辿り着いた。中島は従者に内務卿への面会を申し入れたが、既に就寝中であり明朝来られたいと言われ、翌朝早すぎると思いながら午前4時ころ再訪したところ、内務卿は急用で栃木県那須原方面へ出立した後であった。中島はこれまで民意のこもった陳情書を懐に内務卿の後を追って奔走したが、無念にも本意を達することができず、やむなく陳情書を内務卿宛郵送せざるを得なかった。

中島は五十嵐と落ち合って互いの首尾を語り、いずれも効を奏しなかったことを知り、平和的な方法をもって三島県令の暴政を阻止しようと試みたが、その甲斐なく遂に県令を被告として宮城控訴裁判所に行政訴訟を起すしかないと

考えるに至った。この訴訟については、宇田成一・山口千代作が担当責任者となり、原平蔵と三浦文次⁵²⁾ らが仙台の免許代言人藤沢幾之輔との間を往復した。他方、耶麻郡喜多方地方では、県郡官吏・警察と住民らが衝突し風雲急を告げていた。

⑥ 弾正ヶ原事件

喜多方地方では、県官吏・郡長・警察官らが代夫賃未払いの住民の財産を強制的に公売処分したことにつき、憤慨した多くの住民との間に激しい衝突が生じた。これを見た原平藏・三浦文次は、住民に代って喜多方警察署に行き、公売処分を止めるよう耶麻郡長佐藤志郎と白洲で対質のうえ人民を虐待するのは何事かと難詰したところ、郡長は一言も発せず退席した。その後署長が両名の申し状は、住民を教唆し官吏を侮辱したものであるとして逮捕してしまった。

宇田成一⁵³⁾ は、明治 15 (1882) 年 11 月 24 日、宮城控訴裁判所に出訴することを福島にいる山口千代作と相談するため、福島に行き宿泊していたところ、若松警察署の警部巡査ら数十名が深夜に宇田の寝所に踏み込み「尋問の筋あり」と言い勾引してしまった。赤城平六がこれを知り、福島の山口は宇田勾引を知らず、山口も逮捕される恐れがあるということで、その通報役を五十嵐武彦が引き受け家に帰って旅装を整え門の外に出たとき、巡査数名が走り寄り有無を言わせず五十嵐を逮捕し若松警察署に引致した。これは明らかに宮城控訴裁判所に出訴することを妨害するためのものであった。

明治 15 (1882) 年 11 月 28 日,住民約 1,000 名が宇田らの逮捕の報を受け 喜多方弾正ヶ原に竹槍筵旗などを持って集合した。会津自由党の瓜生直 七⁵⁴ は、松の大樹に登って宇田らの釈放を求めて演説をした。杉浦重義⁵⁵ も

⁵²⁾ 三浦文次は,福島事件で逮捕されたのち服役し,明治17(1884)年9月,加波山事件に参加した。

⁵³⁾ 宇田成一は、豪農の家柄で会津地方の指導者である。明治10 (1877) 年8月、喜多方に 興業殖産を目的とする「愛身社」を創立した。この結社には県会議員・豪農・戸長らが参加した。国会開設の請願に関しては石陽社の河野広中に委任した。宇田は会津自由党に属し、福島県会議員のとき三島県令は圧政を事とし民意を聞く誠意なきものとして県令提出 全議案の否決の動議を出し県令と対決の火蓋を切った。高橋 (1954) 229 頁以下

また熱弁をふるった。

その後、瓜生ほか住民が喜多方警察署(署長武井甚之進)に行き、瓜生ら少数の者が署長と釈放の交渉中、廻りを取り囲んだ住民らが待ちきれず宇田らの釈放を求め怒声を発し竹槍を振り投石行動に出た。巡査らがこれを幸いと抜刀して躍り出て住民らに切りつけ数名の負傷者が出たので、住民らはやむなく退散した。これが弾正ヶ原事件又は喜多方事件である。

三島県令支配下の福島県警部岩下敬藏(三春・若松警察署長)は、宮城県人の安積戦(本名勝田虎四郎)を用い探偵として自由党に潜り込ませていた。安 積はわざと激しい言葉を用いて有志が過激な行動に出るように煽動し、事を起 させようと謀った。

住民らの喜多方署投石は、密偵の安積が煽動したものであった⁵⁰ 安積は自由党員の動静を岩下警部へ「二三十名の死をもって当たれば、必ず帝政党大挙防御するならん、然らば政府に抗せずして政党の争いとなり、反対党撲滅の上策なるべし⁵⁷」と報告していた。

岩下警部は、国事犯・兇徒聚衆罪で逮捕された安積戦について、高等法院検察官渡邊驥宛に上申書を出し、安積は元来知己の者で、警察は彼に毎月学資金を与え政党員等の挙動をしばしば通報させ、警察は有益な情報を得ており、会津三方道路開鑿について、「地方人民等不服を唱へ已に不穏の景況を呈したるを奇貨とし、各地の自由党員等該地方の派出煽動を試みるに際し、彼れも其一行にあり。而して彼れは本心より暴動に与せしものにあらずして、一は虎穴に入り実況を得んが為め出向せしに外ならず、依ては右の如き状有之に付、特別

⁵⁴⁾ 会津自由党の瓜生直七は、会津地方で最も早く政談演説に取り組んだ人で、弾正ヶ原事件で逮捕されたが、警察の取調べに一歩も譲らず抗したため5年間も勾留された。その後釈放されたが病死した。弾正ヶ原事件の犠牲者であった。高橋(1954)245頁以下

⁵⁵⁾ 杉浦重義は、愛媛県伊豫国温泉郡松山町の士族の出で、福島自由新聞の主筆を務め、県会の書記、のち代議士となった。彼は平島・花香・田母野らとともに盛んに政談演説を行った。弾正ケ原事件で国事犯及び兇徒聚衆教唆者として逮捕投獄された。

⁵⁶⁾ 服部 11 (1974) 269 頁

⁵⁷⁾ 三宅第2巻 (1950) 206頁

の御詮議相成度此段御参考迄申上候也。」と述べ,警察の探偵であるから格別の取り扱をするよう上申している。そして,宇田成一の手記には,安積戦のほかに行村仙太郎も探偵で,この両名は無頼漢であり,この疑獄に乗じて私利を釣ろうとしたと書き記している。389 当時の多くの政治的事件には,このように警察が密かに探偵を四方に散らし,わざと煽動したり情報を収集していたのである。

三島県令・少書記官村上楯朝は、自由党を潰し道路問題を有利に運ぶため、旧会津の不平武士や無頼の徒を帝政党結成に誘い、明治15 (1882) 年10月、会津帝政党を結成させ、その本部日新館が開館したとき、村上は祝宴に臨み大いにその徒を饗した。帝政党員らの傍若無人ぶりは眼を覆うばかりで、政党というよりは御用暴力団的性格のものであった。

(7) 清水屋事件

三島の意を含んだ帝政党員辰野宗治・町野主人・小櫃弥一らは、道路開鑿に待ったをかける自由党員や反対住民らを次々に襲った。彼らは、六郡連合会の臨時会の開催請求と道路開鑿の強行を不当と主張する宇田成一と福島自由新聞の株主募集のために若松に来ていた田母野秀顕が一緒に泊まっていた宿舎を深夜に急襲した。彼らは「自由党に加担し、道路事業を破壊する奴め」と木剣で宇田が抵抗するのを激しく打ち据え、田母野秀顕に対し「彼奴も自由党か、道路破壊の関係人に相違ない」と打ちかかった。気性剛毅な田母野は数名を投げ飛ばしたが、多勢に無勢で散々に打擲され顔面に傷を負った。帝政党員らは「今後慎重に事を処せ、そうでなければ命を落とすことになる」と捨て台詞を残して出て行った80

その後も彼らは、酒を飲んでは郡内を歩き廻り、「破壊議員である」といっ

⁵⁸⁾ 福島県史 (1964) 1090 頁, この県史は明治 7 (1874) 年から同 17 (1884) 年までの福島県の政治結社の結成・地方政党の成立・福島事件等に関する詳細な資料編であるが, その中に探偵の警察への報告が多く見られる。

⁵⁹⁾ 高橋 (1954) 51 頁

⁶⁰⁾ 関戸(1903) 107 頁以下, 高橋(1954) 101 頁以下

て民権家議員の家に乱入し、住民の集りに出ようとする者はこれを追い返し、 開会中の集会に乱入して妨害するなど横暴を極めた。帝政党員が暴行事件を起 しても、警察は見て見ぬふりで検挙することもなかった。

これに対し、警察は、弾正ヶ原で集会した後、喜多方署を取り囲んで投石した住民ら323名について兇徒聚衆罪の容疑で相次いで逮捕し、若松警察署・北会津・河沼・大沼・耶麻ほか県下各警察署に勾引し長期間勾留した。

⑧ 無名館急襲事件

明治 15 (1882) 年 12 月 1 日午前 1 時, 警察が福島自由党の本部「無名館」 (福島町北町) に押し寄せ, 門戸を蹴破って館内に闖入した。真夜中にドヤドヤとただ事でない物音に河野広中・愛沢寧堅が起き上がると, 警吏らは白刃を抜き放ち, 2 人の前後左右を取り囲んだ。

河野が「深夜に何事で人の邸宅に侵入したのか」と問い詰めると、警部が「勾引のため来た」と言い終わらぬうちに、巡査が飛びかかって2人を捕縛し部屋の一隅に引き据え、館内を隈なく捜索し文書類を押収した。室内着のまま逮捕連行された両名は、積雪寒風吹き付ける中、全身寒気に晒され堪えがたく凍死するかと思うほどであった。

河野は若松署に拘禁されたが、毒殺の危険を感じ、獄中の食事をネズミに与え、その様子を見た上で口に入れることもしばしばであった。愛沢は福島警察署に留置され、同様の過酷な取扱いを受けた。

平島松尾・田母野秀顕・花香恭次郎・沢田清之助は、それぞれ潜伏し同志の安否を訪ねるうちに冤罪で獄窓に呻吟し、主のいない家に妻児が泣き暮らしているのを見るにつけ、これまで住民の輿論で行政官に反省を求める陳情・開申書の提出・勧解の申立てなど様々な平和的手段を講じてきたが、いずれも効を奏せず、かくなるうえは直接中央政府に陳情するほかないと考え、平島・田母野・沢田・山口らは密かに上京し、巡査・探偵などに見つからないように牛込や京橋など宿屋を転々しながら、太政官に提出するため意を尽くして縷々数千語に及ぶ具申書を作成し、明治15 (1882) 年12月22日、平島松尾が太政官

に行き大臣に面会を求めたが、一官吏が出てきて御用仕舞いを口実に断られた。そこで、平島は太政大臣の私邸に行けば具申書を提出できるかも知れないと一縷の望みをもって霞ヶ関の三條邸⁶¹⁾を訪ね、執事に用件を述べて面会を請うたが、年末多端の理由で玄関払いされてしまった。彼は失望して門の外に出たとき、巡査が待ち受けておりその場で逮捕されてしまった。田母野・花香・沢田・山口らも、その後相次いで逮捕護送され、若松警察署・福島警察署などに分散して厳重拘禁された。自由主義の県会議員や地方の有志に対しても、巡査らが深夜に白刃を持って踏み込み、部屋の隅々まで捜索して文書類を押収して勾引し、県下各警察署に拘禁した。残酷な拷問は、徳川時代の吟味に勝るとも劣らないものであった⁶²⁾

警察・三島県令側は、弾正ヶ原事件とは直接関係のない自由党の河野・愛沢・平島・田母野・花香・沢田らまでも、国事犯及び兇徒聚衆罪容疑で逮捕し勾留した。弾正ヶ原事件は、内乱計画の一環として、河野らが首謀者となり企てたものと考えていたのである。

三島県令は、明治16 (1883) 年1月18日、三條実美に上申書を提出し、福島は元来自由党の本拠地で、自由党員河野広中らが、専ら政府を転覆しようと画策しており、三方道路建設反対運動は、広中と通謀する宇田成一らを巨魁とする自由党勢力が人民を教唆誘導するものであると主張していた⁽³⁾

⑨ 拷問の禁止と実際

明治 12 (1879) 年 10 月 8 日,太政官布告第 42 号は「拷問は無用に属し候儀に付」,拷問に関する「法令は総て刪除候」とし拷問を廃止した。明治 15(1882) 年 1 月から施行された刑法第 282 條は,裁判官・検事・警察官吏による拷問を禁止し,官吏による拷問は犯罪と定めていた⁶⁴ しかしながら,この拷問禁止

⁶¹⁾ 太政大臣三條実美は、霞ヶ関の元福岡黒田藩の広大な屋敷の半分ほど邸宅として使用していた。

⁶²⁾ 関戸 (1903) 140 頁

⁶³⁾ 長井 (2009) 86 頁以下

⁶⁴⁾ 松山大学論集 (2009) 第21巻1号拙稿354頁以下

を完全に無視し、警察の被疑者に対する取調べは、関戸覚藏『東陲民権史』に よると、次のように過酷なものであった。

若松警察署長岩下敬藏は、被疑者荒尾角藏らを引き据えて尋問した。

汝ら内乱陰謀を企て、地方の愚民をしょう集し、その会津付近に集れる者は、先づ 喜多方警察署を襲ひ撃ち、次に若松警察署を陥れ、勢いに乗じて裁判所その他の官衙 を屠らんとし、その三春地方にある者は、同じく同地の諸官衙を攻破り、安達郡本営 に於て両勢相合し、直進福島に向はんとし、而して県下に散在する共謀者は、一時に 人民を煽動し、各々福島に進み、四方の兇徒力を合わせて県庁を抜き、県令以下を塵 殺せんと計画、已に熟し、事実はなはだ明白なり。

と一方的にまくし立てて威嚇したうえに, 岩下のいうとおりに自白しない住民 に対して, 杖を振るい乱打する拷問を加えた。

汝ら仮令ひ弁を飾り罪を蔽わんと欲するも能はざるべしと,諸氏思ひも付かぬ難問に呆れ果てたるが,おもむろに口を開きて一々弁解しける,署長大喝拷問を命じ,杖を揮って乱打す。諸氏ほとんど苦痛に堪えざりしが,気を励まして屈せず,弁疏益々尽くせり��り

拷問は無名館に係わる者として逮捕された者に対する取り調べでも行われた。若松警察署に留置された田母野秀顕は、

若松警察署の警部が勾留人を取り扱うは、実に言語同断にて如何なる暴官酷吏と雖もこれより甚だしきはあらざるべし、或は数日間食物を与へずして飢餓に迫らしめ、或は雪中寒風に吹かせて凍寒に堪ざらしめ、又少しなり共警部の詞に逆ひたる答弁を為す時は忽ちに殴打かる、彼の紺野氏の如きは病余此の苛責に堪へ能ずして終に黄泉の客となりしに非ずや、此の他最も憎むべき所為と云うは、一枚の書類を余等の前へ持来り金員を与ふるに付之を謄写せよと命じたり、然れ共是は他日被告の筆跡を以て犯罪の一証となさんとするの奸策なりと悟りし故に之に応ぜず羅織の危難を免れたりき、又或時は余に与へし食物に異様な物が混り居たる故に3日間自ら食事を絶し事ありたり660

このように警察は実に過酷な拷問を加えたのである。

喜多方署を取り囲んだ住民らの多くは、若松始審裁判所で審理が行われ兇徒 聚衆罪(刑法第137條)の附和随行者として罰金を言い渡され、或いは、証拠

⁶⁵⁾ 関戸 (1903) 138 頁

⁶⁶⁾ 我妻ほか (1969) 27 頁

不十分で免訴(治罪法第224條)を言渡されたが、同罪の重禁錮・軽懲役で処断された者のうち大審院に上告した者(免許代言人の星亨・大井憲太郎らが上告手続を執り弁護した)については、擬律錯誤で全員無罪の言渡しを受け釈放された。大審院に上告しないで服役した者については、大審院検事長より大審院に非常上告があり、大審院は原判決を破棄したので収監者は釈放された。

若松始審裁判所は、河野広中ら6名並びに宇田成一・山田千代作ら51名を 国事犯及び兇徒聚衆罪として東京の高等法院に送ることを決定し、明治16 (1883)年2月12日、若松警察署から白河警察署・宇都宮警察署を経て同月 14日東京の鍛冶橋警察署に護送されて各々密室監禁され、翌日から高等法院 の予審を受けることになった。

⑩ 当時の裁判所の状況

明治13 (1880) 年7月17日,治罪法が制定され,同15 (1882) 年1月から施行された。この治罪法により裁判所の改革が行われた。

区裁判所は「治安裁判所」(治罪法第49條)、地方裁判所は「始審裁判所」(第54條、第72條)、上等裁判所は「控訴裁判所」(第70條)にそれぞれ改称された。上告・再審・裁判管轄を定める訴え・公安又は嫌疑のために裁判管轄を移す訴えは「大審院」が取り扱う(第77條)と定められた。そして、大審院とは別に「高等法院」が設置された。これは、皇室に対する罪の重罪・国事に関する罪の重罪・皇族の犯した重罪及び禁錮に当たるべき軽罪・勅任官の犯した重罪を扱う特別裁判所である。

(2) 高等法院の裁判

① 高等法院の開設

高等法院は、治罪法第83條により設けられた特別裁判所である。高等法院は司法卿の奏請により上裁もって開き(第84條前段)、その裁判すべき事件及び開院すべき場所もまた上裁をもってこれを定める(第84條後段)とされていた。裁判長1名、陪席裁判官6名で元老議官・大審院判事中より毎年予め上

裁をもって任命され(第85條),予審判事は,上裁をもって大審院刑事局判事 1名又は数名が任命された(第86條)。高等法院検察官の職務は,大審院検事 長又は司法卿の指名した検事がこれを行った(第87條)。

本件高等法院は,大審院の中で開かれることになった。刑法・治罪法施行後, 福島事件が初めて高等法院が扱う国事犯事件となったのである。

予審判事は、大審院判事厳谷竜一、同兵頭正懿であった。予審の取調べは、明治 16 (1883) 年 2 月 13 日より開始された。警察署における取調べは陰惨な拷問によるものが多く、地方の裁判所の予審でも予審判事が、座右の物品を投げつけたり殴ったりしたが、高等法院の予審の取調べは終始穏やかに行われた。予審は同年 4 月 12 日終結し、宇田成一・山口千代作ら 51 名は、国事犯及び兇徒聚衆罪の証拠がないとして免訴のうえ釈放された。

予審廷は、河野広中・田母野秀顕・平島松尾・愛沢寧堅・花香恭次郎・沢田清之助の6名については兇徒聚衆罪の証拠はなく免訴としたが、無名館の盟約は政府を転覆しようと謀ったもので、内乱陰謀の罪として高等法院の公判に移すと言渡した。これにより、高等法院検察官渡邊驥は、同月14日、河野らが福島自由党本部の無名館において盟約したことを国事犯として高等法院に公訴を提起したので、無名館盟約のみが国事犯として公判が行われることになった。弾正ヶ原事件は、内乱計画の一環として河野らが首謀者として企てたとする県令・警察側の目論見は外れてしまったのである。

なお、無名館の事務員鎌田直造、自由党の同志で大笹生村戸長佐々木宇三郎は、河野らの盟約書を隠匿・破棄したということで、河野ら6名の附帯犯として高等法院で公判が行われたが、鎌田は拘留5日、佐々木は拘留8日の極めて軽い判決であった。

② 被告人らの経歴

高等法院で国事犯として裁判を受けることになった河野・愛沢・平島・田母野・花香・沢田ら被告人は、一体どのような経歴をもつ人たちであったのだろうか。

(ア) 河野広中は、嘉永 2 (1849) 年 7 月、磐城国三春城下で生まれた。遠祖河野は伊豫国の守護大名の一族で、賤ケ嶽七本槍で有名な加藤嘉明に仕えていた。 寛永 4 (1627)年、藩主が伊豫松山藩から会津藩に転封した際、これに伴って会津に移ったが、嘉明の死後長男明成が家老堀主水を成敗するなど乱行の末、寛永 20 (1643) 年 5 月、会津藩を幕府に返上して断絶したため家臣たちは禄を失った。そのため藩士だった河野広易は三春に移った。その子孫である河野広重は、三春藩主秋田映季(叔父季春が後見)より碌百石を得る郷士であった。その子が河野広可で三男二女があり、長男が広酔・二男広孝夭逝・三男が広中で、長女がシゲであった。

河野広中は、明治元(1868)年、戊辰戦争の際は同志と謀り三春藩を勤王派に属させ、自ら同志を募り若松追討の軍に従った。明治6(1873)年磐前郡14区(常葉)の副区長であったとき、三春の川又貞蔵から購入したジョン・スチュアート・ミルの『自由之理』(中村正直訳)を読み、これまで漢学・国学を学び攘夷をも唱えていた従来の思想が「木端微塵の如く打砕かれ、人の自由・人の権利を重んずべきを知る」に至り、ここに自由民権思想に目覚めた。明治7(1874)年自由民権の聖地といわれる高知に行き、立志社で奮発勉励大いに自由民権について学んだ。明治8(1875)年磐城国石川区長となり、いまだ民気の眠る石川に、同年8月、政治結社「石陽社」を結成、明治10(1877)年4月には、田村郡三春に「三師社」を創設し、演説・討論などを通じて政治教育や自由民権思想の普及に努めた。。こうして次第に民気振るうようになり、同年8月、相馬郡に旧相馬藩士による「北辰社」ができ、同年10月、磐前郡の平に旧平・笠間・泉藩士や典医・神職・名主らによる「興風社」、明治11(1878)

⁶⁷⁾ 織田信長亡きあと後継者を争う羽柴秀吉と柴田勝家が天下分け目の決戦をしたのが、越前と近江の国境にある賤ケ嶽である。天正 11 (1583) 年 4 月、秀吉軍が賤ケ嶽で勝家軍を破ったが、このとき槍を振るって奮戦し勝家兵を追い散らす武功をたてたのが秀吉輩下の福島正則・加藤清正・片桐且元・加藤嘉明・脇坂安治・糟屋武則・平野長泰であった。秀吉から勝敗を決するような天晴な働きをしたとして 3,000 石の加増と特別の賞詞を与えられたこの 7 人を「太閤記」は賤ケ嶽 7 本槍と讃えた。

⁶⁸⁾ 福島県史(1964) 25 頁以下

年10月,耶麻郡喜多方に県会議員・富豪・戸長らによる「愛身社」などの結 社が次々に設立されるに至った。

彼は、明治11 (1878) 年9月、愛国社の大会に両社 (石陽社200余名・三師社80余名) の総代として参加した。明治13 (1880) 年4月17日には、2府28県有志8万7千余名の総代として、片岡健吉とともに「国会を開設するの允可を上願するの書」を政府に提出し却下されたが、東北に河野広中ありと言われ代表的自由民権家としてその名は全国的に知られた⁶⁹

彼は、明治 14 (1881) 年 2 月,福島県会議員となり,選ばれて議長に就任した。愛国社が国会期成同盟に発展し,更に,同年 10 月 29 日,自由党が結成されるに及んで,彼はこれに参加した。福島は関東・東北地方最大の自由民権運動の中心地であり,河野は福島自由党の代表的指導者であった。彼の政談演説事項は,国会論・府県会論・条約論・財政論・政府改革論・政党論・英国論など驚くほど多岐にわたっており,彼がいかに研究熱心であったかを物語っている。

- あいざわねいけん
- (イ) 愛沢寧堅は、嘉永2 (1849) 年2月、磐城国高瀬村で代々相馬藩主に仕える士族の家に生まれ、藩兵王師に帰順し先導の命により仙台追討の軍に従った。彼は若い頃撃剣・火技・馬術・儒学を学んだ。明治10 (1877) 年8月、旧相馬藩士らによって結成された政治結社「北辰社」に参加し、のち福島自由党の有力者として、盛んに政談演説を行った。彼の「輿論の勢力を論ず」という演説では、「輿論なるものはその勢い到底区々たる人力を得て制止すべからざる」ものであると論じている。彼は、明治12 (1879) 年、福島県会議員となり三島県令提出の全議案を否決する側に廻った。
- (ウ) 平島松尾は、安政元 (1854) 年 11 月、岩代国二本松藩の勘定奉行の家に生まれ、藩の各師範に漢書・剣道・弓馬・書道を学び、明治元 (1868) 年より藩校に入り漢籍・英語を学んだ。福島に遊学した後、明治8 (1875) 年、東京

⁶⁹⁾ 松山大学論集第21巻第2号(2009) 拙稿290頁以下で取り上げた。

に出て大蔵省紙幣局に勤めたが、明治10(1877)年に辞職して二本松に帰った。明治14(1881)年、福島で発行されている「福島日々新聞社」に入り、河野広中をはじめ多くの自由党員らと交流が生まれた。

この新聞は同年7月を以て廃刊となったが、平島は、明治15 (1882) 年1月、福島自由党の党務委員となり、同年7月、花香・佐藤清(のち代議士)を記者に、編集顧問に植木枝盛を迎え「福島自由新聞」を創立し、爾来社主兼編集長として活躍した。

彼は福島自由党の重要メンバーとして、しばしば政談演説会に参加し演説を行った®「法律の罪人」と題する演説は、「法律不完全なるに当たってはこれに触れても罪人ではなく、法律の不完全が造出した冤罪というべきである」と論じ、また、「木に拠って魚を求むる勿れ」の演題で、魚を求めんとする者はよろしく水に縁るべきで、山に入ってこれを得る理はない。いやしくも政治家たる者は、国の安寧を期し社会の改良を欲するならば、よろしく人智を開発し民心を得ることに務むべきである」と論じ、いずれも暗に藩閥政府の政治を批判した。

(エ) 田母野秀顕は、嘉永2 (1849) 年、磐城国三春藩士赤松蔀の子で、幼いとき、神職田母野浄因の養子となった。彼は河野広中とは幼なじみで、明治10 (1877) 年4月、政治結社「三師社」の設立に参加した。明治14 (1881) 年に自由党に入り、翌15 (1882) 年より福島自由党本部無名館に常駐し、「福島自由新聞」の発行に携わった。

彼は福島自由党の有力者として盛んに政談演説を行った。「嗚呼可憐日本人 民の不具なるを」と題した演説では、我が日本人民は政府に対する義務はある が、一つも自由権理を得ることがない。政府の政略を論じ、吾人人民は愈々政 治に関心を持たざるを得ないと論じ、また「時機に投ぜざれば悔いあり」とい う演題では、好時機というものは屡々来るものではない。時節到来するなら猶

⁷⁰⁾ 福島県史 (1964) 1087 頁, 高橋 (1954) 186 頁

⁷¹⁾ 高橋(1954) 188 頁以下

予なくこれを行うべきである。社会万物の革命改良一つとしてそうでないものはない。いやしくもその時機を失し、若しくは、これに後れてしまったならば、善良な改革改良は遂行することができない。却って災害を醸し損失を招き悔いあることになると論じた。「国会開設の準備」の演題では、国会開設の準備は人民に政治の思想を養成することにある。人民に政治の思想を養成するには、まず出版演説を自由にしなければならないと主張した。これらの演説には、彼の自由主義思想が顕著に表れている。

(オ) 花香素 次郎は、安政3 (1856) 年6月,江戸駒込の士族の家に生まれ、5歳のとき幕府に仕える花香弘一郎の養子となり、慶応3 (1867) 年,師範村上英俊に仏語を学び、明治2 (1869) 年、開成学校で仏語を学んだ。明治4 (1871) 年、箕作秋坪の家塾に入り英語を学び、明治9 (1976) 年、新聞社四通社に入って問答新聞の編集に従事した後、明治10 (1877) 年6月,福島に行き同志数人と一緒に福島新聞社を創設しその編集に従事した。彼の書いた記事は度々讒謗律違反に問われ6回も罰金を科せられた。

彼は福島県内を周遊して政談演説を行い、活発に自由民権運動を行った。自由党に参加し平島松尾らとともに党務委員となった。明治 15 (1882) 年 11 月、福島県会書記となり、三島県令の提出議案全部否決の報道記録を作り、その否決の原因である県令の不始末を列記し数千部印刷して郡役場・戸長役場・県会議員・新聞社その他に配送し、これが官吏を侮辱したとして逮捕され、重禁錮9月・罰金 35 円に処せられて福島監獄で苦役に付いたことがあった? 花香は政談演説で、帝政党は大いに毒を社会に流し、同胞兄弟の将来を誤らせるものであると批判した。

(カ) 沢田清之助は、文久2 (1862) 年9月,岩代国二本松城下徒士町の士族の家に生まれ、明治3 (1870) 年,二本松藩校に入り経書を学び、明治6 (1873) 年2月,二本松小学校に入学、同8年には福島英学校で英語を学んだ。その後

⁷²⁾ 福島県史(1964) 1084 頁以下

師範学校で経史・書道・算術などを学び、小学校教員をしたが、明治 15(1882) 年4月、福島県会の書記となり、同年7月には福島自由新聞社の社員となった。 彼の政談演説には、「輿論とは何ぞや」と題して、輿論公議なるものは、元来社会に多くの賛成を得るものではない。必ず俊傑の士があって、まずこれを計画しこれを唱導して終に満天下を充満せしめるものであると主張し、また「法律は社会の変遷に随って異ならざるべからず」の演題で、社会は活物であり、法律は死物である。死物をもって活物を治めるただ一時これを用いるべくして決して永久の用に供すべきではない。もし法律のただ一時にのみ用いるべきものである理を知らず、千古一定ならしめば社会の進歩は決して望むことはできない。仮に進歩するにしても、その間騒擾が絶えることがないと論じ、法律の保守性を指摘した。

③ 高等法院の裁判官・検察官・弁護人

裁判長が大審院長玉乃世履, 陪席裁判官は元老院議官長岡護美・同河田景 輿・同林友幸, 大審院判事岡内重俊・同関義臣・同武久昌孚以上合計7名で あった。検察官は, 渡邊驥 (検事長)・竹内維積・澄川拙三・堀田正忠で, 検 察の主張は専ら堀田検事が担当した。

弁護人は,星亨 (河野広中),大井憲太郎⁷³ (田母野秀顕),中島又五郎 (平島松尾),北田正菫 (愛沢寧堅),山田泰造 (花香恭次郎),植木綱次郎 (沢田清之助)の各免許代言人で,当時最高の弁護団であった。

免許代言人の中島又五郎は柔和な人であったが、その主義は強固で自由党内で非常に名望があった。彼の弁護は高尚かつ着実で聞く者に深い感銘を与えた心 北田正菫は、大阪府の出身で島本仲道とともに北洲舎を創立し、早くから代言業務に従事した。気さくな人柄であったが、頑固なところもあった心 山田泰造は自由党中においても才学をもって知られ、自由懇親会の幹事に選ばれ

⁷³⁾ 免許代言人星亨・大井憲太郎の人物像については、松山大学論集第21巻第2号 (2009) 拙稿252 頁以下で取り上げた。

⁷⁴⁾ 足立 (1886) 26 頁

⁷⁵⁾ 足立 (1886) 37 頁

た。平生公平の考えを有し、競争関係にあった改進党員とともに演説会に出ることもあった⁷⁰ 植木綱次郎は、威風凛々相貌堂々として冷静沈着で思慮深く、その弁護は高論で聞く者を感動させた⁷⁷

④ 高等法院の裁判

高等法院は、明治16 (1883) 年7月19日に開廷され、同年8月28日、結審するまで40余日に亘り、検事と弁護人らとの間で激しい論戦が繰り広げられた。

第1回公判には、傍聴人が朝早くから詰め掛け、法廷の傍聴席は満員であった。

昨冬より社会に一大感動を与へ結局如何なるべきやと世人の待ちに待ちたる高等法院の公判は前号に記せし如く昨日を以て開廷せられたり、此公廷たるや新法発布以来未曾有の大事件なるを以て、人々皆傍聴をなさんと払暁より陸続同院へ参集したれど、予て人員150名を限られし事ゆえ忽ち満員したれば、失望して空しく帰りし者も多かりき(朝野新聞)。

この裁判に対する社会の関心は非常に高く、傍聴希望者が殺到した。高等法 院は最後まで人民の傍聴を許し、三島県政を批判する被告人らの発言を禁止す ることもしなかった。

(ア) 最大の争点-内乱陰謀に当たるか

この裁判で最大の争点になったのは、自由党幹部の河野ら6名が、自由党福島本部の無名館に集まり、「吾党は自由の公敵たる専制政府を顚覆し、公議政体を建立するを以て任となす」云々という盟約書を書いたことが、内乱陰謀罪に当たるかどうかということであった。この盟約書の原本は、鎌田・佐々木が破棄して存在せず、被告人らの供述から内容を復元し推定したもので、その内容はそれぞれ食い違うところがあった。

明治15(1882)年1月1日に施行された刑法(いわゆる「旧刑法」)は、国事犯に関する罪として、次のように定めていた。

⁷⁶⁾ 足立 (1886) 50 頁

⁷⁷⁾ 足立 (1886) 35 頁

- 第百二十一條 政府を顚覆し,又は邦土を僭窃し,其他朝憲を紊乱することを目的と為し,内乱を起したる者は,左の区別に従て処断す。
 - 一 首魁及び教唆者は死刑に処す。
 - 二 群集の指揮を為し其他枢要の職務を為したる者は無期流刑に処 し、其情軽き者は有期流刑に処す。
 - 三 兵器金穀を資給し又は諸般の職務を為したる者は重禁獄に処し, 其情軽き者は軽禁獄に処す。
 - 四 教唆に乗じて附和随行し又は指揮を受けて雑役に供したる者は,
 - 二年以上五年以下の軽禁錮に処す。

これは内乱罪の規定で、首魁・教唆者・群集指揮者など役割ごとに刑罰を区別している。

1 死刑 首魁及び教唆者

2 無期流刑 群集指揮者・枢要職務従事者

3 有期流刑 群集指揮者・枢要職務従事者のうち軽いもの

4 重禁獄 兵器全穀資給者・諸般職務従事者

5 軽禁獄 兵器金穀資給者・諸般職務従事者のうち軽いもの

6 軽禁錮 附和随行者·雑役者

首魁と教唆者の刑罰は、死刑のみである。

ボアソナードは, 国事犯(政治犯)は死刑にすべきでないとの考えで, 刑法 原案には死刑は存在しなかった。その理由は, 次のとおりである。

死刑をもって威嚇しても、決してそれを止めることができないことは歴史上 見るところであり、死刑を恐れるように心を制することもできない。謀反の首 魁や始謀者を死刑に処した後も、度々同様の謀反を起こしたこともまた歴史上 見るところである。首魁を死刑に処しても、社会の危険は消滅することがなく、 却ってこのために憤怒の情及び報復の念を醸成することになり、死せる者を 却ってその党のために名誉あるものとみなすことになり逆効果となる。それ 故,内乱罪の首魁であっても死刑ではなく無期流刑とすべきであるとしていた。

しかし、元老院に審査局が設置されたとき、政治犯の死刑廃止は最も重要な問題として、審査局は政府が決めることを求めた。このときは西南戦争の最中であり、政府は厳罰をもって処理する方針であったから、政治犯の首魁は死刑に処すと回答した。これによりボアソナードの国事犯(政治犯)は死刑にすべきでないとの原案は潰え、審議の結果、内乱罪の首魁・教唆者、外患罪、暴動を起して殺人・放火をした者は、死刑と定めるに至った。 内乱罪の首魁(首謀者)や外患罪の誘致者に対する刑罰に死刑を入れたことは、今日の刑法に引き継がれている。

ところで、本件で問題となっている内乱の予備陰謀について、旧刑法はどのように考えていたのであろうか。第 125 條に定めがある。

第百二十五條 兵隊を招募し、又は兵器金穀を準備し、其他内乱の予備を 為したる者は、第百二十一條の例に照し各一等を減ず。

内乱の陰謀を為し未だ予備に至らざる者は、各二等を減ず。

高等法院における裁判では、検事と弁護人がこの「内乱陰謀」の意味をめぐって激しく対立した。

堀田検事は、内乱陰謀とは、政府転覆の意思を発表すればよく盟約書があるだけで証拠として十分であり、被告人らがこれを取消し或いは改正したなどということは遁辞に過ぎないと主張した。彼の弁は、「沈痛明快でこの紛糾極まりない事件の内容を摘発して、恰も巨燭暗夜を射るが如く、その舌端に触れては百鬼慴伏するの感ありしなり」(時事新報)というものであった。

⁷⁸⁾ 大久保(1977) 119 頁以下

⁷⁹⁾ 刑法第77条 (内乱罪) は,首謀者(首魁) は,死刑又は無期禁錮に処すると定め,第81条(外患罪)の誘致者は,死刑に処すると定めている。

【星亨の弁論】

河野広中の弁護人星亨は、内乱とはただ紙に書いたものではなく、干戈を動かし暴挙をなす者をいうのである。わが国の刑法は、多くはフランス法に依っている。フランス法に照らしてこれを参考するに、内乱とは「ラゲール・シビール」といい、一国内の戦いという意味である。英語では「シビル・ウォール」、すなわち、内国の戦争という意味である。英仏両国の法律に、内乱とは皆干戈を取って国内において戦争をするものをいう。内乱とは金穀を集め、武器を集め、兵士を募る等のことあって一場の戦をなすことをいう。紙に書いたものを指すのではない。陰謀の文字の上に内乱の文字を冠した以上は、陰謀に内乱の実がなければならない。陰謀にはいろいろある。例えば、強盗を為す目的で2人以上でその手配を内々相談すれば強盗の陰謀である。陰謀という文字は、何事にも用いられるのであり、陰謀といっても即ち内乱の陰謀となるわけではない。したがって、内乱陰謀とは、干戈を動かすことを内々相談したことに限る。本件のように兵を挙げ戦いをなす手配を相談することもなく、徒に紙上に書いただけで、干戈を動かそうと相談したことがない以上は、内乱陰謀となすべきではないる。

検察官が「ラゲール・シビール」は、俗語であり法律には用いず、内乱とは「クリーム・コントル・ラ・シュレテー・アンテリュール・ドレタ」といい、「ラゲール・シビール」は内乱でないと主張したが、この検事の主張は大いなる間違いである。「クリーム・コントル・ラ・シュレテー・アンテリュール・ドレタ」というのは、国の安全に対する罪(皇帝や皇族に対する暴行や内乱を含む)の意味であって、内乱そのものではない。仏刑法第2款中第2節に「ラゲール・シビール」とあり、これが内乱であることは明らかである⁸¹⁾

堀田検事と星弁護人との論戦は、このようにフランス刑法の解釈にまで及んでいた。

⁸⁰⁾ 野沢1 (1984) 181-182 頁

⁸¹⁾ 野沢1 (1984) 185-188 頁

更に星の弁論は、フランスの刑法学者グロス、イギリスの判事スティヴン、 アメリカの刑法学者ビショップの著書中の内乱に関する解釈論を引用し、内乱 陰謀とは、兵を挙げることを密かに相談したものを言うのであって、紙に書い たに過ぎないこの事件はこれに当たらない。したがって、被告人は無罪である と主張した。

【大井憲太郎の弁論】

田母野秀顕の弁護人大井憲太郎は、陰謀とは心に思うだけで、行為に現れなければこれを罰することはできない。いわんや本件では心の中に内乱の陰謀さえないのであるから、盟約書に政府転覆の文字があっても、決して法律に触れるものではない。本件は、ただ盟約書をつくり、公議輿論でもって政府転覆をはかったに過ぎないというものであって、被告人は当然無罪であると主張した※

【中島又五郎の弁論】

平島松尾の弁護人中島又五郎は、国事犯とは、如何なるものかを考えるとき、政府を転覆する目的で共謀し、この目的を達する手段を計画し、法律の範囲を超脱した行為をした者をいう。それ故に、この二者を具備するのでなければ、決して国事犯と称することはできない。目的があっても手段がなければ、演説者新聞記者が転覆論を唱えたのと同一であり、言論條例で罰すべきものである。手段があって目的がなければ、道具屋が刀剣を買い入れるのと同じで別に罰すべきところはない。政府を転覆する目的をもって手配をし、甲はこれに従事し乙はかれを担当すべしと計画しこれを行為に出ざる以上は国事犯とは言わない。同盟書に政府転覆の文字があったとしても、手段について少しも計画することなく、ただこの文字を紙上に記したというまでのことである。これでは内乱陰謀とはいえないと主張した器

愛沢寧堅の弁護人北田正菫, 花香恭次郎の弁護人山田泰造, 沢田清之助の弁

⁸²⁾ 平野 (1965) 42 頁

⁸³⁾ 手塚(上)(1982)119頁, 我妻ほか(1969)33頁

護人植木綱次郎の弁論もそれぞれ無罪を主張した。満員の傍聴人は、弁護人らの懸命の弁論を目の当たりにし、被告人らがどんなに心強く思っていたことか、刑事弁護の大切なことを知ったのである。

この裁判については、新聞が法廷の模様を絵入りで報道するなど広く世間に知れ渡った。被告人らは、英雄として錦絵を飾り、全国から関係者に義捐金や見舞金が届いたという⁸⁰

(イ) 内乱とは何か

内乱とは何かについて、星ら弁護人の解釈と今日の刑法学者の解釈との間に 差異があるわけではない。今日の刑法学者は、内乱(朝憲の紊乱)とは、多数 の者が結合し国家の政治的基本組織を不法に破壊するため暴動を起こすことで あるという ⁸⁵ 政府の転覆も邦土の僭窃もその例示である。内乱は、政治犯で あり確信犯である。

(ウ) 内乱予備陰謀とは何か

内乱予備とは、国家の政治的基本組織を不法に破壊することを目的とし、武器・弾薬・食糧を調達し同志を募るなどの準備行為をすることである。

内乱陰謀は,複数の者が国家の政治的基本組織を不法に破壊することを目的 とし武器・弾薬・食糧を調達し同志を募るなどのことを計画し合意することで ある。

星・大井・中島ら弁護人が主張しているとおり、「吾党は自由の公敵たる専制政府を顚覆し、公議政体を建立するを以て任となす」ということを紙上に書いただけでは、とても内乱陰謀といえない。

ボアソナードは、既に明治13 (1880) 年に「刑法草案註釈」を著していたが、これによれば内乱予備とは、兵隊を編成し兵器・弾薬・弾丸を予備し、兵器の製造其の買得若しくは人民私有の貯蔵所を強奪することなどをいうとしている® 内乱陰謀について直接の説明はないが、この内乱予備の解釈からする

⁸⁴⁾ 長井 (2009) 88 頁, 稲田 (2009) 127 頁

⁸⁵⁾ 大谷(1986) 521 頁

と、複数の者が内乱の目的で少なくともこれらの行為をすることを計画し合意 することであると解するのが自然である。

ところが,高等法院は被告人らの「吾党は自由の公敵たる専制政府を顚覆し, 公議政体を建立するを以て任となす」という盟約の文字のみをもって「内乱の 陰謀をなし、未だ予備に至らざる者」に当たると認定した。

高等法院の裁判言渡書87)

福島県磐城国田村郡三春町平民

被告人 河 野 廣 中 三十四年三月

同県同国同郡同町平民

被告人 田母野 秀 顕 三十四年三月

同県同国標葉郡高瀬村士族

被告人 愛 沢 寧 堅 三十四年三月

同県岩代国安達郡二本松町十族

被告人 平 島 松 尾

二十八年十一月

東京府深川区深川伊勢崎町士族

被告人 花 香 恭次郎

二十七年二月

福島県岩代国安達郡二本松町士族

被告人 澤 田 清之助 二十一年一月

⁸⁶⁾ ボアソナード (上) 623 頁以下

⁸⁷⁾ 判決全文は,福島県史 (1964) 1052 頁以下,関戸 (1903) 160 頁以下,我妻ほか (1969) 36 頁以下に収録されている。

右被告人等は、政府を転覆せんことを相謀りしとの公訴に因り、検察官の意 見被告人等の答弁、弁護人等の弁論を聴き、被告人等の白状及び証憑書類に基 き、高等法院裁判長、陪席裁判官評議の上判決すること左の如し。

判 決

右被告人等は明治十五年七八月中、福島県福島町無名館に於て、政府を転覆することを目的とし、内乱の陰謀を為したる者と判定す。其証憑は左に之を明示す。

河野広中は、明治十六年一月二十七日、若松軽罪裁判所予審庭に於て、明治 十五年八月一日福島無名館に於て、花香愛沢田母野沢田平島と誓約せし事を陳述し、又た右誓約文記憶の間に対し、広中は自ら筆を執り認めし所左の如し。

誓約

- 第一 吾党は自由の公敵たる擅制政府を転覆して、公議政体を建立する を以て任となす。
- 第二 吾党の目的を達するが為め、生命財産を抛ち、恩愛の繋縄を断ち、 事に臨で一切顧慮する所なかるべし。
- 第三 吾党は吾党の会議に於て議決せる憲法を遵守し、倶に同心一体の 働をなすべし。
- 第四 吾党は吾党の志望を達せざる間は、如何なる艱難に遭遇し、又幾 年月を経過するも、必ず解散せざるべし。
- 第五 吾党員にして吾党の密事を漏し,及誓詞に背戻する者あるとき は、直に自刃せしむべし。

右五條の誓約は、吾党の死を以決行すべきもの也。

明治十六年一月二十七日

若松軽罪裁判所に於て認む 河 野 広 中(拇印)

又た明治十六年四月四日,本院予審庭に於て,盟約書中政府を転覆し云々と あるは、汎く万国を指したる者なり。故に日本政府をも包含したれども、単に 日本政府のみと御認め相成ては、盟約書の成りたる素志に違ふ儀に候へば、此 段も申立て置き候と陳述せり。

判決文はこのように述べた後、平島・花香の陳述の要約を記し、花香が思い出した盟約書と愛沢・花香・田母野の陳述、平島の思い出した盟約書と平島・沢田・花香の陳述の要約を記したうえで、盟約書に記載してあった「転覆」の文字をもって内乱陰謀をしたものと認定した。他の被告人5名の判決も大同小異である。

高等法院は、明治16(1883)年9月1日、内乱陰謀を認定したうえ、刑法に従い減刑し、更に情状により酌量減刑して河野を軽禁獄7年、田母野・愛沢・平島・花香・沢田を各軽禁獄6年に処するとの判決を言渡した。

⑤ 判決の問題点-政府の圧力に対する高等法院の妥協と抵抗

裁判をリードした裁判長玉乃世履は、ボアソナード起草の治罪法の審査委員であった。治罪法は、実体法である刑法との整合性をはかる必要があるから、彼は当然ボアソナード起草の刑法典を熟知していた。したがって、彼は内乱陰謀が単に紙の上に書いたものだけでは足りないことは知っていたであろう。しかし、被告人ら6名に有罪判決を下した。これは当時の高等法院の立場を反映している。

(ア) 明治 15 (1882) 年 12 月に起きた福島事件に関する藩閥政府の意向は、政権を脅かす自由党を撲滅することであった。三島県令は政府の考えの忠実な実行者であった。政権の座にある者は、自らの権力を行使して一切の国務を成し遂げようとし、自分に従わない者又は邪魔する者・妨害する者を悉く政敵としてあらゆる手段を講じてこれを排除しようとする。権力の座から転がり落ちる悲哀を味わいたくないという本能的な権力保持欲がそうさせるのである。事件が高等法院に送られて数ヵ月後、未だ審理も始まってもいない段階で、早くも司法卿山田顕義が玉乃世履裁判長に対し、裁判の見込みについて報告を求めるなど強い圧力をかけていた。三島県令もまた事件が高等法院に送られた後、度々政府要人を訪問し、河野らは必ず死刑に処すべきであると強調していた。

(4) 政府・各省の政治権力の強大さに比較して、当時の大審院(高等法院)は政治力の希薄な存在であった。大審院の地位は各省より下であった。大学の卒業生は魅力ある行政官の道に進んだが、行政官になれない者が人気のない司法官になった。

平沼騏一郎は、『回顧録』の中で、次のように述べている。

私は若い時から感じてゐたことがある。それは司法部があっても一向に役に立たぬではないか。役に立つ者は行政庁にゆき、役に立たぬ者が判事、検事となってゐる。私など司法省の給費を貰ってゐたからここに入ったので、自分では内務省に入った方がよいと思ってゐた。白根専一が当時内務次官で、来たらどうかと言って呉れたが、司法省から故障が出て思ひ止まった。司法省でも栄達を望めば、藩閥か政党か財閥に入らねばならなかった890

司法省は大審院以下の裁判官の監督権と人事権を握っており、種々の司法省達を裁判所に出してこれに従うことを求めた。従わない者は左遷ないし罷免された。裁判官の身分保障はなく、司法権の独立もない。当時の裁判所・裁判官の地位は弱く、司法省・政府の意向を聞かざるを得なかった。司法権の独立の動きは、明治18 (1885) 年「大阪事件」の係属した大阪控訴裁判所で強まったが、政府の圧力を撥ね返して明確に司法権の独立を主張するようになったのは、明治24 (1891) 年の大津事件以降のことである。

これらの事情を考えると、高等法院の判決は、一面では政府に妥協するとともに、他面、最大限の減刑をすることで裁判所の独自性を精一杯主張したのであった。宇田成一・山口千代作ら51名を、国事犯及び兇徒聚衆罪の証拠がないとして免訴のうえ放免したのも、高等法院予審の独自性を主張したものであった。

(3) 宮城控訴裁判所への提訴事件

高等法院の予審廷で、免訴釈放された山口千代作・宇田成一は、三方道路開

⁸⁸⁾ 手塚 (上) (1982) 136 頁

⁸⁹⁾ 平沼 (1955) 39 頁

鑿工事の件について、仮令一旦暴政のために挫折するとしても、地方の公益を全うし自由と人権を重んじる精神は、決してこのまま止まるものではない。必ず正義の訴訟を提起して初心を貫き地方の冤を雪ぐべきであると考え宮城控訴裁判所へ提訴することに決したが、両名とも県会での行動につき他の議員と同じく官吏侮辱犯として捜索されているという通報に接したため、各地に潜伏して各郡の同志に手配し住民の訴訟同意と訴訟委任状の収集を依頼した。

こうして集まった住民の訴訟同意と委任状8,000 余通を,原平蔵・三浦文次・赤城平六・五十嵐武彦・佐治与松・門奈茂次郎・坂内米太郎らが仙台の免許代言人藤沢幾之輔に渡して訴訟提起を依頼した。彼らは何度も往復して訴状ができあがり,明治16(1883)年8月3日,遂に福島県令三島通庸を被告とする「不正工事廃止の訴」を宮城控訴裁判所に提起した。訴状は次のとおりであった。

訴 状

原告の住所氏名(略) 宮城県仙台区東一番丁二十二番地士族 代言人 藤 沢 幾之輔

不正工事廃止の訴

被 告 福島県令三島诵庸

本訴請求の事項

不正なる議員より成立たる議会は、議会の効力を有する筈なきに付、福島県 六郡町村連合会の議決に出たる道路開鑿事業は、速に廃止せしめられたき事 本訴証拠物の写

原告代言人藤沢幾之輔開陳仕候本訴は,前顕証拠物に明らかなる通り被告福 島県令三島通庸に於て不正の議員にて組織したる議会の決議を採り,強て道路 開鑿に着手し,原告等より其廃止を請求するも口を議会の決議に藉り,頑然応

⁹⁰⁾ 訴状全文は、福島県史(1964) 1064 頁以下に収録されている。

ぜざるを以て御衙に出訴し,其工事を廃止せしめんと欲する者なり。其出訴の 要領方の如し。

被告三島通庸は〔兼て土工を喜び其工事を起すに当たりては,道理の許さざる者あるにも拘はらず,民力の堪へざる者あるにも拘はらず,圧制干渉至らさる所なく自家の欲するところを仕遂げ以て快を取り以て名を立て効を顕さんとする。元と其性質なり。是を以て被告の〕初て福島県に令たるや直ちに我会津地方の道路……開鑿し…目論見遂に沿道六郡人民の公益なりとて六郡々長に内命し六郡々長をして大沼東蒲原南北会津河沼耶麻の六郡町村連合会を開かしめ,以て六郡人民をして之れが費用を負担せしめんと取計らひたり。

このように指摘した後、六郡連合会を開設するに当たり、連合会議員の選挙に不正不当があったから決議は無効であるにもかかわらず、県令はその入費上納に遅滞する者に対し残酷にも一々公売処分の苦境に悲泣させているのは、不法も甚だしきものであると主張している。

【免許代言人藤沢幾之輔】

藤沢幾之輔は、仙台藩士の子として安政末年に生まれた。幼くして漢学を学んだが、洋学を志して明治6(1873)年6月、当時開港場の一つである函館に行き仏蘭西館でフランス人からフランス語を学んだ。翌年仙台に英語学校ができたので、明治8(1875)年3月、仙台に帰り同校に入学したが、この学校は明治9(1876)年末に廃校となった。そこで翌10年の春に上京して、茂松法学舎町に入学し法律学を学ぶことにした。同学舎で学んでいた明治12(1879)年頃から、自由民権を唱え運動にも参加していた。明治13(1880)年、代言人試験は司法省が行う全国統一の試験となったので、その年の秋に東京裁判所の試験会場で試験を受けて合格したのその後仙台に帰って免許代言人として代言業務に従事するとともに、免許代言人村松亀一郎らとともに大々的に自由

⁹¹⁾ 茂松法学舎からは衆議院議員となった大岡育造・大島寛爾・青柳四郎・西原清東らが出た。

⁹²⁾ 広瀬 (1999) 50 頁以下

民権運動を行っていた。そうしているうちに福島事件が起き,仙台の自由党員であった関係で,福島県の原平藏・三浦文次・赤城平六・五十嵐武彦・門奈茂次郎・佐治与松・坂内米太郎らから依頼を受けて,福島県の三島県令を被告として宮城控訴裁判所に訴えを起すことになった。免許代言人になって未だ3年の若手で正義感が旺盛であったから,訴状に過激な文章を書いた。

原・三浦らが福島地方の関係者に報告するため、この訴状を印刷して持ち帰ったところ、これが東京その他の新聞に掲載された。三島県令がこれを見て官吏を侮辱したとし部下に告発させた。藤沢は逮捕され仙台軽罪裁判所の予審に付されたあと、公判にかけられた結果、重禁錮8ヶ月、罰金40円の判決を言渡された。

当時刑事裁判については控訴ができず上告はできたが、法律違背などに限られていたから、上告するのも無意義と考え刑に服した⁵⁸⁾

他方,訴状に原告として記名のある者についても,官吏侮辱罪容疑で各警察署が逮捕に赴いたという知らせを受けた原・三浦・赤城・五十嵐・門奈・佐治・坂内らは,四方に散って逃れた。しかし,藤沢代言人が投獄されてしまったか,この訴訟事件も挫折してしまった。その後,原・三浦・門奈らもまた逮捕され実刑に処せられた。三浦・門奈は出獄後,三島県令に対し,その怨みを晴らそうとして加波山事件に奔った。

(4) 第三の訴訟を起すべき方法はないか

宇田成一はその後もたとえ少人数であっても第三の訴訟を起すべき方法はないか,米沢にいる同志に諮ったが,如何せん最初からこの暴虐は,三島県令の恣意に発したものだけでなく,藩閥政府が自由民権家を撲滅する方略として両者一体となって起したもので,司法官もまたこれらに顎で使われている有様であるから,このような状況の中で志士の意気を果たすことは難事時中の難事で

⁹³⁾ 広瀬 (1999) 38 頁以下, 藤沢はのち衆議院議員になった。

⁹⁴⁾ 福島県史(1964) 1091 頁以下,福島県弁護士会(1993) 48 頁

あるが故に、今後は大いに進んで政府を改良するということに尽瘁すべきであるということになり、誠に無念なことながら第三の訴訟提起のことは断念のやむなきに至った⁵⁵⁾

行政府の暴政に虐げられている多くの人民を救うために、何とか裁判所に訴えて公正な判断を得られないかという宇田らの悲痛な思いに、行政権力の強い 影響下にあるこの時代の裁判所は応えることができなかった。

強引に開鑿された道路は、各所で土砂崩れが起き雑草が生え使用困難なところが少なくなかった。

(5) その後の経過

高等法院で軽禁獄7年の判決言渡しを受けた河野広中は,石川島監獄に収監され,明治17 (1884) 年4月に宮城集治監に移された。彼は知友が差し入れた経済書・洋書・英和辞典などを獄中で読み模範囚として通した。明治22 (1889) 年2月11日,明治憲法発布にともなう大赦令により,6年余の獄中生活から解放された。

軽禁獄6年の言い渡しを受け石川島監獄で服役していた田母野秀顕は、獄熱にかかり痩せ衰えていた。彼が「水を飲みたい」というので、同獄の平尾が茶碗に水を入れて飲ませたら、「非常においしい」といって飲んだ。平尾はそれを見て思わず声をあげて泣いた。田母野は、病を得て10日目に板の間の薄い蒲団の中で死んだ。34歳であった。

福島県の苅宿仲衛⁹⁶⁾ が遺骸を引き取り、在京自由党員らに送られて谷中墓地に埋葬された。植木枝盛は墓前に次の歌を捧げた。

⁹⁵⁾ 福島県史(1964) 1091-1093 頁

⁹⁶⁾ 苅宿仲衛は,明治7 (1874) 年,宮城師範学校を卒業し,三春・須賀川などの学校の教師をしていた。明治11 (1878) 年に政治結社「北辰社」に参加し,民権家としての活動を始めた。明治14年に福島自由党の党務委員となり,県内各地を遊説した。福島事件で,彼は兇徒聚衆罪で勾引され石川島監獄に入獄した。その後も民権家として活動し度々逮捕される苦難を嘗めた。高橋(1954)275 頁以下

大丈夫の赤き心の染みたれば 身は紅葉葉と散りにたるかないろも濃き木々の紅葉葉落ち来るは 血の涙にや染まりたるらん 君や逝くそのこころざし己れ継がん 自由の光り見ずで止むべき

田母野が獄窓で読んでいた書物が遺品として苅宿に渡された。刑法治罪法合本・論理略説上巻・中庸・心理新説釈義・心理学・造化妙工論などであった⁹⁷

軽禁獄6年の言い渡しを受けた愛沢・平尾・花香・沢田も,それぞれ石川島 監獄・宮城集治監で服役していたが,明治22(1889)年2月11日,明治憲法 発布に伴う大赦令により獄中生活から解放された。

三島は福島事件の後、栃木県令となり、塩原・那須方面の道路工事や県庁・警察・監獄の新築・修築を強行した。彼は県庁を栃木から宇都宮に移し庁舎を新築した。彼の強引さは相変わらずで、自由党員らによる三島暗殺計画、県庁の落成式に出席予定の政府高官の襲撃計画や東京における新華族の授爵式に出席する政府高官襲撃の謀議を招く原因をつくり、一連の加波山事件を招来することになった。

しかし、藩閥政府の三島に対する覚えめでたく、明治 18 (1885) 年に警視総監に抜擢され、三大事件建白運動で東京に集結した多くの民権家・免許代言人らを抜き打ち的に制定公布した「保安條例」により、皇居外三里の地に退去させる辣腕ぶりを発揮したが、病には勝てず明治 21 (1888) 年 10 月 23 日在任中に死亡した。河野らが獄窓にいるとき、自由党が解党される出来事があり、宿敵の三島通庸が死亡した。獄中にある河野らがこれらのことをどのように受けとめたのかは不明である。

河野は、明治23(1890)年の第1回衆議院議員選挙で、福島第3区(田村・岩瀬・白河・石川)から推され大量得票を得て当選、以来連続14回当選を果たし、明治36(1903)年、第19回議会で衆議院議長となった。

⁹⁷⁾ 高橋(1954) 194 頁以下

愛沢は、明治25 (1892) 年2月,第5区(標葉・楢葉・磐城・行方)から 衆議院議員に当選し、爾来合計5回当選を果たした。

平島は、明治27 (1894) 年の総選挙で第2区 (安達・安積) から衆議院議員に当選し、その後も当選を重ね合計7回衆議院議員として活躍した。

沢田は新聞を発行したジャーナリストで、平島の盟友として彼を衆議院に送り出した。

花香も優れたジャーナリストであったが、出獄後まもなく病死した。

(6) 世間は福島事件をどうみたか

徳富蘆花の『思出の記』は、当時の人たちが福島事件について抱いた考えを示している。

僕等を啓発す可き事件が續々社会に起って,其様な事件の報道に接する毎に,僕等の血は如何に沸へ立ったか知れぬ。彼福島事件が天下を騒がした頃なんぞは,其裁判筆記の出た新聞が来ると,扯き裂く様に争ひ讀むで,河野愛澤平島花香田母野諸士の艱難苦心を思ふては熱き涙のほろほろ頬を霑すを覚へず,今其処に飛むで行ってせめて其縄目の喰ひ入る手に接吻し警官の劍の鞘尻につかれた其背を撫でもしたく,暴令逆の非道,其非道を庇ふ政府の奴原が髯顏を思ふ存分撲って蹴って踏むで踏みにぢってやりたく,其雪中素足に引ずり廻はされし事を聞ゐては,僕等も何時か一度は彼志との轍を踏むで行くことがあるかも知れぬ,其時の覚悟を今試して見やうと,或雪夜素足になって外に立ったこともあった。

高等法院の公判廷の模様を報道する新聞は争って読まれた。特に青年たちは、「公判傍聴記」や小説「自由の凱歌」などが掲載されている「自由新聞」が来ると一斉に集まり、美声の者が代表して朗読するのを熱心に聴き「ワア」と喝采の声を挙げるほどであった(「思出の記」)。被告人らは、人民の自由と権利の伸張のために、圧制政府の厳しい弾圧に抵抗し闘う志士であった。

明治維新を起こし日本の政治を行うのは自分たちであると自負する薩長藩閥 政府と、自由と民権の伸張を唱え民意を反映させる国会を早期に開設し政府の 改良を図るべきであるという自由民権勢力との対立は、福島事件の後更に先鋭 化した形で国事犯事件として次々に発生するのである。

高田事件一官憲の仕組んだ頸城自由党撲滅作戦 5

福島事件の3か月後、明治16(1883)年3月20日に新潟県高田の頸城自由 党員数十名が内乱陰謀の容疑で逮捕される「高田事件」が起きた。

(1) 事件の概要

この事件の経緯は、大略次のとおりである。同年3月10日、越中国高岡で 北陸自由党懇親会が開かれ約300名が参加した。この参加者の中に、新潟始審 裁判所高田支庁の検事補堀小太郎が旅費を出して派遣した探偵長谷川三郎がい た。長谷川の正体を見抜いた自由党員八木原繁祉が、懇親会の席上短刀を以て 彼を殺害しようとする気勢を示したので,長谷川は恐怖し初日に逃げ出し放生 津にある警察分署に駆け込み、自分は堀検事補に通じる者だが、今にも迫り来 る者があるから、自分を保護するため捕縛して高田警察署に護送してもらいた いと願い出て高田警察署に移送された。高田警察署には格別の方略もないので 彼を放免した。

それと知らないで、他の自由党員らが無罪人をみだりに逮捕するのは法と理 に背くものであると蝶々口を叩くので、長谷川は他の党員とともに高田署に行 き責めたので、同署はやむなく官吏を侮辱したとして長谷川を逮捕し高田監獄 に勾留した。獄吏が彼の所持品を検査したところ不穏なことが書いてある親書 が出てきた。それは堀検事補が書いて彼に渡していた書面に基づいて長谷川が 書いた大島安治(別の探偵)等に宛てた親書であった。これを見た獄吏武田成 物が、新潟始審裁判所高田支庁検事足立降則に告発した。足立検事は長谷川を 尋問したところ,政府転覆の陰謀者として頸城自由党員ら数十名の名前を挙げ た。これに基づいて一勢に逮捕と家宅捜索が行われた。しかし、これは堀検事 補と探偵長谷川の仕組んだ虚構の策であったから、政府転覆の陰謀を示す証拠 は何も出なかった。関連して逮捕された者は、高田の頸城自由党以外の自由党 員らにも及んだが,不起訴,或いは,証拠不十分により新潟始審裁判所高田支

⁹⁸⁾ 手塚(上)(1982) 161 頁以下

庁予審で免訴となった。

ところが、赤井景韶 (小学校教員) の家宅捜査で、偶然に天誅党と書いた一冊の書類が出てきた。赤井は大臣参議を暗殺する趣旨のメモ書きの天誅党趣意書を作成していた。長谷川の供述とは全く別ルートで国事犯容疑が浮かび上がった。赤井と風間安太郎・井上平三郎が、天誅を唱える党を作っていたことが分かったのである。この趣意書により3人は大臣参議の暗殺を企てたとして、内乱予備陰謀の容疑で逮捕され、新潟始審裁判所高田支庁の予審を経て高等法院に送られた。高等法院の予審は、井上・風間について暗殺計画に参加した証拠がなく予審免訴とした。赤井のみが起訴され、高等法院で裁判が行われることになった。

(2) 高等法院の裁判

裁判長は大審院長玉乃世履, 陪席裁判官は元老院議官河田景輿・同林友幸, 同渡辺清, 大審院判事岡内重俊・同関義臣・同武久昌孚以上合計7名で, 検察官は渡邊驥 (検事長)・竹内維積・澄川拙三・堀田正忠であった。赤井の弁護人は, 武藤直中であった。

検察官は、赤井被告人は諸省卿以上の者を斬殺することを決意し、引続いて 人を募り、その目的を決行しようとしたことは、事実の符合及び検事調書・新 潟始審裁判所高田支庁・高等法院予審調書等の各証拠により明らかであり、調 書は被告人が自由に陳述したもので、これを読めば被告人が人を謀殺しようと した証跡は明白であると論告して被告人に対して無期流刑を求刑した。

【免許代言人武藤直中】

赤井の弁護人武藤直中は、信濃国松本藩の士族の出で、嘉永 2 (1849) 7月、信濃国南深志に生まれた。藩の漢学所で漢学・撃剣を学び、慶応元 (1865) 年4月には、幕府の命を受け藩主丹波守の長州征伐に従軍し、その後、官軍に恭順し北越征討のため越後で幕軍と闘い高田に行軍した経験をもっていた。明治4 (1871) 年7月、藩侯の許可を得て東京の平田延胤の学塾に入り和学を修め

た。その後法律学を学び、明治 12 (1879) 年、代言人の試験に合格し爾来代言業務に従事した。

明治 16 (1883) 年 12 月,福島事件が起き高等法院で河野広中ほかの国事犯裁判が行われたが、武藤はその附帯犯である佐々木宇三郎の弁護人として弁護活動を行った。彼は自由党が結成されるやこれに参加して自由民権運動を行った。自由党が解党された後も、彼は自由主義の志操を堅く守った。

武藤弁護人は、被告人が最初より諸省卿以上を斬殺しようとして上京するものならば、日頃親密に交際している井上・風間に相談したはずである。その斬殺しょうと思う相手は、誰々と取極めもあるはずである。しかるにそのこともなく、又当今天皇陛下の思し召しを壅蔽する人々もなければ、到底被告人の犯罪を証明すべきものはない。被告人が作った天誅党旨意書を実用に供する積りであれば、新潟に至る節には清書をして持って行くはずであるが、それさえしていない。したがって、被告人の所為は、犯罪となるものではない。

武藤弁護人はこのように弁論して被告人の無罪を主張した。

高等法院は、明治16 (1883) 年12月10日、検察官の主張を認めた上で、 無期流刑の求刑に対し、2等減刑して重禁獄9年の判決を言渡した。高等法院 は初審にして終審であるから、赤井被告人は直ちに石川島監獄に収監された。

(3) 赤井の脱獄

赤井が収監された石川島監獄に松田克之がいた。松田は石川県士族で、明治 11 (1878) 年 5 月 14 日、参議大久保利通を暗殺した事件で、同年 7 月 27 日、大審院において除族の上禁獄終身を言渡され、石川島監獄に入獄していたのである。彼は同所の鍛冶工場で密に手に入れた鉄棒 2 本を監獄部屋の床下に隠し置いていた。松田は、明治 17 (1884) 年 3 月 26 日午後 11 時ころ、看守の隙をみて赤井とともに水掛口の鎖を毀して脱獄した。 2 人は人力車に乗り、知合

⁹⁹⁾ 原口 (1886) 93 頁

¹⁰⁰⁾ 手塚 (上) (1982) 231 頁

いから金銭の融通を得ようとしてあちこち乗り回した挙句,車賃が払えず車夫に2人の挙動を疑う様子があったので、脱獄囚であることがばれるのを防ぐため隠し持っていた鉄棒で車夫を撲殺して逃走した。2人は錦町学習院前で別れ、松田は翌27日夜東京の下板橋の宿で巡査に捕まったが、赤井は潜伏したあと、同年8月中旬、自由民権運動の盛んな静岡に逃れた。彼は岳南自由党の鈴木音高を訪ねその友人清水綱義の家に1カ月ほど匿われていたが、捜査の手が伸びてきたので、9月10日、浜松の遠陽自由党の中野次郎三郎を頼って浜松に向ったところ、大井川橋で警察官に逮捕され東京に護送された。

赤井と松田は、東京軽罪裁判所の予審で東京重罪裁判所に移すとの言渡を受けた。東京重罪裁判所は、明治 18 (1885) 年 6 月 9 日、赤井と松田に対し死刑の判決を言渡した。松田は上告せず同月 25 日死刑の執行を受けた。赤井はこの判決を不服として免許代言人元田肇により、大審院に上告したが棄却され、同年 7 月 27 日、死刑の執行を受けた。

(4) 官憲の謀略

高田事件は、頸城自由党を壊滅させるために、検察官堀小太郎と探偵長谷川三郎が仕組んだ謀略事件であった。なぜ堀検事補はこのような策を弄したのか。新高田新聞は、明治42(1909)年3月20日の「頸城自由党疑獄事件の原因に就いて」と題する論説の中で、これを次のように分析した。堀検事補は、政府の意を迎えて自己の功名を求めるため事実を誇大にして政府に警戒を与え、機会あらば一角の手柄にしようとの野望を抱いたこと、探偵らとの頻繁な会食手当旅費その他多額の費用を内密に出すなど官金費消の罪跡を覆うためであった。短週城自由党員らの一勢検挙を行う大失態を演じてしまった。東京控訴院の岡本検事は、堀に対して虚構の事実を挙げて厳しく詰責した。

¹⁰¹⁾ 海南新聞明治 18 (1885) 年 6 月 16 日 (2311 号) 以降の連載記事, 田岡 (1909) 186 頁 102) 手塚 (上) (1982) 175 頁

その後、堀小太郎は判事補となり、新発田支庁・相川支庁に勤務し、明治20 (1887) 年3月に判事任用試験に合格し、相川区裁判所判事であった明治28 (1895) 年10月、官文書偽造・同毀棄・官印盗用・私文書私印偽造行使・詐欺取財・収賄容疑で、書記の福井直吉とともに逮捕され、翌29年4月、新潟地方裁判所相川支部の予審で、新潟地方裁判所の公判に移すと言渡され、同年7月29日、同裁判所で、堀小太郎は重懲役11年・福井直吉は重懲役7年の判決を言渡された。30 人権侵害を惹起した検察官が、今度は裁判官になるという人事の杜撰さで、挙句に現職裁判官として罪を犯し同僚の裁きを受けて入獄したのである。

(5) 高等法院の裁判に対する政府の不満

高等法院における井上・風間の予審免訴,赤井の大幅減刑という裁判の結果は,政府にとって,極めて不満且つ不本意なものであった。そこで,政府は今後発生する国事犯事件を高等法院に扱わせないようにすることを考えた。それが明治16 (1883) 年12月28日に出した太政官布告第49号である。

治罪法第八十三條に記載する事件に付高等法院を開かさる時は通常裁判所に於て裁 判することを得

これにより今後は国事犯事件でも強盗・殺人事件などの常事犯として下級裁判所で裁判できることにした。下級裁判所は政府の指示を受け易いからである。明治17(1884)年5月に群馬事件が起きたが、下級裁判所で裁判を行わせた。高等法院は、政府に完全に無視される形になり、以後国事犯事件が高等法院で裁判されることはなかった。

政府は一片の布告をもって、治罪法の原則を変更してしまった。元老院は立 法機能をもっていたが、最終的には太政官政府が決定していたから、行政府が

¹⁰³⁾ 手塚 (上) (1982) 191 頁

¹⁰⁴⁾ 高等法院 (大審院) 裁判長玉乃世履は,明治19 (1886) 年8月,自決した。政府の裁判所への度重なる干渉に対する抗議の死であったと思われる。

立法権をも行使し裁判所の統制もしていた。自由民権運動・政党運動を弾圧する政府の立法により裁判をすれば、民権家・政党員らの自由や権利が侵害されることになるのは当然のことである。加波山事件はその悲劇の一例であった。

6 加波山事件一山頂に翻る自由の旗

- (1) 事件の概要105)
- ① 土木県令三島通庸栃木に着任

明治 16 (1883) 年 10 月 30 日,三島通庸が栃木県令を兼ねることになり;⁰⁶⁾ 東日本の自由党の牙城である栃木県に乗り込んできた。彼は土木県令といわれるとおり,那須塩原方面の道路開鑿工事を開始し,更に自由党の本拠地のある栃木から宇都宮に県庁を移転することに決し,住民の反対を押し切って宇都宮に新庁舎の建築工事を始め,また警察署・監獄・学校等の新増改築工事を強行した。¹⁰⁷⁾ 福島におけると同様に地元住民の負担は重く,民意を無視した県令の強引なやり方に住民は憤激していた。栃木の自由民権家はこのような事態が生ずること懼れていたところ,現実の問題となったことで,同志間の動きが始まった。

② 加波川事件の発生

明治17 (1884) 年7月19日,栃木の自由党員鯉沼九八郎と福島事件の河野 広躰らは、圧政政府を廃するためには政府の奸臣を斃すほかないと考え、伊藤

¹⁰⁵⁾ 加波山事件に関する文献は多い。関戸覚蔵『東陲民権史』(明治36年) は茨城県人から加波山事件をみたもの、野島幾太郎『加波山事件』(明治33年) は栃木県人からみたもの、高橋哲夫『加波山事件と青年群像』(昭和59年) は福島県人から見たものである、田岡嶺雲『明治叛臣傳』(明治42年) は福島事件と河野広中・加波山事件と河野広躰・飯田事件と河澄徳次というように指導者を中心に記述している点に特徴があり、板垣退助監修『自由党史』(明治43年) は自由党の立場からみたもの、遠藤鎮雄「加波山事件」(昭和46年) は事件の全貌を力を込めて描き、田村幸一郎『加波山事件始末記』(昭和53年) は事件関係者の実地調査をした重要な文献である。

¹⁰⁶⁾ 三島通庸は後任の福島県令として、彼の意を体し福島事件関係者を裁いた若松裁判所の判事赤司欽一を政府に推挙しそれが実現した後、栃木県令に専任した。田村(1978)53 頁

¹⁰⁷⁾ 我妻ほか (1969) 45 頁

博文・黒田清隆・山県有朋ら政府関係者が華族に叙せられることを祝う祝賀会が東京芝の延遼館で行われることを知り、彼らを襲う計画を立てた。しかし、政府に警戒され祝賀会が延期となったのでやむなくこれを見送り、更に鯉沼は、同年9月に宇都宮県庁の開庁式があることを察知し、参列する政府要人襲撃の準備を始めたが、自家製の爆弾製造の過程で暴発し左手首を失うなど大怪我をして爆弾の完成が遅れ、開庁式も変更されたため襲撃計画はまたしても頓挫してしまった。

同年9月22日夜、同志らは話し合った結果、県令・政府が一体となり人民の自由と権利を蹂躙する圧政政治を糾弾するためには、最早蜂起するしかないと決し、製造した爆弾と食料をもって総勢16人が加波山(茨城県・標高709メートル)に集結した。9月23日、彼らは公然と加波山頂に「圧政政府転覆」・「自由之魁」・「一死以報告」など大書した幟旗を翻し、檄文を加波山神社の参拝者などに配り、遠近の住民に伝えるよう頼んだ。⁽⁸⁸⁾

檄文に記された者の氏名は、茨城県の富松正安・玉水嘉一・保多駒吉、福島県の杉浦吉副・三浦文次・五十川元吉・山口守太郎・天野市太郎・琴田岩松・草野佐久馬・原利八・河野広躰・横山信六・小針重雄、栃木県の平尾八十吉、愛知県の小林篤太郎であった。小林は三河に住んでいたが、福島の出身である。

福島県関係者が多いのは、三島県令の暴政に起因する福島事件で拷問処罰を 受け辛酸を舐め尽くした者の怨みを晴らそうと参加したからであった。

檄文

抑も建国の要は、衆庶平等の理を明かにし、各自天與の福利を均く享るにあり。 して政府を置くの趣旨は、人民天賦の自由と幸福とを指護するにあり、決して苛法を 設け圧逆を施こすべきものにあらざるなり。 然 前 今日吾国の形勢を観察すれば、 外は条約未だ改まらず、内は国会未だ開けず、為に奸臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如 し下人民に対し、収 欽時なく餓莩道に横はるも、之れを検するを知らず、其惨状 荷 も志士仁人たるもの、豊之れを黙視するに忍びんや。夫れ大廈の傾けるは、一木の能 く支ふる所に非ずと雖も、奈何ぞ座して其倒る、を見るに忍びんや。故に我々茲に革

¹⁰⁸⁾ 野島 (1966) 231 頁

命の軍を茨城県真壁郡加波山上に挙げ、以て自由の公敵たる専制政府を顚覆し、而して完全なる自由立憲政体を造出せんと欲す。嗚呼三千七百万の同胞よ、我党と志を同ふし、倶に大義に応ずるは豊に正に志士仁人の本分にあらずや。茲に檄を飛して天下兄弟に告ぐとと記爾(99)

檄文の示すところは、人民は等しく天与の福利を受ける権利を有している。 人民の天賦の自由と幸福を保護するために政府を置くのであり、政府は過酷な法を作り圧逆をするものではない。ところが、今日のわが国の状況をみると、条約改正は未だならず、国会も開かれていない。奸臣が政治を弄び人民は餓えて横たわっている状況にあるのに、これを調べようともしない。この惨状を志士仁人は黙視することができない。大きな家が傾くのを一木で支えることはできないとしても、どうして座してその倒れるのを見ることができようか。それ故に我々は革命の軍を加波山に挙げて、自由の公敵である専制政府を顚覆し、完全なる自由立憲政体を作ろうとするのであると主張している。青年自由党員らは、人民の天賦の自由と幸福を保護する立憲主義国家を実現したいと訴えたのであった。

明治17 (1884) 年9月23日夜,富松・横山・琴田・原・玉水・保多の6名は,加波山上に本部を設け、煌々と炬火を焚き、時に爆弾を投げて気勢を上げ、三浦文次は、眼下の邪魔物・町屋分署を打ち払ってわが党の猛威を示し同志の出入りに使おうと発議し、三浦・小針・草野・五十川・河野・山口・平尾・杉浦・小林・天野の10名は、加波山を下り、喊声を挙げて茨木県下妻警察署町屋分署に爆弾を投げて夜襲した。署長諏訪長三郎をはじめ岡野仙太郎・小勝虎雄ら署員は、蜘蛛の子を散らすように逃げていった。100

三浦らは、署長室の机上に河野・横山の逮捕状があるのを見て笑ってこれを取り上げ、官金十六円余・サーベル・日本刀・巡査の帽子等を奪い、去り際に

¹⁰⁹⁾ 関戸 (1903) 255 頁以下による。この檄文は平尾八十吉と琴田岩松の合作であるといわれる(高橋 95 頁, 143 頁)。野島 (1966) 234 頁, 我妻ほか (1969) 48 頁以下。出典により檄文の表現に若干の相違がある。

¹¹⁰⁾ 田村 (1978) 122 頁

署長室の壁上に檄文一葉を掲げて立ち去ったい

既に夜も更けていたが、豪商中村秀太郎の家に行き秀太郎が上京不在であったため、河野らが息子清太郎に義挙を説き、軍資金の調達を求め、清太郎から二十円の提供を受け、河野・三浦・五十川・平尾の連名の借用証を渡した。その後、酒造業で高利貸しの藤村半衛門宅を訪れたが、騒がれて失敗し三浦が土蔵めがけて爆弾を投げ爆発させ、加波山本部に引き揚げた。

新聞は号外を出し、加波山上に自由の旗を翻したる富松正安外十五の壮士、町屋分署を襲撃して警察隊を驚愕せしめたと報じた。これが世にいう「加波山事件」である。

茨木県令人見寧¹¹²⁾ は、警察から通報を受け驚愕し、県常置委員に警察官の増員と探偵雇用のため多額の警察費と臨時支出の議決をさせ、各警察署長を呼び集め厳重な警戒と加波山包囲を指示した。下館・下妻・水戸あたりから警察官が徐々に麓を固めているという情報を得た壮士たちは、糧食の心配もあり加波山に籠って徹底抗戦するより、山を降りて宇都宮へ行き監獄を襲撃して囚人を解放し、県庁を攻撃して三島を討ち取ることに決し、長岡村や小栗村で警察隊と衝突し、彼らは爆弾を投げ巡査が1名死亡し負傷者数名を出した。この長岡村の闘いのとき栃木県からの唯一の参加者平尾八十吉が斃れた。平尾は常々同志らに「余は人先に死ぬぞ」といっており、予て覚悟のうえで白布を額にきりりと鉢巻をし、大喝一声居合用の長刀を振い猛然と切り込み数人を相手にして獅子奮迅の働きを見せ、自分も多数の人に斬られて傷つきながら神代警部の腰に一刀を浴びせたとき、崩れるように斃れた。23歳の若さで、加波山暴動中の唯一人の犠牲者であった。

これらの衝突で警察の警戒が益々厳重になってきているので,我ら少人数で 宇都宮に行っても目的を果たすことは覚束なく,犬死の恐れがあり他日を期す

¹¹¹⁾ 野島 (1966) 236 頁, 我妻ほか (1969) 49 頁, 佐々木 (1992) 164 以下

¹¹²⁾ 人見寧は,元幕臣で榎本武揚に従い五稜郭の戦いで活躍した。維新後榎本同様に政府 に用いられ茨城県令をしていた。田村(1978) 121 頁

べきであるとして宇都宮行きを断念し、同年9月26日朝、栃木県芳賀郡小林村の山中において資金と爆弾を分け合い、東京飛鳥山の再会を期して別れた。彼らは知友の援助を受けながら逃亡し各地に潜伏したが、警察の必死の捜索により東京・千葉・栃木・甲府で相次いで逮捕された。決起者16名の福島・栃木・茨城・東京など親族縁者知人自由党関係者等逮捕された者は300名を超えた。

(2) 逮捕地の裁判所で裁け

当時の司法卿山田顕義は、明治 17 (1884) 年 10 月,全員を一箇所にまとめて審理することを殊更避け、明治 14 (1881) 年 9 月 20 日に出した太政官布告第 46 号を以って「逮捕地の裁判所で処断せよ」との内訓を出し、東京・甲府・栃木・千葉の軽罪裁判所(始審裁判所)で予審を行わせた。

明治15(1882)年1月から施行された治罪法第40條は

同等の裁判所に於ては犯罪地の裁判所を以て予審及び公判の管轄なりとす。犯罪の地分明ならさる時は被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす

と定め、犯罪地の裁判所が管轄権をもつことを原則としていた。ところが、治 罪法施行の約3カ月前に出した太政官布告第46号は

治罪法第四十條に犯罪の地を以て裁判管轄と規定有之候処当分の内犯罪の地分明なる被告人と雖も管轄裁判所より嘱託ありたる時は其被告人逮捕の地の裁判所之を管轄すべし

という例外を定めたのである。

全員を一箇所に集合させるときは、どのような変事が起きるか分からず、ま た他の同志が奪還の挙に出るかもしれないことを恐れたのである。

東京・栃木・甲府・千葉の四ヵ所の軽罪裁判所の予審は、明治 18 (1885) 年 3月16日、日を同じくして一斉に強盗故殺事件として扱うことに決定し、各 予審廷で言渡しをした。東京軽罪裁判所の予審で言渡しがあったとき、三浦文 次・琴田岩松は思わず「大声を放ちて号泣した」。三浦は判事に対し「生等最早社会の最も嫌忌せる極めて暴悪なる強盗罪を負う。仮令此儘放還せらる、 も、誰か復た生等と伍する者ぞ。請ふ速に死を命ぜよ」と迫った。^[13]

彼らはまるで符節を合わせたように各裁判所の会議局に故障(異議)申立てを行った。千葉で予審を受けた富松正安,栃木で予審を受けた天野市太郎の各故障申立ては,関戸「東陲民権史」が記すところを要約すれば,次のとおりであった。140

① 富松正安の故障書

我らが加波山で義旗を挙げた目的は、天下の政治を改革するためであった。 警察官はその職務の性質上現政府のために身を委ねる者であるから、これと戦 うことになるのは当然のことで、互いに殺傷するに至ることはやむを得ないこ とである。しかしながら、その本旨は人を殺傷することではなく、公敵を倒す ことであるから、もし敵が抵抗しなければ悦んで闘いをやめるのは当然のこと である。然るに予審は、この挙に出た者の本旨を問わず、警察官を殺傷したこ とのみを分離して罪を断じている。それならば警察官もまた故殺の既遂未遂の 犯人である。警察官は権力をもつ現政府に従順なため正当とされ、我われが罪 あるものとされるのは政府に敵抗したからである。したがって、犯罪の決は天 下の政治を改革するという本旨の存するところにある。然るに、予審判事はこ の本旨を達するためやむを得ずなした枝葉の事柄のみを取り上げ、強盗故殺罪 のみ断定したのは不当である。本件は政治目的であり高等法院で裁判すべきで ある。富松はこのように主張した。

② 天野市太郎の故障書

わが国人民は,五箇條の誓文により,広く会議を興し万機公論に決し,知識を世界に求め,旧来の陋習を破り自由の政体を希望するところ,今日要路の有司は人智の開発を停圧し,種々の規則を設けわが文明の進路を閉塞し,濫りに

¹¹³⁾ 関戸(1903) 308 頁

¹¹⁴⁾ 関戸(1903)309 頁以下

苛税を徴収し無用の土木を起こし、虚飾にこれ務めて人民を圧虐している。官吏の登用は専ら情実により、技能ある者は斥けられ、大臣参議はその職を維持するに姑息の計を用い天下の重責を汚している。我われの意思は、事の成否にかかわらず、決然身を犠牲にすることを欲するものであるから、少しも刑罰を恐れるものではない。しかし、その意思と目的を問わないで、枉げて他罪で罰するに至っては我われの遺憾とするところであるのみならず、後世になって当時の裁判官に人なく法律に背き、天理にもとる刑事裁判を行ったと非難されることを懼れるものである。たとい不完全な政府が作った法であっても、その法律に明文がある以上それに依るべきであって、これを無視する予審判断はこれを取消し、速やかに高等法院に移すとの言渡しがなされるべきである。

天野はこのように主張した。その他の者の異議申し立てもほぼ同じ内容のもので、高等法院で裁判すべきであるというものであった。

(3) 重罪裁判所の裁判

被告人らは高等法院に移すべきであるとの異議申立てをしたが、各裁判所会議局は、予審判事の判断を支持する判決をしたため、結局重罪裁判所の裁判に付されることになった。明治18 (1885) 年9月から始まった重罪裁判所の公判で被告人らの弁護を行ったのは、免許代言人の松尾清次郎・北田正菫・山田泰造・中島又五郎・仁杉英・浦田治平・大井憲太郎・佐伯剛平・中山丹次郎・武藤直中・榊原経武・石沼佐一・渡邊小太郎・塚原保吉・板倉中であった。155)

彼らは重罪裁判所が開廷するや、直ちに管轄違いの理由で大審院に上告を行った。被告人らは分身一体となって同一の事件を起こしたのであって、各地の裁判所で分離公判をすべきではなく、かつ国事犯であるから高等法院で裁判をすべきであるという理由であった。

大審院は、明治14年太政官布告第46号に、犯罪地の裁判所より嘱託があっ

¹¹⁵⁾ 関戸(1903)314頁,遠藤(1971)251頁

たときは、被告人逮捕地の裁判所これを管轄すべき旨規定されているから、本 犯は各逮捕地の裁判所が犯罪地の嘱託に拠って管轄するものであり正当である として、管轄違いの申立てを棄却する判決をした。しかし、その国事犯と常事 犯との性質については一言も触れることがなかった。

① 東京重罪裁判所

東京重罪裁判所の公判は、明治 18 (1885) 年 9 月から始まり、翌 19 年 6 月までにすべて終わった。担当した裁判官は、裁判長控訴院評定官小松弘隆・陪席控訴院評定官永井岩之丞・陪席控訴院評定官伊藤悌治であった。検察官は検事東野秀彦ほかであった。

この裁判所で裁判を受けた者が最も多く、三浦文次・琴田岩松・横山信六・門奈茂次郎・小針重雄・草野左久馬・五十川元吉・玉水嘉一・原利八の9名であった。彼らを弁護した免許代言人は、松尾清次郎・北田正菫・山田泰造・中島又五郎・仁杉英・浦田治平・大井憲太郎¹¹⁶⁾であった。志士たちを心から支援する弁護人の弁論は、聴く者を深く感動させずにはおかなかった¹¹⁷⁾

弁護人らの弁論要旨は、次のとおりである。

【松尾清次郎の弁論】

町屋分署の襲撃は義兵をあげる段階,即ち,挙兵の手段である。中村秀 太郎に借用証書を差入れたことも,彼らの心事を知るに足る。これらは決 して凶器強盗輩のなし得るところではない。

【北田正菫の弁論】

三浦文次がその志操経歴を陳述するにあたり、事情実にそうであろうと 傍聴人が涙を拭っていた。世間で誰が強盗の陳述を聞いて感泣するものが あろうか。また、檄文を発して強盗を働くとは、我が国開闢以来いまだ かつて聞いたことがない。

¹¹⁶⁾ 大井憲太郎は最初弁護を担当したが、のち自ら被告人となった大阪事件の準備に忙しくなり、その後は出席しなかった。

¹¹⁷⁾ 遠藤 (1971) 252 頁

【山田泰造の弁論】

被告人らの檄文はその目的を発表したもので、その戦闘準備のため、敵 視する政府の警察署において刀剣を奪い取ったのは、いわゆる分取りで あって強盗ではない。

【中島又五郎の弁論】

本件が強盗でない要点は、第1に檄文、第2に分署の襲撃、第3に加波山の旗、第4に中村に交付した証書、第5勝田の金穀を借入し翌日再び同人方に至った行為などを考量すれば明白で、検察官が論告して強盗となした諸行為は、国事犯の堂々たるものである。

【仁杉英の弁論】

茨城県警察署が強盗に脅かされるとは、警察権も地に墜ちたものである。 被告人らが勝田方に行ったのは白昼である。明治の代に強盗が白昼に横行 するとは、これまた稀有の話ではないか。

【浦田治平の弁論】

凡そ人の犯罪を構成するに当り、その目的と結果が相平行するのは、あたかも車の両輪と一般である。被告人らの檄文や町屋分署を襲ったのはその目的である。これを問わず、検察官が金品掠奪だけを捉えて強盗と断定したのは不当である。180

浦田治平は、弘化4 (1847) 年4月,江戸麴町に生まれ、明治3 (1870) 年頃漸く築地入船町に洋学を学ぶ学校ができ彼は仏学を研究し法律学を学び、明治8(1875)年東京裁判所の吏員となったが2年で辞め、明治10(1877) 年に免許代言人となった。彼は板垣の愛国社に参加した自由主義者あった。福島事件が起きるや連累者のために熱心に弁護を行った。199

弁護人らは,いずれも強盗故殺罪として扱うことを不当とし,国事犯として

¹¹⁸⁾ 関戸 (1903) 320 頁

¹¹⁹⁾ 日下 (1891) 95 頁, 免許代言人浦田治平は, 大阪事件の弁護人としても活躍した。東京市会議員・市参事会員を務めた。

扱うべきであると主張した。しかし、東京重罪裁判所は、本件を強盗故殺の常 事犯として扱い有罪判決を下した。三浦・琴田・横山・小針・草野・五十川の 6名は、大審院に上告したが棄却された。

判決を受けた被告人らは、どのような経歴を有する人たちなのであろうか、 どうして自由民権運動に参加することになったのかをみてみたい。

(ア) 三浦文次¹²⁰⁾ は、福島県岩代国耶麻郡子舟寺村の人で、父は真部喜一である。次男であったから、同郡米岡村の三浦六郎の養子となった。文次は早くから自由党に参加し、福島県令の強権的な道路開鑿に反対し、宇田成一・小島忠八とともに抗議行動の先頭に立ち逮捕投獄された¹²¹⁾ 彼は時の政府と三島県令に対し悲憤慷慨することが多く、県下同志の田代季吉を訪ねたとき、三浦は眼中に涙を浮かべながら「君見ずや現政府の施政を、圧制その極度に達す。また見ずや現県令の料理を、横暴その手段をきわむ。上にかかる政府あり、下にかかる県令あり、人民いずれの日をもってかその枕を高うするを得んや¹²²⁾」と嘆いていた。

東京重罪裁判所は,三浦文次(30歳11カ月)に対し,死刑の判決を言渡した。 彼の辞世の句は

今日よりは死出の山路に上るなり これも皇国のためと思へば であった^[23]

(イ) 琴田岩松は、福島県磐城国三春町の士族の出である。父長発は三春藩の下級武士であった。岩松は早くから学問に秀で岡鹿門の学塾で塾頭を務めた。彼の近親者には学者が多くいた(兄適窓は小学校長)。明治14(1881)年、岩松19歳で上京し岡千仭の塾に学んでいたが、北海道官有物払下げ事件が起きて

¹²⁰⁾ 多くの文献は「文治」と記しているが、田村「加波山事件始末記」は喜多方市の郷土 史家の調査によれば「文次」が正しいという(172頁)。高橋「加波山事件と青年群像」(1984) もまた三浦文次とする。

¹²¹⁾ 田村 (1978) 172 頁

¹²²⁾ 野島 (1966) 146-147 頁

¹²³⁾ 関戸 (1903) 380 頁, 野島 (1966) 349 頁

世情騒然となり、こうしてはいられないと三春に帰り、同年6月、「正道館」に入った。ここには五十川元吉・天野市太郎・山口守太郎らがいた。正道館で琴田が編集長になり「三陽雑誌」を発行し、自由民権思想の普及に努めた。三春町は自由民権運動の先進地で、この当時特に高揚していた。彼は政治を志し、先輩河野広中に師事し自由党の有力者田母野・花香・平島・河野広躰・沢田清之助らとともに各地を遊説して廻り、自由民権思想の啓発に活躍した。明治15(1882)年4月から6月にかけて、彼が20歳のとき弁士として演説したのは、「誰か吾党を過激なりと謂ふ」、「泥棒の提灯持」、「反動力の結果」、「県治論」などである。

「誰か吾党を過激なりと謂ふ」では、自由党が過激という者にその誤解をとくため自由党の本旨を述べたものであった。奇抜な演題の「泥棒の提灯持ち」というのは、泥棒でも有形の財産を盗む者は心配するほどのものではなく、却って憐憫の情をもつが、無形の財産である我われ人民の自由権利を略奪する者は、大いに憂うべき泥棒で憎むべき者である。今の世にはこれらの輩がいるから、安寧に生活することができないと語気を強めて、暗に政府を非難攻撃した。臨場巡査はこの続きを演説させず中止を命じ集会を解散させた。240

「反動力の結果」の演説は、日本政府は専制抑圧なるか、公明正大なるかどうかと聴衆に問い、我がこの判断を下さんといい、わが政府は未だ国会を開設せず、したがって、人民に立法の権限がない、宣戦講和の権限のごときは、わずか二三の大臣参議の決するところであると前後の語気を強めて語ったところ、臨場の警察官が国の安寧上害ありとして、集会條例第6條により演説の中止と集会の解散を命じた。250

「県治論」の演説は、ここに県令なり州長なりがいて、不親切な行為のみを し、県治に最も必要な県会にも、唯その開会の初日一寸面を出したきり、後は 役にも立たたない手下の者二・三人出して少しも構わず、毎日親愛の者と対酌

¹²⁴⁾ 福島県史 (1964) 291-292 頁

¹²⁵⁾ 稲葉 (1970) 608 頁, 高橋 (1984) 144 頁

にのみ意を尽し、或は芸妓を揚げては騒ぎ散らし、又は何れの山か金銀の出る山へ親愛者やら芸妓やらを引連れ至りて、幾日も幾日も愉快を尽くし、少しも県治に構わず、脇よりこれでは成らぬと騒げば、六・七十里も遠地に逃げて行き、留守は手下の者に委ねて帰らない。又学校にしても、夫れあの者を置くな悪しき者だといい黜け、あの学校に不必要な学長を専断をもって措く。このような県令なり州長なりがいるとすれば、諸君よ、このような不親切な県令の下にあって諸君は如何なる感覚を起すか。吾人は実に遺憾に堪えないところであるというものであった。

警察官が臨場する会場で、よくもここまで言ったものだと思うほど三島県令を激しく批判した。警察官は、県令の行為を誹毀し公衆に対しその不平心を惹き起こそうとするもので、治安に妨害あり且つ当該演説の届書に明記のない事項に渉るものであるとして、集会條例第6條により琴田に演説の中止を命じ集会を解散させた。そして、この演説により琴田に対し、福島管内における1年間の政談演説を禁止した。

其方儀明治十五年六月十五日当県下田村郡三春町字大町高野平七宅に於て為したる政談演説の旨趣、治安に妨害ありと認定するを以て集会條例第六條により、当管内に於て一ヶ年間公然政治を講談論議するを禁止候事。

明治十五年六月二九日

福島県令 三島通庸

明治十五年七月四日午前十時四十分過き三春警察署に於て申渡済の上共に 署名捺印せり。

福島県 警部 岩下敬藏

琴田岩松127)

やがて福島事件が起こり,琴田はいち早く県外に脱出し難を逃れた。各地を 転々した後,飛鳥山の運動会に参加し,栃木の民権家鯉沼九八郎と意気投合し

¹²⁶⁾ 稲葉 (1970) 609 頁, 高橋 (1984) 144 頁, 田村 (1978) 59 頁以下

¹²⁷⁾ 庄司 (1959) 186 頁, 稲葉 (1970) 609 頁

親交を深めた。彼は福島の多くの同志を鯉沼に紹介し、鯉沼を通じて栃木の同志との交流が深まった。琴田の性格は豪放磊落で身を飾ることをせず、鯉沼も啞然とすることがあった。ある時、琴田が前日新調した羽織を着ていないので、鯉沼がどうしたかと尋ねると「わが羽織は蕎麦屋のそばと酒に化した」といって平然としていた¹²⁸⁾彼は「鯨飲馬食」といわれるほど無類の酒好きであった。酒豪同志が飲み始めると止まることを知らず、小学校の教員岩本新吉の世話でせっかく代用教員となっていたのに、教壇に立つのを忘れて首になってしまった。

裁判所は琴田岩松(24歳5カ月)に対し,死刑の判決を言渡した。 彼の辞世の句は

この身すでに供す自由の魁 今日刑に臨む何ぞ哀れみを乞わん 男子のなすところ人若し問わば 江南雪を凌ぐ一枝の梅 というものであった¹²⁹

彼が演説会で活躍したのはわずか 20 歳のとき, 刑場の露と消えたのは 24 歳で、自由のために一身を捧げた若き豪傑であった。

(ウ) 横山信六は、福島県北会津郡北小路町の士族の出である。父新三は会津藩の下級武士であったが、廃藩に伴い麻耶郡塩川村に移った。信六15歳のとき政治家を志して家を出て宇都宮連隊の叔父横山大佐を頼って行った際、宿泊先の稲屋で鯉沼九八郎の知遇を得て以来、鯉沼を兄のように慕った。鯉沼は横山に教育家になることを勧めたが応じず、巡査になってみたが、自由主義思想をもっているため、仲間や上司とうまくいかず、結局、半年ほどで辞めてしまい、免許代言人榊原経武の事務所で書生をしながら、政談演説をするなど民権運動を行った。300彼は小柄であったが、その性格は強弁堅志で信じることは聊かも譲ることがなかった。明治16(1883)年2月、栃木県上都賀郡赤塚村で、横

¹²⁸⁾ 野島 (1966) 97頁, 高橋 (1984) 142頁

¹²⁹⁾ 野島 (1966) 349 頁, 高橋 (1984) 151 頁

¹³⁰⁾ 田村(1978) 178 頁以下

山と免許代言人松岡幸四郎が弁士として政談演説会を開いたが、彼が演説中に 臨場の警察官が、官吏を侮辱したとして演説中止と解散を命じた。会場は喧騒 をきわめ聴衆の一人江田多吉が真っ先に中止命令は不当と争ったため、官吏の 命令を拒んだとして勾引され裁判で重禁錮1年に処せられた。

横山と松岡は危うく勾引されそうになったが、聴衆に助けられて辛くもその場を逃れた。。"ある時、横山は栃木町の長江座で、時の政府を激しく批判する政談演説をしたとき、警察官に演説の中止と解散を命じられ、彼は連行されたが、翌日悠然と笑みを浮かべて帰ってきたことがあった。

裁判所は横山信六(23歳7カ月)に対し,死刑の判決を言渡した。

彼は東京警視庁監獄に繋がれていたが、刑の執行に先立って病気になり死亡 した。24歳であった。

(エ) 小針重雄は、福島県磐城国西白河郡中畑新田の人で、父鎮平は名主であり 医者であった。小針の祖は磐城国北浦の城主で三千石を領したが、その子孫は 拓殖の業を好み西浦に移って帰農し、多くの田畑を開拓して中畑新田村をつくった。320 小針は父の医業を継ぐため、明治13 (1880) 年1月、上京して大学 医学部(東大医学部の前身)で学んでいたが、明治15 (1882) 年12月、三島県令の暴政により多くの住民や民権家が逮捕されたことを知って憤激し、翌16年郷里に帰って政治活動を始めた。

彼は福島県茶業組合会員となりその事務に従事していた明治 17 (1884) 年6月に、三浦文次と原利八が訪ねてきて三島県令を排除する策を告げ上京を勧め、河野広躰や鯉沼九八郎とも白河において面談した。小針は温厚な性格であるが、自由主義思想を持ち一朝事を挙げるときはその死生を共にすると約束した¹³³)

同年11月,河野から栃木県庁の開庁式が迫り同志栃木に集まるとの知らせ

¹³¹⁾ 野島 (1966) 58-59 頁, 72-73 頁, 田村 (1978) 62 頁

¹³²⁾ 田村(1978) 170 頁以下

¹³³⁾ 野島(1966)212頁

を受け、決然家を出てこれに参加した[34]

裁判所は小針重雄(22歳1カ月)に対し,死刑の判決を言渡した。 彼の辞世の句は

であった¹³⁵⁾

(オ) 草野佐久薫は、福島県磐城国中神谷の士族の出で、父得柄は長崎で蘭学を学び医学に長じていたので藩に召し抱えられ、その後神谷の代官を務めた。佐久馬7歳のときに父を失い、伯父草間万吉に養われる。明治11 (1878) 年に磐城平中学校に入り、好んで国事を論じていたが、広く天下に雄飛することを願い、16歳のとき密かに家を出て東京に行き、その後縁戚の多い愛知県三河に滞在し、小林篤太郎ら同憂の士を知り交流した。福島に事件が起きたことを聞き及び、土佐から福島に向う五十川元吉・天野市太郎が立ち寄ったので、ともに東上することにし岡崎あたりで琴田・星清に会い、上京して東京の自由党本部の寧静館を訪ね、加藤平四郎・宮部襄・鈴木舎定に会う。福島事件の高等法院の予審で無罪放免された河野広躰の宿をしばしば訪ね、小林・五十川・琴田・井上平吉らも来て互いに国事を論じ策を謀るようになった。

裁判所は草野佐久馬(20歳7カ月)に対し、未成年のため一等を減じ無期徒刑を言渡した。彼は石川島監獄から、明治20(1887)年3月、宮城集治監に移され指物工の仕事をし、明治22(1889)年9月に北海道の樺戸集治監に送られ掃除夫などをした。明治27(1894)年10月26日、特赦により出獄した。37)

出獄後,妻を娶り平町鍛冶町に住み,宮田姓を名乗った。彼は自分の過去や 事件のことは,近隣の者に語らなかった。そのため人々は彼が加波山事件の一

¹³⁴⁾ 関戸(1903) 381 頁以下, 田村(1978) 170 頁以下

¹³⁵⁾ 関戸 (1903) 387 頁, 野島 (1966) 349 頁, 高橋 (1984) 242 頁

¹³⁶⁾ 関戸(1903) 400頁, 遠藤(1971) 87頁以下

¹³⁷⁾ 高橋(1984) 176 頁以下

人であることを知らなかった。一時愛知県の小林篤太郎の三瓦株式会社の手伝いをしていたが、平に帰り鍛冶町で鉄工所を営み各種機械を製造した。長命を保ち83歳で没した。389

(カ) 五十川元吉は、福島県磐城国三春藩の士族の出で、父敏政は秋田藩主から 二百石を受ける中級武士であった。元吉は長男で、田村中学校に入学したが、 福島中学校に合併し廃校となった際に退校し、熊田嘉膳の私塾で学んだ。明治 13(1880)年ころから、福島に国会開設請願運動が活発になり、河野広中らの 斡旋で三春町に土佐の立志社にならい明治 14(1881)年に「正道館」が開館 したとき、五十川はこれに入館した。正道館には土佐から西原清東・弘瀬重正 が政治科教師として来て自由と人権を論じた。正道館では、ルソーの民約論・ ミルの経済論・スペンサーの立憲政体論などを教科書として用いた。第五十川 はこれまで保守的な熊田私塾で学んでいたが、正道館で教師の話を聞くこと 2 カ月、闊然として自由民権の意味を悟り、熊田私塾の師友と決別した。東京の 自由党本部寧静館を訪ねた後、山口守太郎・栗原足五郎1400)とともに自由民権 運動の聖地土佐へ行って立志社の分社「発陽社」に入り、先に来て同社で学ん でいた河野広躰と知り合い、また同僚山崎重五郎とともに、偶々土佐に帰郷していた中江兆民を訪ねて指導を受けた。

河野は先に福島県に帰って福島事件に巻き込まれたが,五十川は土佐滞在中,福島の磐城平から来た人から福島に一大事件が起きたことの真相を知って憤慨し,いても立ってもいられなくなり,土佐を発って三河で草間佐久馬と会い肝胆相照らす仲となり,内藤魯一の紹介で小林篤太郎とも知り合った。10つ その後

¹³⁸⁾ 田村 (1978) 187 頁以下, 高橋 (1984) 176 頁以下

¹³⁹⁾ 高橋 (1954) 44 頁, 遠藤 (1971) 89 頁

¹⁴⁰⁾ 栗原足五郎は三春の出で、山口・天野と幼馴染で、正道館で学び自由主義思想に強い影響を受けた。明治15(1882)年2月、栗原は山口・五十川と3人で土佐に行き「発陽社」で学んだ。福島事件が起きると急ぎ帰県し演説や会津道路工事反対運動をして逮捕された。17歳のときであった。高等法院の予審で免訴放免となったが、加波山事件の逃亡者を匿い軽禁錮3月に処せられた。高橋(1984)338頁以下

¹⁴¹⁾ 遠藤(1971) 89頁

上京することにし岡崎地方で福島事件の追捕を受けて逃げてきた琴田岩松・星清に会い、東京で多くの同志と交流した。彼は既に先に上京していた中江兆民の「仏学塾」にしばし寄宿したのち、群馬県高崎に宮部襄を訪ね、更に信越地方まで足を伸ばして稲垣示・杉田定一・石塚重平ら有力な自由党員と交流をもち、大阪を廻って明治15 (1882) 年11月、福島に帰り山口らと稲葉村の鯉沼九八郎を訪ねたりした。福島事件の裁判が進行し、河野広躰ら数十名が高等法院予審で無罪放免となったとき、自由党本部「寧静館」の斡旋で大慰労会が開かれた。彼はこれに参加し河野広躰と再会を喜び合った143)

裁判所は五十川元吉 (20年11カ月) に対し,無期徒刑の判決を言渡した。 彼は小菅から宮城監獄を経て,明治23 (1890)年10月,樺戸集治監へ移され苦役に服した。出獄後,朝鮮に渡り全羅南道で開拓と教育事業を行った。事業は成功し幸福な生活を送ったという。44)

(キ) 玉水嘉一は、茨城県常陸国下館の士族の出で、幼いころより剣師の父勝兵衛の薫陶を受けた。玉水は早くから自由主義思想を持ち、自由党に入って国事を論じ民権運動に参加した。茨城県は関東の自由党の発祥の地とまでいわれているが、いまだに地方青年が自由思想を学び身体を鍛える道場がない。そこで、玉水は富松らとともに、明治17(1884)年9月4日、青年の政治思想を養い鼓舞するため、文武両道の「有為館」を開き、館長に富松正安が就任し、玉水が剣士を務めた。6、彼は富松を敬愛しボディーガード役を務めた。有為館には県下各地から若者が参集した。玉水・富松は互いに相補い合いながら行動をともにし、遂に加波山に自由の旗を掲げるに至った。

裁判所は玉水嘉一(26歳11カ月)に対し、無期徒刑の判決を言渡した。

玉水は小菅から北海道の空知集治監に送られ服役した。

明治27(1894)年に出獄し、同郷の富松正安・保多駒吉・平尾八十吉の追

¹⁴²⁾ 田村(1978) 189 頁以下

¹⁴³⁾ 関戸(1903) 403 頁以下

¹⁴⁴⁾ 田村(1978) 187 頁以下

¹⁴⁵⁾ 野島 (1966) 219 頁, 田村 (1978) 194 頁以下

悼碑の建立に奔走した。茨城県人である玉水は、同県人の関戸覚藏(いばらき新聞の創始者・県会議員・代議士)に事件のことを書くよう勧めて『東陲民権史』(明治36年出版)が生まれた。¹⁴⁶

(ク) 原利八は、福島県岩代国耶麻郡下柴村の中農の出で、会津自由党の宇田成一の生家近くで生まれ、宇田の影響を受けて民権運動に加わるようになった。1477 明治 14 (1881) 年 10 月から諸国を巡り、人民の苦しい生活状況を見て何とかしなければという思いを抱いて帰郷した。間もなく三島県令の福島の三方道路工事が始まり、彼は住民の塗炭の苦しみを見るに忍びず、三浦文治・宇田成一らと力を合わせて救済策を講じるため東奔西走したが、悉く潰され、最後の頼みの綱ともいうべき宮城控訴裁判所への出訴手続をとったものの、三浦・宇田が喜多方警察署に勾引され、原もまた引致されて福島事件に連座し高等法院へ送られ予審免訴を言渡された。これにより彼の憤激の情は甚だ強まり、三浦と決死の盟約を結び、明治 17 (1884) 年 8 月、妻子が袖に縋りつき泣いて止めるのを振りほどいて病気療養と称して三浦・小針らと行動をともにし、加波山で蜂起した。1489

裁判所は原利八(35歳6カ月)に対し、無期徒刑の判決を言渡した。その後、原は明治19(1886)年7月8日に小菅集治監に収容され、同年11月9日、空知集治監に移送され苦役に服していたが、空知在監中の明治23(1890)年3月、病を得てこの世を去った。

(ケ) 門奈茂次郎は、福島県岩代国若松の士族の出で、明治15(1882)年、栃木町で巡査をしていたとき、同町で行われた自由党の政談演説会に臨場し馬場 辰猪の演説を聞いて感動し、翌日巡査を辞めて福島に帰り赤城平六宅に出入り し、上京して滞在した後、福島の自由党本部の無名館を訪ね自由民権運動に従事するようになった。

¹⁴⁶⁾ 田村 (1978) 194 頁以下, 稲葉 (1970) 528 頁

¹⁴⁷⁾ 田村(1978) 175 頁以下

¹⁴⁸⁾ 関戸 (1903) 389 頁, 遠藤 (1971) 142 頁以下

そのとき福島事件が起こり、門奈は関与の嫌疑を受けて逮捕され高等法院に送られ、明治16 (1883) 年4月、予審の結果免訴の言渡しを受けた。その後、彼は各地を転々して福島に帰ったところ、住民によって宮城控訴裁判所に訴えを起こす委員に選ばれ、原平蔵・三浦文次・佐治与松らとともに仙台へ行き、免許代言人藤沢幾之輔に訴訟手続を依頼し、訴状の印刷したものを同志らに配布した。

これをきっかけで三島県令による再弾圧が始まり、官吏侮辱罪に当たるとして捜査が行われ、既に逮捕者が出ていることを親族から知らされ、関東・京阪神地方など各地に潜伏したのち、明治17(1884)年8月、東京に戻ってきて自由党の河野広躰・横山信六らと往復し決起の謀議をした。

同年9月10日午後8時ころ,河野・横山・小林らと一緒に軍資金を得るため神田裏神保町の質屋を襲い警察官に爆弾を投げ,加波山事件の前触れとなる小川町事件を起こした。門奈は一人逃げ遅れて逮捕され,同志らの加波山決起に参加できなかった。

警察における尋問で、「高等法院に送られた身分で、随分正義の士と見受けられるが、なぜ今回のような破廉恥な強盗をしたのか」と問われたとき、彼は次のように答えた。

自分はかねて一私人の財産など目掛け、之を強奪する事などは夢にも思い立たざる事にてありしも、年来大志を懐き居りて、其志を実行するには多少用金なきを得ず。依って之が用金を得るの手段は、銀行又は県庁を襲うに如かずと存じ居たれど、如何せん同志の者不足にて其事を果す能ざる故、やむを得ず強盗の手段に及びたる訳にして、決して私欲の為めに為したる義にてなし。軍用金に充つるためなり。第一着手に福島県庁を襲い、然る上仙台の兵営に攻め入るの目的なり。49

裁判所は門奈茂次郎(25歳7カ月)に対し、強盗罪を以って有期徒刑13年の判決を言渡した。

彼は東京から空知集治監に送られ苦役に服した。明治26(1893)年3月30

¹⁴⁹⁾ 高橋 (1984) 214 頁

日に出獄し福島町(現福島市)に住み、福島実業新聞を発行したり、肥料会社を興し量産式の養鶏業を営むなどした。500 その後北海道夕張町に移住し、昭和15(1940)年2月26日、波乱に満ちた生涯を終えた。510

門奈もまた事件について語ろうとはしなかった。しかし、昭和3 (1928) 年4月,65歳になってようやく「東京挙兵之企図」を著した。彼はその中で次のように述べていた。

是迄、自由民権史の記述を為す者、種々誤認を伝え居り、往年自由党志士の企画に対して其真相を捕捉し得ざる為め、吾々当事者は勿論、旧来の同志知己及旧自由党として迷惑を蒙る場合も有之候。……尚一言申度は、旧来往々裁判所の判決文を著述唯一の材料の如く記載せる史籍も有之候え共、申迄もなく是は独立せざる司法官の手に、藩閥の手足たる警察官の調書を土台として成りたるもの、今日より云はば吾々同志を陥れたる反対党の故意に出たるもの、其假信用すべきものにあらずいい

政府から独立していない司法官が作成した判決書や藩閥政府の手足である警察官の調書などは、我われの反対の立場で故意に作成したものであり、これらに基づいて著された史籍をそのまま信じないようにと注意している。

門奈の戦略は、西郷の西南戦争のような勢力を以ってしても敗北したことをみると、到底土佐や奥羽より少数の勢力でしても全く成功の見込みがなく、中央政府のある東京において、熊本神風連が熊本鎮台を急襲して城将種田少将を斃したように自由党少壮の怨歌慷慨の志士を東京に集め、労働によって糊口を支え真の領袖以外の者には絶対に秘密を明かさず、半ば鹿児島の私学校風の寄宿舎を設け、同志700名を超えるようになったとき、咄嗟に決起し政府を襲うというものであった。

しかしながら、「大業遂行の初歩に於て、手段の為に蹉跌を来たしたるは、 志士の身に取て痛恨極りなく、東京挙兵の企画は粉砕して一場の夢と化せ り¹⁵³ ということになってしまった。

¹⁵⁰⁾ 高橋(1984) 217頁

¹⁵¹⁾ 田村(1978) 199頁

¹⁵²⁾ 高橋(1984) 219 頁

¹⁵³⁾ 高橋 (1984) 221 頁

被告人・弁護人らは、本件は国事犯であると主張したにもかかわらず、裁判 所はその点について一言も触れなかった。

② 甲府重罪裁判所

甲府重罪裁判所の裁判官は,裁判長甲府始審裁判所長鶴峰申敬・陪席判事田 原正斎・陪席判事補早川走一であった。強盗故殺事件として裁判を受けたの は,保多駒吉と小林篤太郎の2人であった。

(ア) 保多駒吉は、茨城県常陸国下館藩の士族の出であったが、幼少から聡明活発であった。明治14 (1881) 年、家督を継いだ兄義智に告げずに家を出て栃木に行き、同地の栃木中学校に入学した。明治15 (1882) 年秋、馬場辰猪・沼間守一が栃木に来て政談演説会を開き、彼らの雄弁滔々流れるような演説を傍聴して深く感動し、男児たる者一身を国事に捧げるべきであると考え、同中学校を退き東京に出て自由主義者と親しくなり、同年11月自由党に参加した。保多が聞いて感動した政談演説会に偶然臨場していた巡査が門奈茂次郎で、彼もまた感動して翌日巡査を辞めた。保多も門奈もこの時は互いに知らなかったが、奇しくも同じ演説を契機に自由民権運動に参加することになったのである。保多は大井憲太郎・富安正安らと知り合い東京の「有一館」に入り福島や栃木の同志と合流した。

彼は常々同志に「政府の施政は自由を牽制し、言路を壅塞し、全然聖勅と相背馳す。且つ非常なる鎮圧手段をもって、我われ人民に臨む。その横暴なる底止するところは果たしていずれの日ぞ。然りすなわち永く彼の下に屈せんよりは、むしろ我われより事を発するの優れるにしかず。しかも我われ事を発し、その不法なる内閣の組織を改良し、完美なる自由の政体を建設す。その行為たるまた丈夫ならずや。もし事敗る、も、三千五百万同胞の眼を醒ますに足り、かの薩長藩閥政府の徒をして猛省せしむに足る^[54]」などと述べていた。

保多は、明治17(1884)年9月、帰県して宇都宮県庁の開庁式に出席予定

¹⁵⁴⁾ 野島 (1966) 205 頁以下

の政府要人らの襲撃の謀議に加わった^[55] 彼が政府転覆を公然と唱え加波山事件に参加したのは、覚悟の上であり政治的な確信犯であった。それ故、彼は予審の結果、強盗故殺事件として取扱うことになったことを聞き「天下同感の志士を招き、公然と現政府に抗敵」したものであるのに、当局は「吾を強盗なり」とするとは何事かと号泣しつつ、国事犯として扱うべきことを訴えたが認められなかった^[56]

甲府重罪裁判所は保多駒吉(24歳9カ月)に対し,死刑を言渡した。その後、彼は悠然とその執行を受けた。

彼の辞世の句は

時ならぬ時に咲きにし桜花 散りてぞ花のいさおなるらんであった。^[57]

(イ) 小林篤太郎は、福島県福島藩の士族の出である。明治2 (1869) 年藩主板倉勝尚が参州三河国碧海郡重原に移封になったのに伴い父六蔵とともに同地に移った。廃藩置県後、武士は各々の業に就いた。父六蔵は帰農した。篤太郎は、少年時代悪太郎と呼ばれる餓鬼大将であったが、父から「花は桜木、人は武士、汝もまたこれ武士の族、すべからく王事を務め、国務に当たるべし」と論され、一念発起し同輩とともに「切偲会」を興して学問に励み、父の親友である三河の内藤魯一¹⁵⁸⁾の自由党に加わり、青年自由党を標榜する河野広躰・五十川元吉・草野佐久馬・琴田岩松と交流し、有司専制を断然改革する必要があり、立憲制度の早期確立を図るべき等大いに議論を戦わすところとなった¹⁵⁹⁾

¹⁵⁵⁾ 関戸(1903) 363 頁以下

¹⁵⁶⁾ 佐々木 (1992) 166 頁

¹⁵⁷⁾ 野島 (1966) 350 頁

¹⁵⁸⁾ 内藤魯一は、代々板倉候の家老職で、国替えのために重原に移り大参事として藩政を 執っていた。内藤は自由党の有力者となり「有一館」の館長をしていた。加波山事件で敗 走してきた小林篤太郎・横山信六・保多駒吉・玉水嘉一らを匿い旅費を与えて逃がした容 疑で逮捕され東京重罪裁判所で小林らの附帯犯として軽禁錮2月罰金5円に処せられた。 彼は愛知県会議長を長く務め、のち衆議院議員となった。彼には、板垣退助が岐阜で暴漢 相原尚襲に襲われたとき、これを投げ飛ばした武勇伝がある。私擬憲法「日本憲法見込案」 を起草した。

裁判所は、明治19(1886)年7月3日、小林篤太郎(20年1カ月)に対し、 行為当時未成年であったため、死刑に一等を減じ無期徒刑の判決を言渡した。 彼は石川島監獄から北海道の空知集治監に送られ模範囚として服役した。明

治27 (1894) 年10月26日,特赦により出獄した。

小林篤太郎は、愛知県に帰り東海日日新聞を創刊し、親戚の者と三五株式会社を興して経営した。草野佐久馬が来て手伝ったことがある。小林は、大正3 (1914)年7月、セブンスディー・アドベンティスト教会で受洗し、同8 (1919)年に按手礼を受けて牧師となり伝道に従事した。

③ 栃木重罪裁判所

栃木重罪裁判所の裁判長は、飯田恒男であり、検事は柿原義則であった。しかし、飯田判事は、水戸の天狗騒動¹⁶⁰⁾ に縁のある人で、加波山事件を常事犯として扱うことに反対し、国事犯として高等法院に移すことを上司に進言したが、突然大阪へ転任を命じられた。柿原検事もまた佐賀の乱を起こした江藤新平¹⁶¹⁾ に関係があることから、同様に転任させられた。判事や検事に身分保障などないのである。そのあとに来た判検事は、いずれも事件に理解のないーというよりロボットだった⁵²⁾

栃木重罪裁判所に着任した裁判長は、栃木始審裁判所長天野正世・陪席判事 補弓削元健・陪席判事補久徳知礼であった。検察官は検事植村長・検事補諸岡 良佐であった。

¹⁵⁹⁾ 野島 (1966) 53 頁, 高橋 (1984) 326 頁, 遠藤 (1971) 88 頁

¹⁶⁰⁾ 水戸の天狗騒動とは、元治元(1864)年3月、水戸藩の藩主徳川斉昭の死後、尊王攘夷派の藤田小四郎(東湖の子)・武田耕雲斎らが「天狗党」を結成、幕府に攘夷を実行させようとして筑波山(茨城県)で挙兵し、保守派の「諸生党」と争い、藩を分かつ騒動に発展し双方合わせて数百人の死者を出した。

¹⁶¹⁾ 江藤新平は司法卿のとき、わが国の司法制度の基礎固めに多大な貢献をした人で、明治6 (1873) 年10月、参議のとき欧米使節帰国組との征韓論争で西郷・板垣・後藤・副島らとともに下野した。江藤は帰郷したところ征韓論を支持する佐賀の不平士族「征韓党」に担がれて「佐賀の乱」を起こし、政府軍に鎮圧された。松山大学論集第21巻第1号拙稿309-312頁

¹⁶²⁾ 野島 (1966) 331 頁以下, 遠藤 (1971) 250 頁, いずれも榊原経武の「眠雲小伝」の記述を引いて. 飯田・柿原の転任には陰に働く力があったことを指摘している。

明治17 (1884) 年10月10日,司法省権大書記官人見恒民が,栃木始審裁判所の検事に司法卿山田顕義の内命を伝えた。尋問の際,暴徒が思想を述べても専ら強盗を取調べ,思想上のことには尋及しないよう注意し,暴徒がたって思想を申立てれば本案の付従物として聞き取るに留めよということであった。国事犯として扱うなという指示がすべての裁判所の検事に出してあったのである。

そこで検事は強盗故殺事件の常事犯として栃木始審裁判に起訴した。

栃木で裁判を受けることになった被告人は,河野広躰・天野市太郎・杉浦吉 副・鯉沼九八郎・大橋源三郎・佐伯正門の6名であった。

被告人らを弁護したのは、免許代言人の榊原経武・石沼佐一・渡辺小太郎・塚原保吉であった。^[63]

【免許代言人榊原経武】

栃木重罪裁判所の法廷で堂々の弁論を展開したのは、免許代言人の榊原経武であった。榊原は、千葉県下総関宿藩の士族の出で、明治5年頃、東京に出て法律学舎などに学び、明治11 (1878)年、代言人試験に合格し、翌12 (1879)年1月、栃木町で免許代言人として活動を開始した。20歳になったばかりである。640このころ栃木県は、自由民権運動が高揚しており、榊原は免許代言人として活躍しながら、自由党に参加し弁士として政談演説会に出て演説を行った。

加波山事件を起こした人物らとも交流があった。彼は横山信六を自分の事務所において代言人の仕事を学ばせ、明治17 (1884) 年3月、明治法律学校に入学させた。法律学を勉強させ免許代言人の資格をとらせようとしたのである。そして、毎月横山に仕送りをした。榊原の友人で免許代言人の石沼佐一・松島恂二がこれを知って応援した。榊原が警察に逮捕勾留されていたときは、石沼・松島がその仕送りをしたのである。650 横山は榊原・石沼・松島の応援を

¹⁶³⁾ 野島(1966)326 頁以下

¹⁶⁴⁾ 高橋 (1984) 47 頁

受けて明治法律学校で学んでいたが、友一館に出入りし河野広躰・琴田岩松・ 鯉沼九八郎や在京の仲間らと密議を行い、政談演説に飛び廻って法律学の勉強 どころではなくなった。横山は「我われが宇都宮県庁を要撃してその目的を果 たした後は、自分を判官に任命してもらいたい、そうすれば不義の栄華を貪っ ている者・無理非道の高利貸しを懲らしめ、細民貧民を救済する」という夢を 語っていた。そうしているうちに、彼は河野・門奈・小林らとともに軍資金を 得るため質屋を襲う小川町事件を起こした。

榊原は自由民権運動のために投獄された経験をもつ免許代言人で、官吏侮辱罪に問われた民権家らの刑事弁護をし、また、「日本国君の不幸を吊う」との投稿を掲載した栃木新聞に対する成法誹毀事件等の弁護人も務め、その名は広く知られ、弾圧で逮捕された同志の弁護に努めた。660

(ア) 河野広躰は、福島県磐城国三春藩の人である。祖父河野広可の長男が広牌・二男広孝夭逝・三男が広中で、長女シゲは内務省図書局に勤め画家でもあった河野雪巌に嫁し広躰が生まれた。その後、故あって母シゲは離婚し再婚する際、広躰は若松県の権大属であった叔父広胖に養われ、明治9(1976)年、広胖が死去するまで薫陶を受けた。その後、今度は叔父広中に引き取られ祖母リョ(広中の母)とともに石川に住んだ。広中は広躰を民権家に育てようとし、明治12(1879)年、15歳の広躰を土佐に連れて行き、立志社の分社である発陽社に入学させた。立志社や発陽社では、フランスやイギリスの書物を原書で読んでいた。フランス革命史・ルソーの民約論・モンテスキューの万国精理・ジョン・スチュアート・ミルの自由之理・スペンサーの教育学・ヘボンの心理学などである。大石正巳・植木枝盛・坂本南海男ら民権家は、みな原書を読むことができた。翻訳のない書物などは、森澤保如ほか教師たちが翻訳をしていた。

¹⁶⁵⁾ 高橋(1984) 156 頁以下

¹⁶⁶⁾ 榊原経武は、明治 20 (1887) 年に栃木代言人組合会長となり、明治 25 (1892) 年 3 月、 県会議員に選ばれ自由党のち憲政党に席を置いて活躍し、明治 30 (1897) 年、県会議長と なり県政界の重鎮となった。のち代議士を経て栃木町長、市制施行とともに昭和 12 (1937) 年、初代栃木市長を務めた。田村 (1978) 215 頁以下、遠藤 (1971) 35 頁

広躰は同様の学問をし自由主義思想を学び、演説討論の術を身に付けたのである。

明治13 (1880) 年,大阪で国会開設請願のための愛国社大会が開催されたとき,彼は土佐の民権家とともに大会に参加した。その後再び土佐に戻り学問を続けていたが,明治14 (1881) 年,祖母リョ病気の報に接し福島に帰ったところ,三島県令による道路開鑿工事等に関する福島事件が起こり,広躰は同志とともに遊説し,青年論客として各地で盛んに演説し政府や県令らの行為を非難し,東京の自由党本部の有力者に福島問題の重大状況を訴えるなど活動していたところ,明治16 (1883) 年1月,愛宕下で勾引されて福島に護送され,福島警察署で厳しい取調べと麻縄をもってしたたか手を打たれる拷問を受けた後,同年4月,高等法院に送られ予審を受け免訴放免された。

高等法院で国事犯として軽禁獄7年の判決を言い渡された広中は,石川島監獄から宮城集治監で服役していた。広躰は同監で広中に面会し差し入れをしたとき,軽挙妄動をしないよう論されたが,三島の暴政と叔父の服役姿を見るにつけ,彼の正義感から憤怒益々増し,福島側の中心的存在として三島暗殺の謀議に参加し,富松・琴田らとともに加波山に自由の旗を掲げ,暴虐政府の転覆を訴え蜂起した。

河野広躰は加波山事件の公判に臨んだとき弱冠 21 歳であったが、彼の陳述は午前 9 時から午後 4 時に至る堂々たるものであった。要約すると次のとおりである。

政治は多数人民の幸福福利を目的としなければならないが、東洋の人民は幾千年来卑屈の弊風に浸染してこれらのことを知らない。わが国は東洋の先進国としてこの迷霧を破らなければならない。そのためには、政治の最も完備した憲法政治議院制度をわが国においても取るべきである。それは人民の権利利益の保護のために必要であり、外交交渉のためにも必要である。立法行政司法三

¹⁶⁷⁾ 関戸(1903) 392 頁以下

権の独立という点からみて必要であり、財政の紊乱を整理することからも必要である。それはまた国民の教育・日本固有の精神気魄を発展させるために必要であり、上意を下達し下情を上通し頻繁に起きる内乱を未然に防ぐためにも必要である。

内閣諸公の為すところを見るに、表面は聖旨を奉戴し與望に随うように装っているが、その実を見れば政社を禁じ、言論を拘束し、志士を虐遇する等乱暴の限りである。我われは天賦の自由権利を保護するため、人民が国家に対する義務として勢い干戈を執って立つの止むなきに至った。しかしながら、少数の人間で政体を改革することは最も至難のことである。それ故、我われは天下を動かすべき大運動をなす気運を作り出すために、この一身を捨てて小運動を試みるに至ったのである。専制政治と立憲政体との間には、越えることのできない一大溝渠がある。我われは自分たちの身をもって、この溝渠を埋めるところの埋め草となし、わが国民に安心してこの溝渠を越えて立憲自由の佳境に遊ばしめるの心願である。[68]

そもそも立法行政司法の三権の独立は、人民の権利を保護し国家の安寧を維持するために、最も必要なものである。しかるにわが国においては、司法権は独立せず、法官に人を得ないで、司法権は常に行政官のために蹂躙されている。 それ故志士論客が国事を論じ政法を議すると、不逞の徒であるとか、国安を妨害するものであるとかいって、泰西文明の国民が殆ど想像し得ないほどの厳刑厳罰をもってこれを取り扱っている。

彼がこれに続いて裁判所に対して言ったことは、現在裁判に携わる者にさまざまな思いを抱かせ、自由と人権の擁護のために真剣に向き合い取り組むべきことを迫るものがある。

私ども今回の事件が国事犯であることは分かり切っているが、行政上の策から強いて法律を枉げ常事犯として罰せられないともいえない。果たしてそうであるならば、

¹⁶⁸⁾ 野島(1966)326頁以下

法官が法律を左右し刑罰を売るというもので、日本国民の安寧は一日も望むことができず、政府の威信国家の体面をも保つことができず、日本の裁判歴史上に磨滅することのできない大汚点を残すことになる。……現時の法律如何に至っては、深く意を留めないが、私ども事業の原因目的を後世の人に誤解されるに至っては多少の遺憾があるからここに陳述した。断獄のことについては、法官閣下の権限内のことであるから、閣下が法律と良心とにより公明なる判決を下されることを望んでいる。690

河野広躰は,裁判史上汚点を残さないように裁判官が法律と良心に基づいて 公明な判決をするよう求めた。そして,将来完全無欠な道理ある裁判所におい て、公正な裁判を受ける時期がくることを信じていると述べた。

栃木重罪裁判所は、強盗犯として河野広躰(21 歳5カ月)に対し、死刑に処すべきところ行為当時未成年者であったことから、一等を減じ無期徒刑の判決を言渡した。栃木重罪裁判所はこの事件を国事犯として扱う勇気をもたず(他の裁判所も同様であった)、彼らが目的としたことを完全に無視し、政府の意向に沿い彼らの最も嫌う破廉犯として裁いた。河野が、裁判所が行政上の策から強いて法律を柱げ常事犯として罰するならば、法官が法律を左右し刑罰を売ることになり、日本の裁判歴史上に磨滅することのできない大汚点を残すことになるといったが、そのとおりになった。

大審院も上告を棄却した。明治 19 (1886) 年 12 月,彼は東京の小菅から北 海道の空知集治監に送られ苦役に服した。

河野らが襲撃を計画した宇都宮県庁の開庁式は、明治17 (1884) 年10月22日に華々しく行われた。河野は後日談¹⁷⁰⁾のなかで、「私と杉浦は(栃木監獄の)未決囚として、その花火の音をモッコを担ぎながら聞いた」。実に無念で自分の腸は正に断たれる思いであった語り、また、空知集治監で服役していた明治25 (1892)年のある日、叔父河野広中と若き日の土佐の恩師板垣退助が訪ねてきた。2人は冷たい面会室で広躰に「我々のためにこんな迷惑をかけて誠に相すまぬ」と心から泣かれたと語った。

¹⁶⁹⁾ 野島(1966)330頁以下

¹⁷⁰⁾ 田村(1978) 225 頁に河野広躰の「加波山事件秘録(談話)」が収録されている。

板垣や河野広中らの努力により、広躰は、明治27 (1894) 年11月5日、特赦で出獄した。平島松尾代議士が出迎え、大歓迎会が開かれた。その後、彼は勝れた政治感覚を以って叔父広中を援けていたが、明治29 (1896) 年5月、星亨が公使として米国に赴任する際、随行した。ボストンの学校に学び、1年後ニューヨークで仕事をして資金を得た後、明治31 (1898) 年2月、フランスに渡り、同年6月に帰国した。その後、星の斡旋で移民会社を興し、メキシコやアメリカを数回往来した。人生の殆ど大部分を獄中と外国との関係で送った。広躰はかつての同志の追悼碑を建立するために奔走した。愛宕下に住んでいたころ訪ねてきた天野市太郎と酒を酌み交わし楽しんでいた。のち横浜の綱島温泉に庵を結び松籟を友として暮らし、昭和16 (1941) 年2月、77歳で波乱の生涯を終えた。

(イ) 天野市太郎は、福島県磐城国三春藩の士族の出で、父一八は三春藩の下級武士であった。官軍に付いた三春藩は、二本松・会津攻撃に参加し、父は会津の要衝「母成・峠」の激戦で死亡した。天野が2歳の時であった。父が戦死したので、母ヨシの実家(三春藩士の真城家)で育てられた。市太郎は藩校師範であった熊田嘉膳の保守的な漢学塾に学んだが、正道館の様子を探るため、山口守太郎・五十川元吉・大高末時らとともに入校し、天野は大高と一時退去したが間もなく正道館に戻ってきた。高知からきた教師西原清東・弘瀬重正の自由民権思想に共鳴したからである。その後、天野は、山口守太郎・大高末時らと一緒に自由民権運動をするようになった。彼の性格は、外容は悠々然とし、無邪気なことは従兄弟の琴田岩松に似ていたが、その気性は毅然としていた。彼は国事を論じ自由を求め、鯉沼や同憂の士とともに加波山事件に参加した。がは国事を論じ自由を求め、鯉沼や同憂の士とともに加波山事件に参加した。である。行為当時未成年であったから一等を減じ無期徒刑を言渡した。彼は大審

¹⁷¹⁾ 高橋(1984)202頁, 田村(1978)184頁

¹⁷²⁾ 田村 (1978) 191 頁以下, 高橋 (1984) 248 頁

¹⁷³⁾ 野島 (1966) 103 頁

院に上告したが棄却され、東京の小菅から空知集治監に送られて服役した。

彼は明治27 (1894) 年11月,特赦により出獄した。東京に出て日本赤十字ほか職を転々していたが,河野広躰の斡旋で芝公園の職員となり66歳の生涯を終えた。晩年河野広躰と酒を酌み交わすのを何よりの楽しみとしていた。「ウンド浦吉副は、福島県磐城国相馬藩の士族の出で、父菊右衛門は勘定奉行であった。杉浦は、明治11 (1878) 年、三春銀行に勤めていたころ、自由民権運動が盛んになりこれに共鳴して参加するようになった。「外見は温柔であるが、内実は剛毅果敢の性格であった。福島事件で獄に繋がれた者400余名の惨状を見て憤怒骨髄に達し、藩閥政府の目に物見せてやると決意し、横山・河野・五十川・鯉沼・佐伯らと交流を深め、国事を論じ議論を闘わせた。

杉浦が栃木重罪裁判所の公判で行った藩閥政府に対する批判は痛烈であった。

生等の意思目的たるや、専ら政府を転覆して革命を図るの一点に存す。抑も政府なるものは、人民の自由権利を保護し、康福安寧を維持すること唯一の職分なれ、現政府果たして如何、人民苛税に苦しみ、殆ど飢塞を免れざらんとす。…これに加うるにわが福島及び栃木県に至りては、県庁及び郡衙の新築、道路開鑿等すべて不朽の土木濫與し、寄付金と号して毎戸の出金を強ひ、其敷地の如きは、所有主に断りなく処分し、然る後に寄付を促すに至り、其所為専ら強迫に出で又農の時を奪ふて細民を使役い、圧制至らざる所なし3⁷⁶

杉浦は普段は穏やかな人で、富松が最も信頼していた。福島県関係者の中で最年長者であったから皆に頼りにされていた。「温厚の長者」であり、「水の如き人」であった。⁷⁷⁰ 彼は監獄の規則を守り、柔和で物静かであった。看守が汝も爆弾を投げたのかと疑うほどであった。水の本性はいたって静柔であるが、一たび激すると奔騰横溢その勢いを止めることができず、のち静かになる。温厚の長者でさえ激せざるを得ない政治状況であった。

¹⁷⁴⁾ 田村 (1978) 193 頁, 高橋 (1974) 257 頁

¹⁷⁵⁾ 田村 (1978) 168 頁

¹⁷⁶⁾ 関戸(1903) 369 頁以下

¹⁷⁷⁾ 関戸 (1903) 369 頁, 遠藤 (1971) 123 頁

裁判所は杉浦吉副(39歳5カ月)に対し、死刑を宣告した。

杉浦の辞世の句は

今更に何にか惜しまん大丈夫の かくなるものと予て思えば であった。^[78] 自由と権利のために一身を投げ捨てて専制政府を転覆する覚悟の 蜂起であった。

(エ) 鯉沼九八郎は、栃木県下都賀郡稲葉村の豪農の出で、父兵彌は県会議員を務める地元の有力者であった。九八郎 15歳のとき、藩校に入り文武両道を学び、国会開設請願運動が高まるや榊原経武・田村順之助らとともに県下を遊説して人民の啓蒙に努めた。彼は栃木自由党の中心的存在となり、明治 16年(1883) 11月、飛鳥山で自由青年運動会を富松正安・仙波兵庫らと開き、100名余を集めて気勢を揚げた。九八郎は壮士の親分肌で琴田・横山・佐伯・山口・草野・河野広躰ら同志の信頼を集めた。

鯉沼は苦心して自家製の爆弾を製造中、暴発して左手首を失う大怪我をし石塚病院に担ぎ込まれて入院した。^[79] そのため加波山の蜂起には参加できなかったが、彼の製造した爆弾は、一連の事件で使用されて威力を発揮し警察を驚愕させた。これが政府に「爆発物取締罰則」(明治17年12月27日太政官布告第32号)を制定させるきっかけとなった。また、政府要人の警護は益々厳重になった。

裁判所は鯉沼九八郎(32歳5カ月)に対し、有期徒刑15年の判決を言渡した。¹⁸⁰

彼は出獄後,板垣退助・河野広中らから,中央政界で活躍するよう勧められた。しかし,彼はこれを断り地元で政治家として働く決意をし,栃木県会議員として県政界で活躍した。「隻腕の加波山将軍」と呼ばれた。

(オ) 大橋源三郎は、栃木県下野国下都賀郡赤津村の豪農の出である。父栄四郎

¹⁷⁸⁾ 関戸 (1903) 367 頁以下, 野島 (1966) 350 頁

¹⁷⁹⁾ 石塚病院の院長石塚鼎吾は自由主義者で、巡査の引渡請求を拒否した。彼は鯉沼と同様に爆弾製造中に暴発負傷した館野芳之助の治療にも当たった。田村 (1978) 89 頁

¹⁸⁰⁾ 関戸(1903)415 頁以下、我妻ほか(1969)

は県道に出るまで他家の土を踏まなかったというほどの地所を所有していた。 大橋は、鯉沼九八郎の親友である。その性格は多情多血の熱血漢で、国事を論 じるときは、必ず口角泡を飛ばし涙を流して慷慨した。自ら壮士を養い書生を 置き、鯉沼の爆弾製造の一部を自宅で分担製造し、圧政政府の転覆を企図する 加波山に馳せ参じて自由の魁になろうとした^{[81)}

裁判所は大橋源三郎 (33歳10カ月) に対し,正犯の有期徒刑より一等を減じ,重懲役9年の判決を言渡した。彼は栃木監獄で服役した。彼の政治活動により大橋の家は大きく財産を減じた。明治25(1892)年10月病死した。

(カ) 佐伯正門は、石川県加賀国金沢の士族の出である。栃木町で中学校教員をしている同郷人に勧められ、その地の小学校教員となったが、これを辞めて栃木警察署に務めた。しかし、上司と激論して僅か4か月で警察署も辞め、下野新聞社に入り編集担当となった。藩閥政府は、西南戦争に勝利を得たことの余勢をかって自由党の抑圧に急なることを佐伯は黙っておれず、その新聞の論説欄に「政府転覆説」を載せたところ、明治15(1882)年5月、栃木裁判所で軽禁錮1年の刑に処せられた。出獄後、法律の勉強をはじめたが、やがて免許代言人榊原経武のところで書生をしていた横山信六と知り合い政治活動をともにするようになった。横山を通じて鯉沼九八郎と知り合い、国事を論じ政府の顕官を暗殺する挙を断じ、鯉沼と往来しているうちに、琴田・天野・大橋・草野・山口ら栃木・福島の同志と知り合い交流を深め加波山事件に参加した。820

裁判所は佐伯正門(26歳7カ月)に対し,正犯の有期徒刑より一等を減じ, 重懲役10年の判決を言渡した。彼は栃木監獄で服役した。出獄後,長年宇都 宮に住んでいたが,晩年は故郷金沢へ帰った。

(キ) 山口守太郎は、福島県磐城国三春藩の士族の出で、近くに琴田岩松の家があった。正道館で学び自由主義思想を身につけ、17歳のとき土佐の発陽社に入学し、政治学や人権論等西洋の諸学問を学んで数年を過ごしたのち帰郷し、

¹⁸¹⁾ 野島 (1966) 121 頁, 田村 (1978) 204 頁

¹⁸²⁾ 野島 (1966) 122 頁以下, 田村 (1978) 202 頁以下, 遠藤 (1971) 82 頁

天野・琴田・五十川・鯉沼・大橋ら自由思想の同志らと往来し終始行動をとも にした。

栃木軽罪裁判所の予審が終結し、国事犯でなく強盗故殺罪の常事犯として栃木重罪裁判所に移すことを言い渡されたとき、直ちに異議申立てをし数千言を用いて有司専制を非難し、今回蜂起に及んだ動機目的を述べ、強盗犯とするのは不当非理であることを攻撃し国事犯として裁判すべきであると主張した。

彼は病に侵され重罪裁判所が開かれる前に栃木監獄で死亡した。19歳の若さであった。¹⁸³

④ 千葉重罪裁判所

千葉重罪裁判所の裁判官は,裁判長判事河村幸雄・陪席判事補安藤守忠・陪 席判事補鈴木一で,検察官は塩野宣健であった。

裁判を受けた被告人は、富松正安一人であった。富松は茨城県下館藩の士族の出で、師範学校に学び小学校の教員をしていた。明治13 (1880) 年、茨城県下に自由民権の動きが急速に高まった。彼は自由民権思想に深く共鳴し、立憲政体の確立が急務であると考え、有志とともに国会開設請願運動のため郡村を奔走したが、この請願運動により富松は茨城自由党の中心的存在となった。

他方,太政官布告等が出るたびに民権を圧迫し,言論出版集会の天賦の権利を剥奪し,小学校の教員は政治団体に参加することができず,生徒は政談演説会を傍聴することも禁止しているのは,藩閥政府の奸臣が権力を弄ぶものであると憤り,富松は教育界を去って自由民権運動に専念することにした。⁸⁴⁾ 彼は上京して民権家らと国事を論じ,県下の自由民権思想を強固にするために,新桜田町に青年の合宿所「集合館」を設け,大いに同志らと自由と民権を論じた。免許代言人の大井憲太郎・星亨らが財政面でこれを支援した。⁸⁵⁾ 富松は,鯉沼九八郎・仙波兵庫らとともに,明治 16 (1883) 年 11 月,東京飛鳥山で自由青

¹⁸³⁾ 関戸(1903) 390 頁以下, 田村(1978) 180 頁以下, 遠藤(1971) 249 頁

¹⁸⁴⁾ 遠藤(1971)57 頁

¹⁸⁵⁾ 関戸(1903) 351-353 頁

年大運動会を開催し、集まった100名余の血気に逸る青年民権家たちと親交を深めた。¹⁸⁶加波山事件に参加する人脈ができたのはこのころで、彼らとの交流により、言論で格闘してもその効なく、血雨を注いで専制政府を倒すことが急務と確信するに至った。こうして遂に加波山事件を起こし、年長者であり統率力があることから推されて盟主となった。千葉で逮捕された富松は、千葉重罪裁判所で裁判を受けることになった。

千葉県は、自由民権運動、国会開設運動、集会結社言論出版の自由を求める 運動などの盛んなところであった。千葉の免許代言人は、これらの運動で検挙 された人々の弁護に当たった。明治 10 年から 19 年までの間、千葉で活躍した 免許代言人は、岩崎直諒・加納徳兵衛・板倉中・松崎勤吾・杉山安蔵・長岡衛 ほか 10 名合計 16 名が活躍していた。870

【免許代言人板倉中】

富松を弁護したのは、千葉の免許代言人板倉中であった。板倉は安政3 (1856) 年に千葉県白子町関字中富に生まれ、明法学舎においてフランス法を学び、明 治12 (1879) 年に代言人試験に合格して免許代言人となり、千葉で活躍する ようになった。板倉は大井憲太郎とともに自由党の有力者であり、本件のほか 大阪事件・大津事件などの弁護を担当し、千葉代言人組合の会長になった。

富松は弁護人板倉に対する書簡の中で、加波山事件を起こした理由とその心情を切々と訴えている。^[89] 自分や自由党員たる三浦文次・杉浦吉副外十有余名が、明治14(1881)年、社会の人民に先立って自由主義をとり、母子恩愛の情を絶って友一館^[90] の寄宿生となり大切な身を自由ために投じて、日夜わが

¹⁸⁶⁾ 関戸 (1903) 354 頁

¹⁸⁷⁾ 千葉県弁護士会(1995) 24 頁

¹⁸⁸⁾ 免許代言人板倉中は,日比谷焼打事件・平民新聞事件・大逆事件・大日本製糖事件など著名事件の弁護人も勤め,衆議院議員を務めた。千葉弁護士会(1995)24-25頁,33頁

¹⁸⁹⁾ 野島の「加波山事件」には、富松の弁護人板倉に出した書簡(弁明補言)の全文が掲載されている。

¹⁹⁰⁾ 京橋に自由党本部「寧静館」があったが、築地に「友一館」があり自由党青年の道場・ 合宿所で血気にはやる若者たちが集まり、国事を論じ自由民権を語り合った。

国政の如何を憂慮し慷慨熱心の極度に至り、遂にわが政府を転覆する先鞭をつ ける謀議に賛成した。政府を変えるためには、種々の手段・方法がある。演説 や新聞等をもって社会公衆の志気を起こし活発にして、徐々に平和裡に目的を 達する方法、或いは、陽に政府の官吏となって陰に己の主義を拡張し、暗に要 路の顕官を倒して希望を遂げる方法などがあるが、我らの意思は、一つは現時 政府要路の権臣を倒し、二つは一国の義兵を集めてもって政府を転覆し、明治 元年以来天皇の詔辞を奉戴し、人民の幸福自由が得られる善美な立憲政体を確 立し、然る後全国一致の民力をもって早く不正条約を改正し、治外法権をなく し国威を海外に輝かそうとすることである。明治10年以来わが国人民も漸く 政府の何物かを知った。然るに政府は益々圧政を行い、権臣は社会の公道を忘 れて一己の私利を図り、人民の疾苦を顧みない。米英の革命を観察し、近くは わが国幕府の革命を見ても知ることができるのであって、われら少数の者で あっても, 一国同志の率先となれば必ず続いて起きることは, 古今に照らして 見やすい道理である。遡って一般の状況を顧みれば、賢愚男女の別なく日夜政 府を怨視する状態を顕している。これは政府を転覆する好機会であると考え、 義旗をまず茨城県加波山に掲げた。関東の自由党員ら自由主義をとる者、政府 を怨む者らに檄文を飛ばせば、挙って集合すると先見し、急激の手段を決行し たのである。社会の悪視する所為をもって一己の利益を謀る心のないことは、 天が知り,地が知り,人が知るところである!91)

富松は、キリスト教を信じ、みずから進んでキリストの前に罪人であることを自認した。それ故、天を欺き人を欺くことは、決して許されないことである。自分が警察や予審で述べたこと、公判廷で陳述したことは真実であり、ただ天凛一片の誠心あるのみであると述べている[92] 彼は獄の中で新約聖書を読みキリストを信じて、ただその心身の潔白であることを祈った。仮令いかなる惨酷

¹⁹¹⁾ 野島 (1966) 343-344 頁

¹⁹²⁾ 野島(1966)343頁,347頁 明治時代のキリスト者には,進歩的な人士が多く,熊本バンド・札幌バンド・横浜バンドなど藩閥外出身者が多く政府に批判的であった。

な刑を受けるとも、人は元来アダムの末裔であり原罪を負った肉体を有するものであるから、決して惜しむものではないといった。

弁護人板倉は、富松に頼まれて、玉水は仔細を知らず友誼上加わったに過ぎず、他の者と同罪に処せられるのは不当であると書いた東京重罪裁判所宛の上申書を、玉水の弁護人松尾清次郎に託するなど仲介の労を惜しまなかった。富松の述懐の句は、「魁けて人に見せばや梅の花 散りてこの実を結ぶうれしさ」であった。

千葉重罪裁判所は,富松(38歳10カ月)に対し死刑の宣告をした。彼は従容として退廷し,友人らに書物を分かち与え,今は濁世に用なしとし,明治18(1885)年10月5日,死刑の執行を受けた。

富松の辞世の句は

初瀬山紅葉の色はまだ薄し ときへて後の錦をぞ見む であった。^[94] 日本に自由の世界が実現することを後世に託したのであった。

⑤ 政治犯を強盗犯として処断

青年自由党員らの行動は、檄文に示しているように人民の天賦の自由と幸福のために、圧政政府を転覆し完全なる自由立憲政体を図るための蜂起であった。彼らは政治的確信犯であったにもかかわらず、四裁判所はこれらには一切触れることなく、彼らが最も嫌う強盗犯として死刑・無期など最も重い刑を言渡した。

自由党員らのショックと憤りは大きかった。彼らは、加波山事件は強盗故殺等をしようと欲したのではなく、暴政を矯正するため事を起こしたことは明白であると主張し、政府が各裁判所の宣告を同一にさせ、悉く強盗故殺をもって論じさせたのは、まったく志士の面目を汚損するものである。国事を計画しその手段中一つの不正行為があれば、国事犯の主罪で罰しないで、その手段中不正の行為をもって罰し、将来国事に関することを為す者があっても常事犯で論

¹⁹³⁾ 高橋 (1978) 年 164 頁

¹⁹⁴⁾ 関戸 (1903) 363 頁, 野島 (1966) 350 頁

じ志士の面目を汚損し、史上に汚名を留め後世人の誹りを受ける。天下の有志 はこれを恐れて国事に関することを為す者なきに至る。実にその仕向け方の憎 むべきは筆舌に尽くしがたいと激しく非難した!95)

司法権の独立も裁判官の職権の独立もなく、当時の裁判所は政府の強い影響下にあり、裁判とはいいながら如何にも危ういもので、正義の裁判が行われることを望んだ被告人らには実に過酷な結果となった。

⑥ 被告人の親族が弁護人を訪問

横山信六の父池上新蔵と門奈茂次郎の親族門奈龍太郎が、各代言人を訪れ感謝の言葉を述べた。北田・浦田は、誠に不法な裁判で、聞くところによると各裁判所とも死一等を減じようと稟議されたようであるが、政府が許さなかったのは遺憾千万であるといい、山田・松尾も誠にお気の毒で、これまで尽力したがその効がなかったことは誠に遺憾であると語った。960

⑦ 厳罰処分は国事犯の発生を防止できたか

加波山事件が起きた当時の自由党本部は、既にその統制力を失っており、血気にはやる若者僅か16名で圧政政府を相手に加波山で決起した。彼らは山を下りた後、警察隊に白刃を振るいと爆弾を投げつけて血路を開き、宇都宮監獄の解放と県庁襲撃に向かおうとしたが、多勢に無勢で落ち延びるのに精一杯であった。

事件関係者は、政府の意向に従う四つの裁判所で、強盗故殺罪として判決の言渡を受けた。死刑7名(三浦・琴田・横山・小針・保多・杉浦・富松)・無期徒刑7名(草野・五十川・玉水・原・小林・河野・天野)・有期徒刑15年1名(鯉沼)・有期徒刑13年1名(門奈)・重懲役10年1名(佐伯)・重懲役9年1名(大橋)・獄死1名(山口)・戦闘死1名(平尾)で、国事犯の福島事件に比べて極めて重い刑で処断された。

彼らの決起は全国に大きな衝撃を与えたが、そのとき呼応する者は見られ

¹⁹⁵⁾ 稲葉 (1970) 575 頁

¹⁹⁶⁾ 稲葉 (1970) 574 頁

ず、自由党本部とも、また民衆からも離れて浮き上がってしまった。自由と権 利を求め藩閥政府を転覆せんとする彼らの企図は夢と散った。

この時代においては、政府の裁判所に対する干渉が強く、裁判所は政府の意向に沿う裁判をしていたといわざるを得ない。加波山事件の被告人らに対し、極刑を科す厳しい処罰をしたにもかかわらず、その後も群馬事件・秩父事件・飯田事件・名古屋事件・大阪事件・静岡事件など自由と権利を主張して圧政政府の転覆を謀る過激な事件が相次いで発生した。

ボアソナードは、国事犯に死刑を科すことに反対であった。死刑で威嚇しても止めることができず、死刑を恐れるように心を制することもできない。謀反の首魁や始謀者を死刑にした後も、度々同様の謀反が起きることは歴史上見るところである。首魁を死刑に処すると却ってこのために憤怒の情及び報復の念を醸成し、死せる者をその党のために名誉あるものとみなし逆効果となる。したがって、首魁であっても死刑を科すのではなく無期流刑とすべきであるというのである。加波山事件をはじめその後の事件をみても、ボアソナードの主張を裏付ける結果となった。

福沢諭吉もまた、国事犯はそのことを憎んでもその人を憎むべきではない。 江藤・前原を処刑せず西郷も死に追いやることなく、五稜郭戦争の榎本武揚のような扱いをすれば、国家のために有益な働きをすることができたはずであると述べている。^[97] 加波山事件等で生き残った関係者が、その後良い働きをして社会に貢献した事実をみると、これまた真実であることを知るのである。

⑧民権家キリスト者

加波山事件の民権家小林篤太郎や富松正安は、キリスト者になった。民権家には彼らと同様にキリスト者となったものが少なくない。片岡健吉・中島信行・植木枝盛・中村正直・西原清東・大井憲太郎・長屋忠明・玉置格・中山貞楠や福島事件の兼子常五郎などである。

¹⁹⁷⁾ 松山大学論集第 21 巻第 1 号 (2009) 拙稿 312 頁以下

大井憲太郎は、免許代言人の草創期を開拓し自由党進歩派の指導者として活躍した。多くの国事犯事件の弁護人を務め、大阪事件では自ら被告人となり有罪判決を受けて入獄するなど波乱万丈の生涯であったが、晩年はギリシャ正教の信徒として過ごした。

長屋忠明は、松山の自由民権運動の先駆者で政治結社「公共社」を結成し、松山自由党・海南協同会の代表的人物であったが、横井時雄牧師と出会って今治教会¹⁹⁸⁾で受洗し、明治 18 (1885)年、二宮邦次郎が牧会する松山教会¹⁹⁹⁾に入り、二宮牧師の伝道と松山女学校(現松山東雲女子大学)の創立に協力した。キリスト教が松山地方で盛んになったのは、長屋らが与って力があった²⁰⁰⁾長屋は推されて市会議員・県会議員・衆議院議員として活躍した。

玉置格・中山貞楠は、明治14 (1881) 年頃から奈良地方で熱心に自由民権運動に取り組んでいた免許代言人であったが、明治18 (1885) 年10月、キリストの真理を知り2人とも聖公会宣教師から洗礼を受け、協力し合って聖公会奈良基督教会を設立し、奈良県各地で伝道集会を開いて、玉置は「父よ彼らを赦し給え」と題する説教を行うなど牧師に負けないほどの伝道を行った。中山は伝道に使命を感じて代言人を廃業し、東京の神学校に学んだ後キリスト教伝道のために一生を捧げた。玉置はキリスト教伝道における教育事業の重要性に気付き、明治20 (1887) 年、奈良英知学校(のち奈良尋常中学校)を開校し、数人の男女の外国人教師も加わって進取的な教育を行った。県下から多くの英才が入学し有為な人材を世に送り出した。この学校はアメリカ聖公会伝道局の方針変更により廃校となった。教育の重要性を認識している玉置は、私財を投じて明治30 (1897) 年に奈良育英学校(のち藤井高蔵が引き継ぎ奈良育英女

¹⁹⁸⁾ 今治教会は, 明治 12 (1879) 年 9 月 21 日に設立された四国で最初のプロテスタント教会で, 現在の日本基督教団今治教会である。初代牧師は横井時雄(熊本出身)であった。

¹⁹⁹⁾ 松山教会は、今治教会の横井牧師の伝道によりキリスト者となった松山在住の者 47 名が、明治 18 (1885) 年 1 月 28 日に設立したプロテスタント教会で、現在の日本基督教団 松山教会である。初代牧師は二宮邦次郎(高梁出身)であった。

²⁰⁰⁾ 愛媛県史近代 2 (1984) 597 頁

学校となる。現奈良育英学園)を設立するなど教育界においても多大な貢献を した²⁰¹

兼子常五郎は福島県河沼郡勝常村の自由主義者で、福島事件において三島県令の専恣暴虐の下に屈従してはならず、塗炭に苦しむ人民を救うべきであるとして、赤城平六・五十嵐武彦・山口千代作・中島友八・小島忠八・佐治幸平らとともに各地で人民有志者と会合を開き、道路開鑿事業は専恣抑圧の施行であり施政者の暴虐無道を詞訟において明らかにすべく、県令を相手として出訴するのが相当であると申し合わせ、兼子は訴訟委員の副員となり、人民の多数の委任状の取り纏めや連絡に奔走するなど活躍したが、探偵や巡査にいつも付け狙われて訟関係者として逮捕投獄されてしまった。彼は出獄した後、京都へ行き新島の同志社英学校に学び、明治23(1890)年には同志社教会で小崎弘道牧師を助けて礼拝の司会や委員として奉仕し、その後キリスト教会の牧師として福音伝道の生涯を送った。

民権家らはなぜキリスト者になったのであろうか。

自由民権運動は、キリスト教思想と深く繋がるところがあった。自由民権の 思想は、人間の自由と権利は、国家によって付与されるものではなく、生まれ ながらにして天(神)より与えられたものであるという考えに拠っていたから である。民権家は共通して官憲による激しい弾圧を受け、裁判、そして獄窓生 活を送るという真に苛酷な体験をしている。その極限の体験のなかで人生とは 何かを深く考えたのである。

キリスト教会の牧師もまた人民の自由と権利の伸張のために自由民権運動を 行った。本多庸一や横井時雄などがその代表である。

明治8 (1875) 年10月, 弘前教会を創立した本多庸一203 は, 青森県の自由

²⁰¹⁾ 奈良弁護士会(1992)193 頁以下

²⁰²⁾ 高橋 (1984) 332 頁以下

²⁰³⁾ 横浜の宣教師ブラウンやバラのもとで洋学やキリスト教思想を学んだ本多庸一は,バラから受洗したキリスト者で植村正久・井深梶之助らとともに横浜バンドの一人である。 キリスト教学校教育同盟 (977) 142 頁以下

民権運動を指導して各地を廻り政談演説と伝道を行った。彼が菊池九郎とともに設立した東奥義塾(現東奥義塾高校)を基盤として結成された政治結社「共同会」は、青森県下の自由民権運動の中心となって活動したが、本多がその指導者であり、県下3,000人の代表として国会開設建白書を元老院に提出したこともある。彼はキリスト教会の牧師であったが、自由民権運動に積極的に取り組み県会議長となり、のち青山学院長を務めるなど宗教・政治・教育界で活躍した。

今治教会の牧師であった横井時雄²⁰⁴ は、キリスト教伝道のかたわら、明治 17 (1884) 年2月、「海南協同会」主催の四国自由大懇親会に出席し、板垣退助 (土佐)・小笠原鹿太郎 (土佐)・門田正経 (松山) らとともに政談演説を行い、森脇直記 (土佐)・久保財三郎 (高松) や長屋忠明・藤野政高 (松山) ら 民権家とも親しく交流をもった。横井はのち政治家に転身し、立憲政友会に属する衆議院議員となった。

結 び

政府の転覆や政府要人の暗殺を謀る激化事件は、加波山事件の前後にも起きている。明治17 (1884) 年5月の群馬事件、同年10月の秩父事件、名古屋事件、同年12月の飯田事件、明治18 (1885) 年11月の大阪事件、明治19 (1886) 年6月の静岡事件などである。そして、明治20 (1887) 年10月に始まった大同団結運動、2府18県の代表が東京に集結した三大事件建白と「保安條例」による民権家追放事件があった。明治22 (1889) 年2月、明治憲法の制定と国会の開設、衆議院議員総選挙、法典論争が起きた。

²⁰⁴⁾ 新島襄の同志社英学校で薫陶を受けた横井時雄(伊勢時雄)は、小崎弘道・宮川経輝・海老名弾正ら熊本バンドの一人で、今治教会の初代牧師に就任し、7年間の在任中、今治のみならず伊予小松・西条・松山などにもキリスト教の伝道をした。彼の火のような伝道は、多くの人々に感銘を与えた。横井の西洋文化思想とキリスト教に触れて信仰をもった今治の青年達は、積極的に西洋文明に目を向け近代商工業を導入し今治のタオル産業や造船業を開いた。

次回はこれらの重大事件に免許代言人・民権家らがどのように取り組んだの かをみてみたいと思う。

参考文献

足立重吉『代言人評判記』 秩山堂 (1886), 日本法曹界人物事典 (代言人時代) ゆまに書房 (1996)

稲葉誠太郎(編)『加波山事件資料集』三一書房(1970)

稲田雅洋『自由民権運動の系譜』吉川弘文館(2009)

板垣退助(監修)遠山茂樹佐藤誠朗校訂『自由党史下』岩波文庫(1958)

岩手弁護士会史編纂委員会(編)『岩手の弁護士』岩手弁護士会(1997)

愛媛県史編纂委員会(編)『愛媛県史資料編近代2』愛媛県(1984)

遠藤鎮雄『加波山事件』三一書房(1971)

大久保泰甫『ボワソナアド』岩波新書(1977)

大谷實『刑法講義各論新版第2版』成文堂(2007)

日下南山子(編著)『日本弁護士高評傳』誠協堂(1891),日本法曹界人物事典(代言人時代) ゆまに書房(1996)

鹿児島県弁護士会会史編纂委員会(編)『鹿児島県弁護士会史』鹿児島県弁護士会(2004)

キリスト教学校教育同盟(編)『日本キリスト教教育史』創文社(1977)

佐々木克「日本近代の出発|『日本の歴史印』集英社(1992)

島津豊幸 (編著)『愛媛県の百年』山川出版社 (1988)

庄司吉之助『日本政社政党発達史』御茶の水書房(1959)

関戸覚藏『東陲民権史』養勇館(1903)

田岡嶺雲『明治叛臣傳』日高有倫堂(1909)

高橋哲夫『福島自由民権運動史』理論社(1954)

高橋哲夫『加波山事件と青年群像』国書刊行会(1984)

田村幸一郎『加波山事件始末』伝統と現代社(1978)

千葉県弁護士会会史編纂委員会(編)『千葉県弁護士会史』千葉県弁護士会(1995)

手塚豊『自由民権裁判の研究(上)』慶応通信(1982)

仲村菊男『星亨』吉川弘文館(1963)

長井純一『河野広中』吉川弘文館(2009)

奈良弁護士会会史編纂委員会(編)『奈良弁護士会史』奈良弁護士会(1992)

新潟弁護士会史編纂委員会(編)『新潟弁護士会史』新潟弁護士会(1940)

日本弁護士連合会『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会(1959)

野沢雞一『星亨とその時代1』平凡社(1984)

野島幾太郎著『加波山事件』宮川書店(1900)

野島幾太郎著林基・遠藤鎮雄(編)『加波山事件』平凡社(1966)

長谷川昇『博徒と自由民権・名古屋事件始末』中公新書(1977)

服部之總『服部之總全集 11 自由民権』福村出版(1974)

英晴次郎 (編) 『代言人評判記』出版英晴次郎 (1886), 日本法曹界人物事典 (代言人時代) ゆまに書房 (1996)

原口令成(編)『高名代言人列傳』出版原口令成(1886),日本法曹界人物事典(代言人時代) ゆまに書房(1996)

平野義太郎『大井憲太郎』吉川弘文館(1965)

広瀬順皓(監修・編集)『政治談話速記録第7巻』ゆまに書房(1999)

福島県『福島県史第十一巻(資料編六)近代資料一』臨川書店(1964)

福島県弁護士会会史編集委員会(編)『福島県弁護士会百周年記念誌』福島県弁護士会(1993)

平沼騏一郎回顧録編纂委員会(編)『平沼騏一郎回顧録』学陽書房(1955)

ボアソナード『刑法草案註解 (上下巻)』司法省 (1886)

町田岩次郎(編)『東京代言人列傳』漸進堂(1881),日本法曹界人物事典(代言人時代)ゆまに書房(1996)

三宅雪嶺『同時代史第二巻』岩波書店(1950)

吉野作造(編)『明治文化全集第二巻』日本評論社(1929)

我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光(編)『日本政治裁判史録明治・後』第一法規(1969)